

巻 頭 言

子ども・若者の生活世界へのまなざし —臨床教育学が開く地平—

東京福祉大学

大学院教育学研究科長・教授 高橋 勝

1. 臨床教育学の現在

2001年春、筆者は研究仲間とともに、子どもや若者の育ちを人間学的に研究する臨床教育人間学研究会を発足させた。この研究会は、2003年4月より、全国的規模の臨床教育人間学会として組織され、現在に至っている。しかし、教育学の世界では、「実践」というコトバには馴染みがあるが、なぜ「臨床」なのか。当初は、いぶかしく思う人も少なくなかった。これには、たしかに理由がある。

教育学では、長い間、理論と実践の統合（あるいは往還）ということが言われてきた。教育学（Pädagogik, pedagogy）というコトバの語源は、パイダゴギーケー（paidagōgikē）という古代ギリシア語である。この語は、子どもを表す「パイドス（paidos）」と「導く」を表す「アゴー（ago）」が結合したコトバである。だから、パイダゴギーケーとは、「子どもを導く術」という意味であった。教育学は、単なるテオリア（理論）ではなく、プラクシス（実践）を導く学問である、と考えられてきた。

近代になると、その導き方は精緻化し、いかなる内容（カリキュラム）を、どう教えるか（方法技術）という2つの問題領域を含むようになった。「すべての人に、すべてのことを、楽しく教える」というコメニウスの教授学（Didactica）の原理は、近代教育学の特徴を見事に言い表している。しかし、ここでも教育学は、まだ「子どもを導く術」以上のものではない。

これに対して、戦後の英米仏の社会科学の発展に大きな影響を受けた教育社会学や教育史学等では、教育現象を科学的に解明する学問として、教育科学（science of education）の方向性が目ざされ、すでに広く定着してきた。こうして、現在の日本の教育学会では、「子どもを導く術」としての「教育学」（pedagogy）と教育現象を科学的に解明する「教育科学」との2つの方法論が大きな潮流となった。

しかしながら、教育学の隣接領域である心理学では、事情はだいぶ異なるように見える。教育心理学や発達心理学は、子どもを育て、発達を促すための学問であった。しかし、発達に向けて子どもを指導することは、自律や社会性の獲得といった先取りされた発達のモデル（普遍的スタンダード）に、子どもを当てはめることになりはしないか。子どもが生きている世界は、もっと個別的で多様なものではないのか、という疑問が浮上してくる。

C.G. ユングや C.R. ロジャーズ等、さまざまな流派があるものの、臨床心理学は、「科学と技術」というモダニティ（modernity）の強固な縛りを振りほどいて、子ども・若者の「生活世界」（Lebenswelt, life-world）に寄り添い、それを内在的に記述する学問を構築してきたように見える。いまや心理学では、臨床的、質的研究が大きな潮流をなしているようである。それでは、教育学において、子ども・若者の「生きている世界」に寄り添う臨床的、質的研究が臨床心理学ほど広く認知されていないのは、なぜなのか。

2. 学力形成に枠づけられた子ども理解

心理学に比べて、教育学における臨床的研究が立ち遅れているのは、後発型近代化の途上で、教育政策担当者ばかりでなく、研究者自身もまた、子どもの学力（認知能力）形成を発達問題の中心にすえ、逆に、子どもが「生きている世界」や「生きる意味」の充実という人格形成の問題を後回しにしてきたことと深く関係があると思われる。

数年前のこと、文部科学省のある会議に出席し、懇親会の場で初等中等教育政策担当の幹部職員と話をした時のことを思い出す。2000 年度から始まった OECD の PISA 調査では、若干の上下はあるものの、日本の 15 歳の生徒の学力は、つねに上位グループに位置している。教員の授業努力のお陰で、基礎基本はしっかりしているが、応用問題や発展問題が弱いことが明らかになった。これからは、応用力の育成に注力したいとの言葉があった。そこまでは、筆者も全く同感だった。

ところで、マスコミではあまり注目されませんが、「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（内閣府が 2013 年度より調査）では、主要 7 カ国（英米独仏スウェーデン韓日）の若者の生活意識の調査結果が示されている。これを見ると、日本の若者の将来への希望、社会参加意欲、自己肯定感が、いずれも諸外国に比べて際立って低いのは、なぜでしょうか、と尋ねたところ、あれは若者の問題なので、さしあたり学力問題とは切り離してもよいのではないか、という回答であった。たしかに、学力向上は文部科学省、青少年問題は内閣府という行政上の縦割り区分がある。他省担当の問題には言及しづらいところがあったのかもしれない。

しかし、実は学力問題は、子どもの自己肯定感の問題と深いところで繋がっているのではないかと、筆者は常々考えてきた。なぜなら、応用力や発展能力は、基礎学力の積み重ねの上に伸びる部分もあるが、何でもやってみよう、チャレンジしてみよう、という子どもの好奇心や冒険心（いわゆる非認知能力）の高まりが下支えするものだからである。応用力や発展能力は、基礎を積み重ねるだけでなく、思い切って挑戦してみたい、自分にはできる、失敗しても平気だ、という高い自己信頼感の土壌が生み出すものではないだろうか。

3. 不登校へのラベリングの変化

臨床教育人間学会の年報第 1 号の序文「創刊にあたって」で、当時、代表を務めていた私は、次のように述べた。

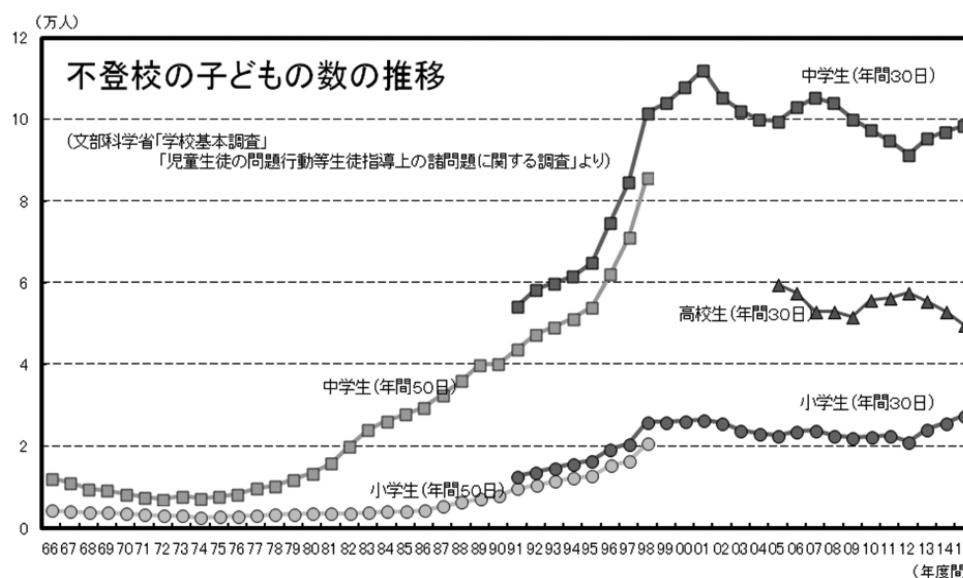
「近代の人間諸科学が、自己、認識、労働を中心に人間を理解してきたのに対して、臨床教育人間学は、ヒトの誕生から死に至るライフサイクルにおける人間生成と援助の諸相を解説しようと試みる。すなわち、それは、〈教師－生徒〉、〈看護者－患者〉という関係、他者と自己との関係、病むこと、老いることケア、さらには、人間存在の有限性、生と死の問題などに、その最深部から取り組もうとする。いずれも、人間生成と援助の根源に深くかかわる問題ばかりである。」

（『他者に臨む知——臨床教育人間学』第 1 巻、世織書房、2004 年、ii 頁）

従来の教育学は、子どもの発達や学力形成という、「自己、認識、労働」という系列を主軸に、子どもをとらえてきた。後発型近代化を推進する母体として学校が期待されていた時代には、それはやむを得ないことであった。しかし、1970 年代半ばに高度経済成長が終焉し、日本が主要先進諸国と同様の成熟社会

の時代を迎えると、それまでの学力向上一辺倒の教育観ではとうてい処理し切れない新たな「教育問題」が次々と出現してくる。子どもの学ぶ意欲の低下、いじめ、不登校、高校中退の増加など。いずれも「人格形成の根幹」に関わる問題ばかりである。ここでは、不登校問題に限って考えてみる。

2020年度の小中学校における不登校の児童生徒数は196,127人で、過去最多である（文部科学省「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）。2016年発行の同調査報告書掲載の下のグラフが示すように、不登校は、戦後初期にはかなり多く見られた現象である。それは、農村地域の貧しさと家庭内労働に子どもが駆り出されていたことが主な原因であった。



しかし、1947年に、児童労働が法律で禁止され、経済成長の波が農村地域にも及ぶにつれて、上のグラフが示すように、不登校数は漸減していった。不登校者数が最少の1973年度では、児童生徒数は現在よりもはるかに多いにもかかわらず、小中学校を合計しても、全国で1万人に満たない。2020年度の20分の1である。ところが、グラフが示すように、日本が高度経済成長を達成し終えたちょうど1975年頃から、不登校の数が一気に上昇する。

社会が豊かになったのに、なぜ不登校者数が増え続けるのか。自分の意思で学校に来ない子どもは、経済成長時代の教育観でしか子どもを理解できない教育関係者には、何か不気味で得体の知れない存在に映ったに違いない。だから、この不可解な現象(X)には、さまざまなラベルが貼られてきた。

最初は「ズル休み」といわれ、「学校恐怖症」という病気扱いもされた。その後、「学校不適応症」というラベルが貼られた。さらに数が増大してくると、「登校拒否」という、本人の意思を尊重するラベルに変わったが、登校を拒否する「ワガママな子ども」という負のイメージは消えていない。これら4つのラベリングには、学校に通うことがノーマル（規範的、正常）で、それができない子どもに問題がある、というメタメッセージが込められていることは明らかであろう。

現在では、「不登校」というニュートラルな名称が定着している。子どもや家庭に問題を押しつけない配慮が見られる。1992年に、文部省（当時）は、「不登校はどんな家庭のどんな子どもにも起こりうる」という見解を発表し、無理に学校に復帰させなくてもかまわない。その他の場所で学びを続けられることが重要である、という方針に大きく転換した。この方針転換の教育哲学上の意味は大きい。学校は、子どもが必ず「教育を受けねばならない」義務的な場所から、子どもの「学びを援助する」権利保障の場所の一つとして位置づけられたからである。

こうした成熟社会型の新しい見方に立てば、学校ばかりでなく、フリースクールや子どもの居場所といった「多様な学びの場」が注目されてくる。近年では、不登校の子どもたちが通うフリースクールにも、公的な財政支援をすべきだという議論が国会でなされるようになった。

4. 教育言説を解きほぐす〈まなざし〉

「不登校」に対するラベリングの変遷を見てくると、「教育問題」と私たちが見なしているものは、決して客観的に存在するものではないことが分かるであろう。これが教育のノーマル（規範、正常）であるという、その時代の空気や常識に乗ったマスコミや教育関係者の言説が、「教育問題」を構築する面がある。「学級崩壊」や「モンスターペアレンツ」といった情緒的言説も、使用に当たっては慎重でありたい。こうした「教育の常識」とはいったん距離をおいて、子どもが育つ場所と、そこで学び、生活する子どもの「生活世界」を、事実在即して丁寧に記述する研究が現在求められている。

学校に行けない子どもたちにも、それぞれの物語や理由がある。それを読み解く作業が、臨床教育学には求められている。臨床教育学は、「教育問題」を常識レベルではとらえない。常識を疑い、常識の奥に押し込められ、見えづらくなった、「もう一つの現実」を明るみに出す。それは、私たちが自明と思い込んでいる子ども観、教育観、学校観を解きほぐし、いつの間にか囚われていた私たちの偏見（ドクサ）そのものを問い直す手助けをする学問だからである。

ICTリテラシーを有する高齢者を対象とした環境教育プログラムの開発 ー 中国におけるスマートフォン空気質モニターによるPM_{2.5}の認識向上 ー

孫 旭^{*1}・関根嘉香^{*1}・鈴木路子^{*2}

^{*1} 東海大学大学院地球環境科学研究科

〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1

^{*2} 東京福祉大学大学院教育学研究科(伊勢崎キャンパス)

〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

(2021年6月28日受付、2021年7月31日受理)

抄録：微小粒子状物質 (PM_{2.5}) による大気汚染は、近年中国において深刻な課題となっている。環境問題の解決には、市民の環境意識の向上が必要であり、PM_{2.5}に対する知識や経験を有し、環境配慮の考え方を多くの分野に浸透できる中核的人材 (環境リーダー) の育成が急務である。中国では情報通信技術 (ICT) が普及する一方、社会の高齢化も進行しており、ICTリテラシーを有する高齢者が急速に増えている。このような高齢者の中で社会貢献活動に対して意欲の高い人は、環境リーダー的な存在になり得ると考えられる。本研究の目的は、ICTリテラシーを有する高齢者を対象とする環境教育プログラムの開発であり、市民のPM_{2.5}に対する認識の向上を図ることを意図した。2021年1月、筆者らは中国瀋陽市に在住する高齢者37人を対象に、遠隔授業の方式でPM_{2.5}について講義した後、スマートフォン空気質モニターによるPM_{2.5}の現地測定を行い、アンケートおよびインタビューによる評価を実施した。その結果、参加者の「PM_{2.5}を認識する」「PM_{2.5}の発生源を理解する」および「PM_{2.5}は自分で測定できる」の3項目において明らかな効果が現れ、本プログラムの有効性が示された。ICTリテラシーを有する高齢者は環境活動に適切な参加者と考えられ、本研究は今後の中国の環境改善に新しい可能性を開いた。

(別刷請求先：孫 旭)

キーワード：PM_{2.5}、ICTリテラシー、高齢者、スマートフォン空気質モニター、遠隔教育、意識向上

I 緒言

大気汚染物質の長期曝露に起因する世界の早期死亡者数は年間880万人を超え、喫煙による影響よりも大きく、その主たる原因は微小粒子状物質 (Particulate Matter 2.5, PM_{2.5}) であると報告されている (Lelieveld et al., 2002)。またPM_{2.5}に対する長期曝露は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による死亡率を増加させる可能性も指摘されている (Wu et al., 2020)。2013年以降、経済発展著しい中国のPM_{2.5}問題は世界中の注目を集め、中国政府は国際世論への対応および国民の生活の質と健康への影響を改善するため、PM_{2.5}による大気汚染対策を推進している (朱ら, 2019)。

環境と開発に関するリオ宣言第10原則において、持続可能な社会構築のためには、環境問題に関心のある全ての市民の参加が必要であると述べられている。中国では、政府が「豊かな自然は金銀ほどの価値がある」という論断

(中国国務院, 2017) を提起して以降、様々な場面で環境保護活動が展開され、市民の環境保護意欲も高まった。上海交通大学世論調査研究センターが行った調査 (2013) によれば、環境問題が自身の健康に影響していると考える人は4割を超え、環境保護関連活動に参加したい人は8割を超えた。一方で、人々の環境問題の解決に対する「意欲」と「行為」が一致しない状況が現れているとの指摘がある (廖, 2011)。また、適切な環境情報が入手できない場合、市民の関心は科学的事象を離れ、発生源である工場や自動車等を過度に社会悪とみなす傾向を助長しかねない (関根ら, 2008)。

持続可能な社会を実現するには、環境問題に対する科学技術および政策の知識や経験を有し、環境配慮の考え方を多くの分野に浸透できる中核的人材 (環境リーダー) の育成が必要とされる (山下・岡谷, 2009)。しかしながら、中国における学校単位での環境教育や幼児を対象とする自然体験教室では、「人材育成」の観点が欠けているとの指摘 (陳, 2000) がある。そこで、本研究では高齢者に着目した。

多くの国と同様、中国社会も高齢化しつつあり、2018年末において、人口の17.6%は60歳以上である。しかしながら高齢者であっても活気があることは中国都市部住民の特徴と言え、高齢者の社会に対する貢献意欲は高く(謝, 2019)、またインターネットやスマートフォンなども使いこなすなど情報通信技術(ICT)リテラシーも有している人が多い(孫・関根, 2021)。また、経済力があり、かつ時間に余裕のある高齢者は、ボランティア活動に参加する意欲が高い傾向にあり(Pillemer, 2017)、地域における環境リーダー的存在になり得ると考えた。

本研究の目的は、ICTリテラシーを有する高齢者を対象とする環境教育プログラムの開発であり、市民のPM_{2.5}に対する認識の向上を図ることを意図したものである。本論文では、瀋陽市に在住する高齢ボランティアに対して遠隔講義およびスマートフォン空気質モニターを用いた現地測定を実施し、有益な示唆が得られたので報告する。

II 研究背景

1 中国瀋陽市におけるPM_{2.5}問題

PM_{2.5}は空気中に浮遊する粒子状物質のうち、空気力学的粒径2.5 μmの粒子を50%除去する装置を通過した粒子である。PM_{2.5}は非常に小さいため、気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられている(Hatch, 1961)。

遼寧省瀋陽市は、中国東北地方の最大規模の都市であり、経済、文化、交通および商業の中心地である。中国では2012年から一部の都市でPM_{2.5}濃度の常時モニタリングが開始され、現在「中国環境監測局」によるPM_{2.5}の観測データはリアルタイムで公表されている。しかしながら、瀋陽市のような大都市(都市部面積: 585.5 km²)でも観測スポットは8地点しかなく、市民ひとりひとりが実際の曝露状況を知るには不十分である。環境教育では日常生活の環境問題を実感できる実習が必要とされており(山下・岡谷, 2009)、本研究ではPM_{2.5}の「個人曝露」に対する認識を高めることが重要と考えた。

2 瀋陽市市民の環境意識と参加意欲-先行研究より

筆者らはPM_{2.5}に関する環境教育プログラムの方向性を探索するため2020年1月に瀋陽市市民を対象にアンケート調査を実施した(孫・関根, 2021)。対象者はSNSを通じて公募し、100人に到達した時点で応募を締め切った。回答者は男性48名、女性52名、年齢分布において51歳以上が72名となり、ICTリテラシーを有し、経済力や時間に余裕がある高齢者が主体であった。尚、瀋陽市でも春節以降

(1月下旬)、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、感染経路として飛沫感染、接触感染に加えてエアロゾル感染(空気感染)が着目され、エアロゾル粒子であるPM_{2.5}との関連にも関心が集まった(Conticini et al., 2020)。このことから、2020年7月にも同一回答者100名に対して、同じアンケートを実施し、新型コロナウイルス感染症の発生前後における市民の環境意識の変化を調査した。

その結果、「環境教育はだれが担うべきか」の設問に対して、学校教育を挙げる人が最も多く半数以上を占めたが、その数は7月に減少し、一方で市民活動を挙げる人の割合は1月の14%から7月には22%に増加した。また「環境問題が発生する原因は何か」という問いに対して、1月は「民衆の環境保護への参加が不足」、「環境政策と法律が不完全」、「環境改善の科学技術が発達していない」が上位3位であったのに対し、コロナ後の7月では「環境教育が不足」が第2位となった。新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の環境問題に対する意識を変容させ、特に環境教育に対する需要をさらに喚起することとなった。

3 遠隔授業の急速な普及

中国では科学技術が急速に発展し、インターネットをはじめとする通信技術の普及は目覚ましい。特に、新型コロナウイルスが発生して以来、ネット通販、QRコードによる決済、「健康コード」と呼ばれる電子通行証、テレワークや遠隔授業などが盛んになった。スマートフォンの使用に慣れない高齢者のために、各地方政府は学校と連携してICT教室を開講している。2020年9月時点で、中国のインターネット利用率は67%に達し、またインターネット利用者のうちスマートフォン使用率は99.2%に達したと報告されている(CNNIC, 2020)。そこで、本研究における環境教育プログラムの実践は、遠隔授業で行うこととした。

III 対象及び方法

1 プログラムのデザイン

瀋陽市に在住するICTリテラシーを有する高齢者を対象とし、教育目標を①PM_{2.5}による大気汚染問題を理解できる、②参加者自身でPM_{2.5}の個人曝露濃度を測定できる、③環境意識を高めて生活習慣に注意することができることとした(表1)。またこのプログラムを通じて、環境保全活動への参加意欲の向上を図った。

プログラムの内容は、参加する高齢者の理解力と体力などを考慮し、①講師による「遠隔講義」、②参加者自身による「現地測定」、③講師および参加者による「報告と討論」の3段階に分け、1週間の中で順次実施することとした。

表1. 環境教育プログラムの全体的な構成

項目	形式	目標
遠隔授業 (1.5時間)	PowerPointを用いた授業	大気汚染物質を認識する
		健康影響を認識する
		測定方法を身につける
現地測定 (数回)	スマートフォン空気質モニターで測定	測定を自力で完結する
		身近の大気環境の状況を理解する
報告と討論 (1時間)	口頭発表	情報交換で環境意識を高める



図1. スマートフォン空気質モニターによる測定 (PM_{2.5}濃度はリアルタイムで測定され、スマートフォンに表示・記録される)

PM_{2.5}の個人曝露濃度を測定するには、測定器具が必要である。筆者らはPM_{2.5}の測定方法を種々検討し、スマートフォン空気質モニター(ヤグチ電子工業株式会社製ポケットPM_{2.5}センサー)が好適であることを見出した(Sun et al., 2020)。このモニターは、レーザー光散乱センサー方式のPM_{2.5}/PM₁₀検出部およびスマートフォンから構成され、ディスプレイ上にPM_{2.5}およびPM₁₀濃度を1秒毎にリアルタイムで表示し、同時に記録する機能を有する(Ishigaki et al., 2017, Yi et al., 2018)。図1に示すように本モニターは携帯可能であり、操作が容易、表示が明瞭などの特徴があり、市民の環境教育における教材に適していると判断した。

2 授業実践

2.1 実施概要

先行研究のアンケート調査に参加した高齢者に参加を呼びかけたところ41名の応募があり、実際には37名が参加した。内訳は、男性20名、女性17名、年齢は48～63歳(平均54歳)であった。

プログラムは、2021年1月20日～23日に実施した。講師は日本に在住していることから、dingdingオンラインミーティングシステム(中国・Tencent社の類zoom式ソフ

トウェア)を利用して参加者を招待した。また、スマートフォン空気質モニターは、事前に日本から瀋陽市内の研究協力者に送付して、参加者に貸与した。

2.2 実施内容

(1) 遠隔講義

はじめに、講師はMicrosoft PowerPointを用いてPM_{2.5}の定義、物理・化学性状、発生源(工業・民生)、健康影響などを説明し、個人曝露による健康影響について注意を喚起した。次に、スマートフォン空気質モニターによるPM_{2.5}の個人曝露濃度の測定方法を指導した。

(2) 現地測定

現地測定は、参加者自ら測定地点を選択し、その地点におけるPM_{2.5}の個人曝露濃度を開始直後、2分後、4分後、6分後、8分後および10分後の計6回測定して、記録した。測定は複数の地点で実施した。尚、参加者の一部は表計算ソフトウェアに習熟していなかったため、結果のまとめは手書きにした。

(3) 報告と討論

オンラインシステムにおいて、参加者は自由に発言し、現地測定で発見したこと、理解したこと、さらには市民として出来ることを報告し、互いに討論した。講師はファシリテーターとして進行役を務め、また参加者たちの発言を整理した。

2.3 評価

本プログラムの効果を測定するため、wjx アンケートシステムを用いてアンケートを行った。アンケートは、評価スケールを用いた単一回答方式とし、参加者は以下の6項目、「PM_{2.5}を認識する」「PM_{2.5}の発生源を理解する」「PM_{2.5}の健康影響を理解する」「PM_{2.5}は自分で測定できる」「身近の大気環境状況を理解する」「今後のやるべきことを理解する」に対して、1: そう思わない、2: やや思う、3: そう思うの3段階で回答した。回答者は37名(回答率100%)であった。また、このプログラムに対する参加者の評価をヒアリングするため、承諾の得られた15名(回答率41%)を対象に非構造化インタビューを実施した。

表2. アンケートに対する回答の集計結果(得点の平均値±標準偏差)

質問項目	実施前	実施後	<i>p</i> 値
1. PM _{2.5} を認識する	1.5 ± 0.73	2.3 ± 0.82	2.7E-04
2. PM _{2.5} の健康影響を理解する	1.9 ± 0.66	2.1 ± 0.49	0.41
3. PM _{2.5} の発生源を理解する	1.8 ± 0.64	2.7 ± 0.57	6.3E-08
4. PM _{2.5} は自分で測定できる	1.0 ± 0.16	2.9 ± 0.28	4.6E-30
5. 身近の大気環境状況を理解する	2.0 ± 0.55	2.0 ± 0.24	0.77
6. 今後のやるべきことを理解する	2.0 ± 0.69	2.1 ± 0.74	0.61

IV 結果と考察

1 アンケート(量的評価)

本プログラムの教育目標の達成度を測定するため、参加者に対してアンケートを行った。表2に、各質問項目に対する回答の平均値±標準偏差を示す。実施前の各質問項目に対する平均値は1.5～2.0の範囲であったのに対して、実施後の平均値は2.0～2.9となった。ただし、実施前後の変化は質問項目間で異なり、「PM_{2.5}を認識する」「PM_{2.5}の発生源を理解する」および「PM_{2.5}は自分で測定できる」の

3項目は、実施後に有意に得点が増加した(Paired-samples t-test)。今回用いたスマートフォン空気質モニターは、参加者たちが初めて目にするものであり、高い好奇心を喚起した。遠隔講義において使い方の指導を受け、全員が実際に測定を行い、手書きで記録を作成した。さらに、報告と討論において、参加者は測定時の様子(図2)や測定結果(図3に例示)を自発的に語りあっていた。すなわち、簡易な測定器具の導入によって参加者たちはPM_{2.5}を実感することが出来たと考えられ、自ら測定するという経験を通じてPM_{2.5}問題に対する理解を深化させたと考えられる。



図2. 参加者がPM_{2.5}個人曝露濃度を実測している様子



図3. 参加者が作成した測定記録

(具体的に測定時間、天気、場所、PM_{2.5}濃度を記録し、さらに特別な状況と覚えることも記録)

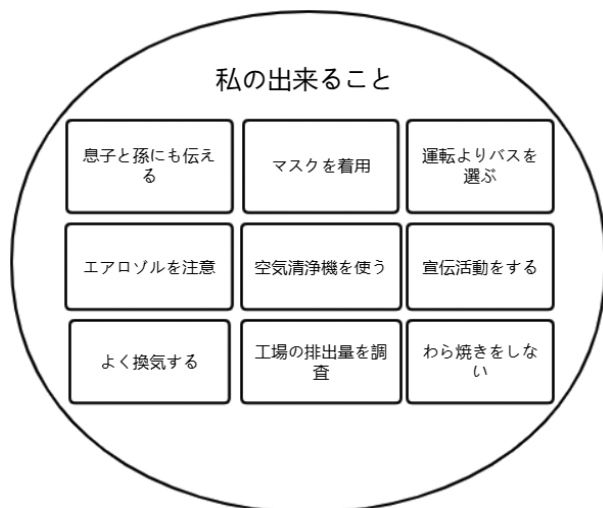


図4. 参加者たちが上げた「私の出来ること」の回答例

一方、「PM_{2.5}の健康影響を理解する」「身近の大気環境状況を理解する」「今後のやるべきことを理解する」については、実施前後で有意な得点の変化はなかった。これら3項目は、実施前から点数が高かった項目であり、特に「PM_{2.5}の健康影響を理解する」と「身近の大気環境状況を理解する」に関しては、既存の情報ソースからも得られる内容であったためと考えられた。一方、図4には報告と討論において、参加者がPM_{2.5}問題に対して「私が出来ること」として述べたことを示す。重複した意見を集約すると、9つの内容に分類することが出来た。マスクの生産枚数および空気清浄機の出荷台数は、パンデミックインフルエンザやPM_{2.5}問題などを契機に鋭敏に反応し、市場規模が急拡大することが知られている（関根・太田，2014）。図4における「マスクの着用」や「空気清浄機の使用」などの対策は、瀋陽市においても既に励行されていたと考えられ、意見としては表出されるが、プログラム実施の効果とは言い難い。また、「工場の排出量を調査する」「わら焼きをしない」「運転よりもバスを選ぶ」などは、参加者が定年退職する前の職場での経験に照らし合わせて提示されたものであり、今後やるべきこととして「再認識」した内容と考えられる。

一方、「息子と孫にも伝える」「宣伝活動をする」は、家庭教育への波及およびコミュニティにおける長期的展開に寄与する内容であり、必ずしも本プログラムの効果とは言えないが、本研究で意図する地域における環境リーダーの人材育成に期待を抱かせるものであった。

以上のことから、教育目標の①PM_{2.5}による大気汚染問題を理解できる、②参加者自身でPM_{2.5}の個人曝露濃度を測定できる、は概ね達成できたが、③環境意識を高めて生活習慣に注意することができるに関しては、さらに工夫が必要であると考えられる。

2 インタビュー(質的評価)

教育評価において数量化できない質的な評価も重要である（中村，2016）。そこで、実践活動後、参加者15名に対してインタビューし、プログラムへの評価と感想を記録した。回答中に表れるキーワードをコード化し、カテゴリを作成した結果、大きく「PM_{2.5}」に関するものと、「プログラム」に関するものに分類することができた（表3）。PM_{2.5}に関する言説を例示すると、「なるほど、PM_{2.5}は危険だ」「PM_{2.5}について、今いろいろとわかった」などのように、このプログラムを通じて参加者たちがPM_{2.5}を認識し始めたことがわかり、アンケートの結果を支持するものであった。さらに、「PM_{2.5}はよくニュースとかで聞くが、黄砂や自動車排気だけが関係があると思っていた。まさか日常生活にも、自宅でもPM_{2.5}があるなんて」「わら焼きの時、200以上の数字を測定器からみた。驚いた。焼き肉の店でも同じくらいの数字が出た。さらに驚いた。」など、測定地点による濃度の違い、室内環境におけるPM_{2.5}汚染の実態を知ることの驚きが出された。またスマートフォン空気質モニターに関しては、「面白い」「簡単」「わかりやすい」など、好意的に受け入れられていた。

一方、プログラム自体に対する発言も多かった。「日常の簡単な測定で社会に貢献できることはとてもいい。」「私は町の清掃員です。もしこのような活動で、みんなはもっと私たちの仕事を重視すればいいですね。」など、プロ

表3. インタビューにおける回答の整理

大カテゴリー	小カテゴリー	コード(回答数)
PM _{2.5}	実態	黄砂、自動車排気、わら焼き、焼き肉(5)
		測定地点による違い(3)
		室内環境(2)
	測定	面白い(3) 簡単、わかりやすい(4)
プログラム(活動)	意義	社会的貢献(2) 興味喚起(2)
	高齢者	便利(2)

グラムの内容だけでなく、このような環境教育活動が持つ社会的意義を重視し、肯定的な意見を示す人が多かった。また今回のようなインターネットを介した遠隔形式は「高齢者にとって便利」などの意見もあった。

以上のことから、遠隔形式で行った今回のプログラムは、ICTリテラシーを有する高齢者にとって興味を喚起される魅力的なものであり、かつ社会的意義が認められるものであったと考えられる。

3 考察

インターネットを介した遠隔形式は、ICTリテラシーを有する高齢者の環境教育に有効であることがわかった。遠隔教育の利点の一つに、場所に縛られずに実施できる点があげられる。今回のプログラムは、もともと講師が瀋陽市に赴き、対面で行う予定であった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策のため、日本と中国瀋陽市をインターネットで繋いで実施することになり、それでも参加者はスマートフォン空気質モニターの使用方法を理解し、測定を実施することが出来た。このことは、ICTリテラシーを有する高齢者は、居住地に限定されない環境リーダーとして活躍できることを示唆しており、環境教育の可能性を拡げることにも寄与する。

アンケート(量的評価)およびインタビュー(質的評価)の結果をまとめて見ると、今回のプログラムはPM_{2.5}の認識、発生源や測定方法を理解する点で一定の効果が認められたが、健康影響や大気環境状況の理解、さらに今後やるべきことに関しては、必ずしもプログラムの効果が見られなかった。このことは、スマートフォン空気質モニターを用いた実態の把握は、PM_{2.5}問題の理解に有効であったといえるが、もともと有していた知識や経験に基づく認識に関しては影響が小さかったといえる。科学教育は技術により問題解決を目指す方法であるのに対して、環境教育は自然や環境に配慮した考え方や行動を導くための方法(宮本, 2009)という視点に照らした時、「今後のやるべきことを理解する」に関しては十分な効果が得られておらず、今後の課題である。

本研究の限界について述べる。今回のプログラムの参加者はSNSにより公募したため、もともと環境意識が高い人たちであったと考えられる。環境意識が低い、あるいは全く関心のない層に対しての効果については言及することが出来ない。また、今回は日本製モニターを瀋陽市に送付して使用したが、中国国内では購入することが出来ない。このプログラムを地域で実施する場合、利用可能な測定機器の確保が必要である。

V 結論

本論文では、2021年1月に実施した遠隔環境教育活動の仕組み、実践、そして評価結果について述べた。高齢の参加者たちが楽しくPM_{2.5}に関する環境問題について学べた活動であったことがわかった。参加者たちは測定能力を身につけて、PM_{2.5}による大気汚染問題をより深く認識し、今後の日常生活においてさらに関心を寄せていこうとする姿勢が見られた。このような活動の効果が一時的なものではなく、持続的なものにするために今後も継続して遠隔環境教育活動を実施し、参加者の環境意識の変化への影響を明らかにすると同時に、高齢者たちが地域の環境保護も考えつつ地域活性化へ貢献できる人材となるよう育成していきたい。

注記:

東海大学倫理委員会により、本論文に記載の研究は、個人名および所属する集団を特定しない社会的影響のない(心理的侵襲のない)場合に該当し、倫理審査が必要ではないとのことである。

引用文献

- Conticini, E., Frediani, B., Caro, D., (2020): Can atmospheric pollution be considered a co-factor in extremely high level of SARS-CoV-2 lethality in Northern Italy?. *Environmental Pollution* **261**, 114465.
- CNNIC (2020): 第46回中国インターネット発展状況統計報告. pp17-18.
- Yi, E. E. P. N., Nway, N. C., Aung, W. Y., et al. (2018): Preliminary monitoring of concentration of particulate matter (PM_{2.5}) in seven townships of Yangon City, Myanmar. *Environmental Health and Preventive Medicine* **23(53)**, pp1-8.
- Hatch T. F. (1961): Distribution and deposition of inhaled particles in respiratory tract. *Bacteriological Reviews*, **25**, pp237-240.
- Ishigaki, Y., Tanaka, K., Matsumoto Y., et al. (2017): Citizen sensing for environmental risk communication, action research on PM_{2.5} air quality monitoring in East Asia, *Proceedings of the 2nd International Conference on Cyber-Technologies and Cyber-Systems, CYBER 2017*, pp11-12.
- Lelieveld, J., Pozzer, A., Pöschl, U., et al. (2002): Loss of life expectancy from air pollution compared to other

- risk factors: A worldwide perspective. *Cardiovascular Research* **116**(11), pp1910-1917.
- Pillemer, K. (2017): Engaging Older Adults in Environmental Volunteerism: The retirees in service to the environment program. *The Gerontologist* **57**(2), pp367-375.
- Wu, X., Nethery, R. C., Sabath, M. B., et al. (2020): Exposure to air pollution and COVID-19 mortality in the United States: A nationwide cross-sectional study. *Science Advances*, **6**(45), eabd4049.
- 中国国務院 (2017): 中国第十九回人民代表大会報告.
- 陳 飛星 (2000): 環境関連論文からみる中国環境教育の問題. *環境科学学報* **20**(5), pp631-635.
- 小島朋之 (2000): 中国の環境問題: 研究と実践の日中関係. 慶應義塾大学出版会, pp97-120.
- 廖 小平 (2011): 二型社会の建設と公民環境教育. *広東社会科学* **3**, pp84-90.
- 宮本佳範 (2009): 環境教育と科学教育および環境倫理の関係に関する考察. *環境共生* **16**, pp34-43.
- 中村和彦 (2016): 環境教育こそ数値で評価できない部分に光を. *地球のこども* **11&12**, pp7-10.
- 孫 旭・関根嘉香 (2021): 中国瀋陽市における新型コロナウイルス感染症流行による生活習慣と環境意識の変化. *クリーンテクノロジー* **31**(6), pp45-48.
- 孫 旭・山内克也・関根嘉香・鈴木路子 (2020): スマートフォン空気質モニターを用いた市民の環境意識の向上に関する基礎的研究. *室内環境* **23**(3), pp231-239.
- 関根嘉香・太田 栞 (2014): 微小粒子状物質による大気汚染と最新対策技術. *Material Stage* **14**(9), pp6-9.
- 関根嘉香・及川義道・山本敬太 (2009): 考える環境教育の実践—簡易測定法による大気中NOx濃度測定を通じて—. *東海大学教育研究所研究資料集* **16**, pp199-209.
- 関根嘉香 (2020): 室内環境学からの避難所対策—新型コロナウイルスによる二次被害を防ぐ—. *建築防災* **11**, pp19-23.
- 上海交通大学世論調査研究センター (2019): 中国都市部住民環境意識調査報告.
- 謝 立黎 (2019): 中国の高齢者の社会貢献パターンと影響要素. *人口研究* **3**, pp17-23.
- 朱 美華・山下 研・青 正澄 (2021): ポストコロナ時代中国の大気汚染対策が抱える新課題. *環境経済・政策研究* **14**(1), pp24-28.
- 山下廣順・岡谷重雄 (2009): 科学技術振興調整費による国際環境リーダーの育成. *環境技術* **38**(10), pp682-686.

Development of Environmental Education for elderly people Familiar with ICT: Awareness Improvement on PM_{2.5} by using Smartphone Air Quality Sensor in China

Xu SUN^{*1}, Yoshika SEKINE^{*1} and Michiko SUZUKI^{*2}

^{*1} Graduate School of Earth and Environmental Sciences, Tokai University,
4-1-1 Kitakaname, Hiratsuka, Kanagawa 259-1292, Japan

^{*2} Graduate School of Education, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus),
2020-1 Sannocho, Isesaki, Gunma 372-0831, Japan

Abstract : In recent years, air pollution caused by PM_{2.5} has become a hot topic in China. People have begun to pay attention to the health effects of air pollution, but there is a lack of awareness of air pollution. On the other hand, as China is moving towards an aging society, there are many elderly people who are ICT literate and have the potential to become the participant for environmental protection activities. It is necessary to develop environmental education programs to train the elderly to become environmental leaders. As the first step of developing an education program, this research means to find out a suitable way to improve the awareness of PM_{2.5}. In January 2021, the authors remotely conducted an educational practice with 37 elderly people living in Shenyang, China, focusing on measurements using smartphone air quality monitors. As a result, the subjects showed significant improvement in the following three items: “recognize PM_{2.5},” “understand the source of PM_{2.5},” and “can measure PM_{2.5} by themselves. In addition, the subjects had a positive evaluation of the practical activities and showed a positive attitude toward future activities. This study suggests that remote environmental education activities can be implemented. Smartphone air quality monitors can have a certain effect on improving awareness. In addition, ICT literate elderly people can be considered as suitable participants for environmental protection activities, and we explored new avenues for the future development of environmental education programs in urban China.

(Reprint request should be sent to Xu Sun)

Key words : PM_{2.5}, ICT literate, Elderly people, Smartphone air quality monitor, Remote education,
Improvement of awareness

教科書評価を通して考える小学校「外国語」の書くことの指導と今後の課題

井草玲子

東京福祉大学 保育児童学部(池袋キャンパス)

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-47-8

(2021年11月30日受付、2022年2月17日受理)

抄録：2020年4月、小学校3・4年生を対象に「外国語活動」が、5・6年生を対象に「外国語」の授業が、日本全国で開始され、2021年には中学校で「外国語」の新課程が導入され、2022年には、高校で新課程が開始される。このように日本の英語教育は著しい進展を見せている。こういった英語教育上の変化の波に乗り、前進していく際の鍵の1つが教科書評価である。そこで、本稿では、小学校5・6年生の「外国語」の指導、とりわけ、書くことの指導に焦点をあて、6冊の「外国語」の教科書評価を行い、外国語教育の現状を把握し、課題を見つけ、今後の対策を考察することを研究目的とした。その結果、小学生への学習支援の必要性がクローズアップされ、小学校教員志望者は、児童のニーズを把握し支援するためにも、自らの英語力と指導技術の向上に努めることが重要であるとの結論に至った。

(別刷請求先：井草玲子)

キーワード：教科書評価、小学校の外国語教育、書くことの指導、小学校教員養成

緒言

2020年4月、小学校3・4年生を対象に「外国語活動」が、5・6年生を対象に「外国語」の授業が日本全国で開始され、2021年には中学校で、2022年には高校と新しい英語の教科書の使用が開始される。このように、日本の英語教育は、これまで以上に著しい進展を見せている。この大きな流れの中で、小学校の教員を目指す学生は、日々どのような努力を積み重ねていけばよいのであろうか。英語力の向上のみならず、「外国語(英語)」という教科を小学生に教えるため指導力の向上も望まれるであろう。

現在、小学校教員養成課程の学生が受講する「外国語の指導法」は必修科目であり、90分の授業が15回で構成され、コアカリキュラムに準拠し、文部科学省の新課程の認定を受けたシラバスに基づいて実施されている。科目担当者として学生が書く指導案を点検し、模擬授業を見ると、教師の立場で気づくことはたくさんある。とは言うものの現実問題としては、「外国語」と「外国語の指導法」の授業は、それぞれ15コマ、計30コマと時間の制約があり、与えられた時間内に効率よく学習し、小学校教員志望の学生の実力を向上させるには様々な工夫がいる。しかもこういった学生の外国語の指導力と英語力の向上は、すぐ達成できるものではなく、教員養成課程での4年間のたゆまぬ努力と学習の成果として徐々に実を結ぶものであろう。そこで、

本稿では、小学校5・6年生の「外国語」の指導、とりわけ、書くことの指導に焦点をあて教科書評価を行い、外国語教育の現状を把握し、課題を見つけ、今後の対策を考察することを研究目的とする。

調査対象と方法

1. 調査背景と調査方法

今回、教科書評価を行う際に、外国語の指導の領域として、書くこと(Writing)を選んだ理由を述べる。まず、第1に、英文を書くことは、高学年で開始され、中学・高校・大学・社会で今後ますます求められる技能(Skill)であること。第2に、英文を書くには、聞いたり読んだりした情報を活用し、適切な単語を選択し、語順に注意し、内容を吟味しながら書くという4技能(聞く・話す・読む・書く)の中で難易度の高いものであること。第3に、学習者に英文を書いてもらうと、その学習者の文法力・語彙力・英文構成力等がわかり、学習の支援を行うとき、大変有益な情報を英文は提供してくれるからである。

次に、教科書評価を行う理由について述べる。今回学習指導要領や、研修ガイドブックを再点検したが、書くことの指導に関して、まだはっきりしない記述もあり、小学校の書くことの指導をする際の具体的な留意点を知るのに、教科書を比較し評価することが大変役に立つと考えたからである。

さらに、教科書を点検すると、コアカリキュラムや研修ガイドブックで強調されていること、日本の外国語（英語）教育の指針となり、法的拘束力のある学習指導要領で強調されていること、さらに、どのような教授理論に基づき「外国語」の教科書が執筆されたのかといった多くの情報を教科書は提供してくれるからである。

現在出版されている外国語の教科書は、7冊（5・6年で14冊）あり、その中から付属のCDや教師用指導書の入手可能性と、ある自治体の教科書の採択率、さらに、児童が中学生になっても、同じ教科書出版会社の教科書を入手することができるかどうか確認し、以下の6冊の教科書を選定し、教科書評価を行った。評価の観点としては、第1に、文字表記、第2に書くことの指導の流れ、第3に文法の取り扱いについて比較調査した。この調査を実施すれば、それぞれの教科書の特徴や長所や課題も見えてくるはずである。なお、使用する教科書は、以下のように略して引用することにする。今回評価する教科書には移行期の教科書も含まれているが、その理由は現在出版されている文部科学省の検定を経た小学校外国語の教科書は、この移行期の教科書をベースにしたものが多いからである。

【評価する教科書】

1. *We Can!* ① & ②（移行期の教科書）5年生用、6年生用それぞれWC1, WC2とする。
2. *New Horizon Elementary English Course* ⑤&⑥をNH5, NH6とする。
付属辞書：*Picture Dictionary, New Horizon Elementary English Course*
3. *One World Smiles* ⑤&⑥をOWS 5, OWS 6とする。

結果と考察

1. 文字表記

小学校において英語で書くことの指導を行う際の留意点の一つが「文字の表記」である。本稿では、ローマ字表記とアルファベット表記に焦点をあてる。

ローマ字表記

まず、ローマ字表記について見ていくことにする。WC1の81ページには、ローマ字表があり、ヘボン式を中心に、訓令式が（ ）で示されている（文部科, 2018a）。NH5の85ページもWC1と同じように提示されている（アレン玉井ら, 2020a）。

ヘボン式とは、今日パスポート等に記載されている表記であり、例えば、「し・ち・つ・ふ・じ・ちゃ・ちゅ・ちょ」は

それぞれ、shi, chi, tsu, fu, ji, cha, chu, choとなる。それに対して、訓令式では、si, ti, tu, hu, zi, tya, tyu, tyoと表記する。

今日、ローマ字表記は、ヘボン式が主流であるが、従来の国語教育では、訓令式を用いてきたため、日本では、両方の表記が書類やメールアドレス上では見られる。さらに、最近児童が使用している国語の教科書の3年生用と6年生用を比較してみたが、共にローマ字は、訓令式が今なお使用されているものもあった。それに対し、OWS 5では、工夫が見られる（金森ら, 2020a, 巻末②）。ローマ字表記自体は、ヘボン式であるが、ヘボン式のローマ字表が4本線と共に記され、児童が実際にローマ字や、英文を書くとき、文字の高さで悩むことなく書けるため、合理的で効率も良く、誤表記を避けることができる。従って児童がローマ字表記を勉強するには、OWS 5の使用を推薦する。

アルファベット表記

次に、アルファベット表記について見ていく。WC1の80ページでは、アルファベットの大文字と小文字が併記され、その下の段に文字がなぞれる（tracing）ようになっている（文部科学省, 2018a）。文字は、大きく4線上に記されている。それに加え、NH 5の86ページ以降では、文字サイズは大きく、大文字・小文字の書き順も数字と矢印で示され、文字を書くときの注意点も併記されているため、児童は確認しながら、アルファベットを書く練習ができる（アレン玉井ら, 2020a）。一方、OWS5 (p.33)の文字と書き順の表記は小さめであり、大文字と小文字の学習は、各課少しずつ進んでいく構成となっている（金森ら, 2020a）。このように見てくると、英単語や英文を書くのに、NH5は大変優れていると言える。

2. 書くことの指導

それでは、上記6冊の教科書では、書くことの指導がどのような流れで展開されているのか、各教科書を点検し、比較する。

1) *We Can!* ①&②（文部科学省, 2018a, 2018b）

まず、文部科学省が著作権を有する *We Can!* の①と②であるが、特にWC2では、音声教材の後に続いて英語の発音を繰り返し、その後英語の例文を書き写す（copying）タスクが用いられている。

2) *New Horizon Elementary English Course* ⑤&⑥

（アレン玉井ら, 2020a, 2020b）

次にNH6では、各課のテーマのまとめとして、基本英文を読み、その英文をお手本にして、自分自身を主語にして、あるいは自分を主体とした英文を書くという指導法が用いられている。そのテーマは、自己紹介文・自分の生活・旅先

案内・夏休みの思い出・食物連鎖・食生活などであり、児童にとって比較的身近なテーマについて短い文を書き、ペアやグループで話し合ったり、皆の前で発表し合ったりする構成となっている。このように児童は目的をもって英文を書き、対話し、発表し、その後原稿は、台紙に貼り付けることになり、1年間の学びが終了するころには、ポートフォリオも完成する。注目すべきことは、従来の英作文の授業と異なり、英文を書いて終わりではなく、目的を持って書き、コミュニケーションの時活用し、学習成果を自分で管理できるようになっていることである。これは、注目に値する。この教科書を使いこなすには、教員養成課程の学生は、書くこと (Writing) の指導と評価について今以上に詳しく学ぶ必要がある。

3) One World Smiles ⑤&⑥ (金森ら, 2020a, 2020b)

ここでは、One World Smiles ⑥ の書くことの指導の流れを見ていくことにする。巻末①でまず、アルファベットの大文字小文字が併記され、次に英語を書く時のルールが提示されている。例えば、文頭や固有名詞の大文字表記や文末にピリオドをつけること、語と語の間を一文字 (1 stroke・半角) 空ける等など、英文を書く基本が記されている。これらのことは、当たり前のように思われるかもしれないが、英語を初めて学ぶ児童にとっては、大切なことである。なぜなら、日本語は、ひらがな・カタカナ・漢字を使用するため、文字と文字の間をあける「分かち書き」をしなくても判読は可能であるが、英語の場合、分かち書きをしないと、英文の判読が困難になるからである。また、児童の将来を考えると、グローバル化した社会において、英語で自分の意志や考えや研究結果を文字で表現する際に、基本をしっかりマスターしていることは、きわめて大切なことであり、上記の提示方法は理にかなっている。

さて、Writingに至る活動に入る前に、OWS6の第1課の構成を確認すると、テーマは、“Let’s be friends”で、①映像を見て、考え、英語を聞いてわかったことを線で結ぶ活動。次に、②英語を聞いて人物と科目名と好きなスポーツを結びつける活動、そして③ペアワークで自分の好きなもの、できること、誕生日を伝え合う活動等となっており、その後、④各自が自己紹介シートに英語で書くことになっている。最後に、⑤自己紹介シートを使ってクラスメートとお互いに自己紹介をし、わかったことをメモするという構成になっている。この1連の活動をまとめてみると、目と耳からの情報を理解し、その情報を活用して、自分のことをペアワークで伝え、その後、英文を書き、クラスメートに伝え合い、メモをとるという構成になっている。

さて、第2課以降も授業の大きな流れは、第1課と同じであり、目次の内容は、We Can ②とほぼ同じテーマとなっ

ている (文部科学省, 2018b)。すなわち、自己紹介・私の町・日本へようこそ・私の夏休み・行きたい国・オリンピック・パラリンピック・私の小学校の思い出・将来の夢・中学校での生活である。

以上3種類の教科書を比較し、書くことの指導の流れを点検した。これらの教科書の共通点は、書くこと (Writing) も耳から英語をインプットし、その内容を理解し、その情報を活用し、ペアワークやグループワークで伝え合い、最後にクラスメートの前で発表するために、英文を書くことである。

この一連の流れは、「外国語」の学習指導要領に書かれていることであり (文部科学省, 2017a)、また、聞くこと・読むことを通してのインプット ➡ ペアワーク・グループワーク ➡ クラス全体に報告することは、コミュニケーションを重視したCLT (Communicative Language Teaching) という指導法ではよく使用されるコミュニケーション活動の一連の流れであり、日本では、1989年 (平成元年) から、中学と高校で活用されている英語教授法でもある。ペアワーク・グループワークの後、クラス全体に報告すると、児童と教員間で情報の共有が可能となり、児童は、お互いに学ぶことができるため、望ましい授業の流れであると言える。

課題は、入門期故に児童の英語の語彙が限られることである。そのため、発表中はジェスチャーや写真・カードも活用し、表現力の不足を補うことが大切であろう。なるほど、児童の語彙力を高めるため、英語を聞くことと使うことは大切であるが、音を認識し、意味も分かり、今後使い続けるためには、どうしても英単語を書いて覚えていく必要がある。それでは、日本の児童にとって、英語の単語はどのように覚えていけば効率が良いか確認していく。

3. 文法

1) 語順・人称・時制

従来の中学英語と高校英語では、文法中心に学習が展開されてきた。コミュニケーション活動においても使える文法事項を活用し、実施可能な状況や機能 (言語の働き) を考え、教科書が構成されていた。それ故に、教員は必要に応じて文法説明をすれば、授業は進展していった。

ところが、小学校の外国語 (英語) では、状況が異なるのである。すなわち、小学校では、英文法は、はっきりとは教えず、児童の気づきを大切にするのである (文部科学省, 2017a, p.170)。実際、語順、3人称、動詞の過去形は、小学校6年生になって初めて登場する。では、具体的に見ていくことにする。

OWS6では、第4課の夏休みの思い出で、日本語と英語の語順の違いに言及し (金森ら, 2020b, p.51)、第7課の

オリンピック・パラリンピックのスポーツ選手の紹介のところで、3人称のHe, Sheが初めて登場する。それに対し、WC2では、第3課の人物紹介で3人称が出てくる。例 He is famous. She is great. このように、3人称のHe, Sheの登場する時期に違いがある。第7課の「小学校生活・思い出」で初めて、過去形が登場する。しかし使用された過去形は、was, saw, ate, enjoyed, went等、限定されている。また、第7課には、短い手紙を書く課題があり、第8課では、将来の夢を5行程度の英文で書く課題がある。第9課になると、中学校でしたいことを、6行程度の英文で書く課題がある。

このように書くことの観点から教科書を比較してみると、英語を書くことも、英文を書き写す課題から始まり、語順への気づき、3人称、過去形の学習と従来の中学校の英語教育と異なり、文法がゆっくりとほんの少しずつ提示され、課題(タスク)が少しずつ、難しくなっているのがわかる。

4. 文法の取り扱い

上述したように、小学校の外国語の授業では、文法説明は、はっきりとは行わず、児童が学習の中で気づくことを大切にしているのがわかる。それは、小学校学習指導要領外国語科の2 内容(p.156)や研修ガイドブックにも記されている(文部科学省, 2017a, 2017b)。

このアプローチでは、児童に気づきを促す工夫が必要になる。優れている提示方法例として、WC2の3課に以下のような例文がある(文部科学省, 2018b, p.23)。

1. I play the violin.
2. My violin is old.
3. I want a new violin.
4. I eat fish.
5. I like fish.
6. I want fresh fish.

以上の英文は、映像を見て、自己紹介文の内容について考えるタスク(課題)になっているが、いちいち主語、動詞、冠詞、形容詞、名詞と言わなくても英文をじっくり見ると、児童は、英語の肯定文の語順に気づき、名詞を変えれば、自分のことを英語で話すこともでき、その後、英文を書くことも可能となる。この本の提示方法は、文の構造を児童に意識させるのに良く、さらに、単語の意味がすぐ浮かばない児童も考慮し、英文中に、play, want, eat, likeといった動詞、violin, fishといった名詞には、イラストがついていて、「児童にやさしい」工夫がなされている。

他にも、語順の気づきを与えるアイデアは従来からある。例えば、品詞を色分けし提示する。単語シートの裏にマグネットを貼り付け黒板にはり、語順が変わると単語シートの位置を交換するとか、紙とはさみを使用し英文を書き、品詞ごとに切り離し英文の再構成を行う等である。

総合考察

以上、ローマ字表記・アルファベット表記・書くことの指導について、3種類の教科書間の比較を行ってきた。小学校学習指導要領(外国語活動・外国語)では、小学校中学年では、聞くことと話すことが中心で、読み書きを含めた技能(Skills)は、5・6年生になって学ぶものであり、書くことは、活字体の大文字・小文字を書く活動や、音声で十分に慣れ親しんだ語句や基本的な表現を書き写す活動、さらに、それらを用いて例文の中から言葉を選んで書く活動と限定されている(文部科学省, 2017a, p.158)。児童の立場に立って考えてみると、耳からのインプット、すなわち、音源から英語をまず聞き、内容を理解し、英語を書き写し、その後、英文を書くという一連の学習は、英語の発音を聞いて真似のできる児童にとっては、良いアプローチであるが、どちらかというと、目で見て確認し、覚える児童、すなわち、視覚型学習者の場合、学び始めは戸惑いや不安が生じる可能性がある。なぜなら児童用の教科書は、一見「ワークシート」のようであり、児童が「外国語」の授業の中で学びわかったことを、一部は英語で、残りは日本で記すか、線で関連性のあるものを結びつける活動が中心になるからである。児童がイラストや写真の多いワークシートのような教科書を持ち帰り、わが子が学んだことをうまく書けず空白の多い教科書を見た家族の方は、驚かれるであろう。そうならないためにも、小学校教員の児童への学習支援や励まし、工夫をこらした補助教材の作成が必要になると思われる。それには、まず、児童のニーズに合った検定済教科書の選定が大変重要になる。今回の教科書評価では、内容の充実した教科書を選定したが、その理由は、書き込み式の教科書であっても、教科書の内容そのものが豊かであれば、児童は教科書そのものから学べることが多いからである。また、教員の側から見ると、教科書が良くできていれば、補助教材作成の時間や労力も軽減されるからである。

次に、小学校教員の立場に立って考えてみると、ご自身が学んでこられた英語の指導法と現在の外国語の指導法は異なり、とにかく耳からのインプットが大切であることを考えると、CDやVIDEOの使用のみならず、ALT(英語指導助手)の方の不在時には、先生方ご自身の発音や発音指導も大事になってくる。そのために、小学校教員養成課程にお

いて学生は英語そのものに関する知識を深め、指導技術が向上できるよう、通常の講義と演習に加え、4技能を一層向上させることが必要である。以下は、著者の提案である。

現在、教員養成課程の科目の①「外国語」と②「外国語の指導法」は、必修科目となっており、両者は密接に関連している。そのため、両科目を関連づけて、①で基礎固めとして書く活動をもっと積極的に取り入れていくことを提案する。例えば、今日話題となっている「環境問題」で英文を書く活動を考えてみよう。

Step 1: 授業中10分間で英文を書き、クラスで発表する。

聴衆(クラス全体)は、発表を聞いて気づいた点を、事前に配布された評価表に記入する。

Step 2: その後、宿題として、5行程度の英文にまとめ、英文を教員へメール送信する。教員は、内容を点検し、加筆・修正・助言を含むフィードバックを学生へメール送信する。

Step 3: 学生は、フィードバックを参考にし、発表原稿の修正を行い、発表に備え、発音・強調点・アイコンタクトを意識し、練習する。

Step 4: 授業中、発表を聞き、本人は自評を、聴衆はスピーチ評価表を使って、評価する。

(説明と指導上の留意点)

この一連の活動で使用するスキルは、書くこと、話すこと、聞くこと、読むことの4技能をカバーし、学生の即興的な英語発信力の向上を目指し、準備した英文原稿を活用して発表を行い、英語発信力に磨きをかけることも期待される。本活動は、短時間に英文を書く力、及び、自分で書いた英文を点検し、評価する力の向上にも役立つ。具体的には、語彙力・表現力・発音の向上と共に、簡潔で、わかりやすい英文を書く力の向上と句読法(Punctuation)の習熟、自分の書く英文の強みと課題を知り、その後の学習や教育に活かすこともできる。この活動は一部実施済みであり、学生は5分間ではあるが、与えられた時間と機会を最大限活用し、中身の濃い、テーマに沿った専門用語も使用し、立派な英語による発表をしてくれたことを報告する。

結論

今回の一連の調査の結果、小学校の外国語の書くことの学習は、耳からの情報のインプットから始まり、内容を理解し、ペアやグループで意見交換をし、その後得た情報と語彙を使って初歩的な英文を書くという授業形態がメインになる。種々の調査の結果、見えてきたのは、児童の英

語を聞き話す技術と基本的な語彙力は、向上すると思われるが、英文を書く技能の向上は十分ではなく、小学校の「外国語」での基礎固めをしっかり行い、小学校と中学校の書くことの学習の橋渡しと弱点補強を十分に行い、中学校での書くことへの指導へと繋げていくことが求められる。

幸い、現在入手可能な中学校の外国語の教科書では、題材も文法も言語活動も充実し、中学1年生が自信を持って英語の4技能を向上していけるよう、教科書各課において配慮と工夫がなされている。そこで、小学校教員は外国語の教科書の内容の継続としての小中連携を常に考え、児童が楽しく英語を身につけていけるよう支援していくことが求められる。

小学校教員を目指す学生は、児童が耳から十分な英語のインプットを得て、内容を理解し、それらを使って初歩的な英文が書けるよう、CDだけでなく、まず自らの英語の発音を矯正し、児童の発音の指導と児童の英語の4技能が向上できるよう指導技術を一層身につける必要がある。さらに、児童の発達段階と学習段階を考慮し、効果的な学習指導ができるよう授業実践と振り返りを何度も行い、自身の英語力の向上に努め、よりよい学習支援ができるよう最善を尽くすことが求められる。

参考文献

- アレン玉井光江・阿野幸一・濱中紀子ら(2020a): *New Horizon Elementary English Course* ⑤. 東京書籍, 東京, 1-96.
- アレン玉井光江・阿野幸一・濱中紀子ら(2020b): *New Horizon Elementary English Course* ⑥. 東京書籍, 東京, 1-96.
- 金森強・本多敏幸・松本茂ら(2020a): *One World Smiles* ⑤. 教育出版, 東京, 1-118.
- 金森強・本多敏幸・松本茂ら(2020b): *One World Smiles* ⑥. 教育出版, 東京, 1-112.
- 東京学芸大学(2017): 「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」 平成28年度報告書, 1-192 (コアカリキュラムに関する資料).
- 文部科学省(2017a): 小学校学習指導要領(平成29年告示) 解説 外国語活動・外国語編. 開隆堂, 東京, 1-205.
- 文部科学省(2017b): 小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック. 旺文社, 東京, 1-223.
- 文部科学省(2018a): *We Can!* ①. 東京書籍, 東京, 1-96.
- 文部科学省(2018b): *We Can!* ②. 東京書籍, 東京, 1-96.

What Does Textbook Evaluation of Foreign Language Teaching, Teaching Writing in Particular, in Elementary School Tell Us?

Reiko IGUSA

School of Childcare and Early Childhood Education, Tokyo University
and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus),
2-47-8 Minami-ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 171-0022, Japan

Abstract : In April 2020, Foreign Language Activity for third and fourth-year students and Foreign Language for fifth and sixth-year students started in elementary school all over Japan. New educational curriculum of foreign language was introduced in Junior High School in 2021 and will start in Senior High School in 2022. Thus, English education in Japan has shown remarkable progress. What should teachers do in order to surf the big waves and keep going? One of the cues is textbook evaluation, so six textbooks for fifth and sixth-year students were evaluated, focusing on teaching Writing. One of the findings is learning support for the students. In order to identify the learners' needs and support them, pre-service teachers need to brush up their English and improve their teaching techniques.

(Reprint request should be sent to Reiko Igusa)

Key words : Foreign language, Teaching writing, Textbook evaluation, Pre-service teacher training

外国ルーツの児童生徒の学校での多文化共生成功例の研究の必要性 ー 外国ルーツの児童生徒の学校での多文化共生についての文献調査 ー

ショウ シケン^{*1}・坂井二郎^{*2}

^{*1} 東京福祉大学 教育学研究科 (池袋キャンパス)

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-14-2

^{*2} 東京福祉大学 教育学部 (池袋キャンパス)

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-14-2

(2021年11月30日受付、2022年2月17日受理)

抄録：外国ルーツの子どもを対象とした学校における多文化共生に関する研究はすでに多く実施されているが、彼らの学校における多文化共生についての問題点・課題や具体的支援・解決策を提起するものが多く見受けられる。このことは外国にルーツを持つ児童生徒の学校での多文化共生の成功事例に関する研究はまだ多くないことを示唆している。しかし実際の研究動向については明らかではない。そのため本研究は、現存する外国ルーツの子どもを対象とした日本の学校での多文化共生に関する研究動向の概観を文献調査により明らかにし、多文化共生の成功事例研究の位置づけと意義について論ずることを主な目的とした。本研究で提示した「成功事例」研究は外国ルーツを持つ児童生徒が多文化共生における固定化されやすい役割ではなく対等な共生関係を担う主体的な役割を様々な形で提示していたことを結論とした。

(別刷請求先：ショウ シケン)

キーワード：外国ルーツを持つ子ども、多文化共生、異文化間教育

緒言

日本に在住する外国ルーツを持つ子どもの数は年々増加している。2020年12月の法務省の統計によると、6歳から17歳の在日外国人の数は17万人以上である。さらに、国際結婚の家庭の子どもを加えると、さらに多くなる。外国ルーツの子どもを対象とした学校における多文化共生に関する研究はすでに多く実施されているが、彼らの学校における多文化共生についての問題点・課題や具体的支援・解決策を提起するものが多く見受けられる (Gills-Furutaka, 2009; 竹田, 2005b; 劉, 2017)。さらに、多くの研究対象は日本語指導を中心とする教育支援やクラスにおける適応支援などが必要な学校における多文化共生に課題がある外国ルーツの児童生徒であると想定される。このことは、外国にルーツを持つ児童生徒の学校での多文化共生の成功事例に関する研究はまだ多くないことを示唆している。しかし実際の研究動向については明らかではない。

そのため本研究は、現存する外国ルーツの子どもを対象とした日本の学校での多文化共生に関する研究動向の概観を文献調査により明らかにし、多文化共生の成功事例研究の位置づけと意義について論ずることを主な目的とする。

具体的には、まず外国ルーツの子どもを対象とした学校での多文化共生をテーマとした先行研究を日本語でキーワード検索し関連文献を収集する。次に収集した文献を内容分析により精査し研究内容を分類しその研究動向を探索する。以上の研究動向を基にして本研究では、日本国内の学校に通う外国ルーツの生徒の学校での多文化共生成功事例研究の今後の必要性や意義について論じる。

まずは、多文化共生の成功事例の定義から論じる。多文化共生の定義は、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(多文化共生の推進に関する研究会報告書, 2020, pp.18-19)とされている。しかしこの定義の範囲が広く、具体的ではないことが問題である。そのため本稿における外国にルーツを持つ児童生徒の学校での多文化共生の成功事例の定義は、二つの方面から具体的にアプローチする。一つ目は言語熟練度とコミュニケーション能力である。二つ目は多文化的背景の認識度である。

言語的熟練度とコミュニケーション能力の成功事例は、日常生活に支障がない日本語能力を持っている子どもが考えられる。さらに、学校での授業も言語的支援の必要が少

ない子どもは、言語的熟練度が高いと考えられる。それに加え、継承語も一定のレベルを持っている子どもが成功例だと考えている。つまり、言語能力には、日本語と継承語両方の能力が求められている。そして、外国にルーツを持つ児童生徒は多文化背景が持っている条件でのコミュニケーション能力が求められている。言い換えれば積極的に地域の交流に参加、または多文化背景を活用し地域住民と連携し協働できるロールモデルとしての地域多文化社会づくりに貢献するのも成功例だと考えられる。

多文化的背景の認識度の成功事例は、外国ルーツを持つ子どもが自分自身の文化的背景に一定の知識と認識を持つことが条件である。それは、家庭の環境または継承文化の教育から得た知識や認識だとも言える。また、いろんな方法（カウンセリング、コミュニケーション、支援教育）を通じて、自分自身のアイデンティティについて、葛藤を乗り越えた子どもは多文化的背景の認識度が高いと考えられる。つまり、外国にルーツを持つ児童生徒で自分自身が文化的、人種的な少数派であることについての悩みを解決した子どもは成功例だと考えられる。

以上のアプローチに沿い、本稿は、日本語能力と継承語能力を持つ子どもで、自分自身が文化的、人種的な少数派であることについての悩みを解決した子どもを多文化共生の成功事例として定義する。

研究対象と方法

本稿では、文献調査の形で、外国にルーツを持つ児童生徒に関する研究の中で、多文化共生の成功事例に関する文献を分析テキストとして位置づけ、野々山(2013)の提示した動向分析の手続きに従い整理する。

まず、文献検索においては、学術論文データベースのJ-Stageを用いキーワード検索を行う。キーワードは、「外国ルーツを持つ子ども」「異文化間教育」「外国人子ども」「ニューカマー」「多文化共生」である。また、異文化間教育学会誌、そしてCLAIR(一般財団法人自治体国際化協会)の多文化共生事業事例集(CLAIR助成事業)(子ども・教育パート)も調査対象とした。

次に、収集した文献の概要もしくは文献内容を確認し下記の1、2の点を考慮しながら研究対象となる文献を選択した。最後に分析対象の文献を、野々山(2013)の「研究動向把握のための分析方法に関する覚書」に基づいて、多文化共生の収集データの動向分析を行った。

1. 外国にルーツを持つ児童生徒の定義は、外国国籍、または外国で生まれた親がいるという意味である。日本で生れる、または新しく日本に移動する児童生

徒の両方の子どもを研究対象とする。そして、年齢層は保育園から高校学校までの児童生徒とする。

2. 本稿が扱う文献は、外国にルーツを持つ児童生徒の多文化共生を主体とする文献である。それは、外国にルーツを持つ児童生徒の多文化共生実態調査、または外国にルーツを持つ児童生徒の多文化共生のための助成事例報告と研究を具体的な研究対象として選択した。

結果

収集した文献の内容分析により、成功例、問題例、その他の3つの区分に分類した。また問題事例は言語上の問題、対象者のアイデンティティや文化的問題、その他の問題に分けた。具体的な内訳は表1にあるが、成功事例に関する論文は6本あり、言語的熟練度を持つ外国ルーツを持つ子ども、または多文化的背景の認識度を持つ子どもの研究論文(竹ノ下, 2009; 陳, 2009; 金, 2009; 三浦, 2014; 小山, 2015; 野山・桶谷, 2016)であった。次に問題事例に関する研究論文は35本あり、言語上の問題に関する論文が17本(上原, 2005; 坪内, 2008; 末藤, 2011; 榎井, 2013; 野入, 2014; 栗原, 2015; 矢沢・高橋, 2015; 塘, 2015; 劉, 2017; 高山, 2017; 田中, 2017; ゴロウィナ・吉田, 2017; 徳成, 2018; 岡田, 2020; 相良, 2020; 金, 2020; 井上, 2021)、アイデンティティや文化的問題を焦点に充てた論文が20本(坪内, 2008; 星野, 2008; 宮島, 2009; 末藤, 2011; 松尾, 2012a; 角田, 2012; 松尾, 2013; 高橋, 2013; 内田, 2013; 渋谷, 2013; 榎井, 2013; 野入, 2014; 塘, 2015; 高橋, 2016; 劉, 2017; 高山, 2017; 孫・片田, 2018; 徳成, 2018; 金, 2020; 磯部, 2021)、その他の問題に関し主に言及している論文が8本(小島, 2008; 佐藤, 2011; 奴久妻, 2014; 二井, 2015; 栗原, 2015; 上野, 2020a; 上野, 2020b)あった。なお、複数の問題点について重複して言及した文献が10本(坪内, 2008; 末藤, 2011; 榎井, 2013; 野入, 2014; 塘, 2015; 劉, 2017; 高山, 2017; 徳成, 2018; 金, 2020)あった。また、その他の区分の論文としては、研究の主体が学校、教育システムとカリキュラムである論文(森茂, 2009; 松尾, 2012b; 稲田, 2012; 山田, 2015; 金南, 2016; 松尾・杉原, 2016; 末藤, 2017; 高橋, 2020)、教師と保護者である論文(竹田, 2005a; 上野・石川・井石・田渕・西原・政次・宮崎, 2008; 御館, 2011)、あるいは外国ルーツを持つ子どもを扱ってはいるが研究の主体ではない論文(金, 2010; 稲津, 2010; 結城, 2011; 大橋, 2011; 李・瀬田, 2014; 宇都宮・南浦・山西・ヤン・佐藤, 2016; 山本, 2016; 蕭・城所・瀬田・佐藤・李, 2017; 池田, 2018; 武・齋藤, 2019)が主な内容であった。

表1. 総計データ

分類	総計	成功例	問題例			その他
研究論文	62	6	35	言語上の問題	17	21
				アイデンティティや文化の問題	20	
				他の問題	8	
CLAIR 事業集	29	4	17	言語上の問題	16	8
				アイデンティティや文化の問題	6	
				他の問題	6	

上記に示したように、研究論文では、6本の文献が外国ルーツの生徒の成功事例に関するものであった。また多文化共生事業（CLAIR）事業集では、4つの事業が外国ルーツの生徒の成功事例に当てはまった。つまり、外国ルーツの生徒の多文化共生の問題点に注目する文献が多数であることは明らかであった。また、外国ルーツの生徒の生活言語である日本語能力の問題点、またアイデンティティに関する葛藤・不安などの問題点に関する研究が多かったといえる。では以下に成功事例に分類された研究について具体的に内容を記載しながら考察していく。

考察

まず、研究論文における成功事例研究においては、6個の文献が外国ルーツの生徒の成功事例に関するものであり、多様なテーマについてふれていた。まず、竹ノ下(1998)は、在日朝鮮人・韓国人の事例を研究し、人権尊重教育としての多文化教育の実践により在日朝鮮人・韓国人が自己の民族アイデンティティを肯定的に理解して生きていくことができるようになることを事例的聞き取り調査により明らかにした。つまり本研究の成功事例の条件の一つである自己の文化的背景の認識に該当する例といえる。具体的には自己の文化的背景の肯定的認識が外国ルーツを持つ生徒の生き方にプラスに影響している研究例といえる。

次に、陳(2009)は、中華学校に通う日本人学生と中華系学生の共生を研究し、より対等な多文化共生の実践ができた現象を説明した。従来の日本の学校のマジョリティとマイノリティ関係が逆転している中華学校で、日本人生徒が少数派としての新たな多文化共生体験を得ることができていることを明らかにした。この場合は、日本人生徒が外国ルーツを持つ子どもと捉えることになるが中華学校で中国文化や伝統を学び吸収し自己の文化背景に組み込むことで多文化的自己認識に変容しているということである。つまり、グローバル時代の多文化共生の形は、力関係で

優位な方がもう一方を助けるという共生の構図ではなく、異なる文化背景を持つ生徒同士が対等な立場として対話し理解する共生関係が望ましいことを金は指摘している。この共生関係の結果、生徒の自己認識も多文化的自己観に変容すると述べている。言い換えれば自己の文化背景の認識が多文化化することで対等な多文化共生関係構築が可能になることを表す。自己の文化背景の多文化化の意義を明らかにしたという意味で陳(2009)の研究は成功例の一つとみなすことができる。

金(2009)は、大阪市立小中学校の「民族学級」を事例に排他的な民族意識でもなく、同化に向けて民族のルーツが消去されるのでもない、開放された民族性の回路を保証する場となる可能性が推察されたことを述べている。つまり、学校側が民族学級を多文化共生を目指す教育の一環と位置付け、民族学級側も自らを学校全体への多民族多文化共生教育を発信する場として位置づけることで、児童・生徒同士の関係が固定的な少数派と多数派の関係から、誰もが多数派にも少数派にもなりうる相互転換的互助関係に変容することを明らかにした。このことにより児童・生徒の自己認識も変容し共生的な関係を持つ学級になると金(2009)は述べている。つまり学校側と民族学級の両方の多文化共生教育に向けた取り組みが、児童生徒の文化的背景の認識の変化とそれに連動した相互転換的互助関係を基調とした多文化共生空間生成につながるということを意味している。言い換えれば、相互転換的互助関係を可能とする児童生徒の自己認識変容の意義を明らかにしたという意味で成功例の一つといえる。

三浦(2014)は、ニューカマー1.5世の若者のホームという居場所概念についての捉え方を研究し、類似した背景を持つ者が集まるエスニック教会や地域学習室に居場所を求め、そこで同じ立場の他者と関わることで自らを自分自身のロールモデルとみなすことで自らの将来の方向性を定めていくことが可能になることを明らかにした。自分と似ているマイノリティの立場を持つロールモデルと教会な

どのホームでの交流で、自分のマイノリティとしての葛藤を乗り越えることができたのである。つまり、本稿の成功事例の条件の一つである外国にルーツを持つ児童生徒で自分自身が文化的、人種的な少数派であることについての悩みを解決した子どもの例の一つとみなすことができる。

小山(2015)は、ブラジル系生徒が多い学校での教育実践から、第二言語習得のための日本語学習カリキュラムを活用することにより多くの外国籍の子どもたちに、より良い日本語指導ができるようになり日本語の習得も早くなったことと様々な学校行事で文化的交流も行うことの双方の試みにより外国にルーツを持つ児童生徒の欠席数が減り、楽しんで学校生活ができるようになることを明らかにした。つまり、異文化適応に関する学習支援と交流支援の実践により外国にルーツを持つ児童生徒の言語的熟練度が向上し文化的認識も深まり彼らの学校生活への積極的参加につながる例であり成功例の一つに分類される。

野山・桶谷(2016)はバイリンガル環境にある生徒の事例から、TAとして日本語学習支援の現場に社会参加し経験を積み学習者と交流するすることが社会参加した生徒のアイデンティティの形成、また彼らの母語と継承語の学習動機の維持にも役立つことが分かったと述べている。つまり本研究の成功事例の条件である日本語と継承語両方に熟練度を持ち、そのバイリンガルスキルを社会参加に活用することで自身の多文化背景の認識も深まっていることを表す事例といえる。

次にCLAIR事業集では、4個の事業が外国ルーツの生徒の成功事例に当てはまった。まず、公益財団法人浜松国際交流協会(2009)は、多文化教育ファシリテーター養成とプログラム開発事業を行った。外国にルーツを持ち、浜松で育った若者たちが、自分の体験を見つめなおし、受容し、さらに社会へ向けて自らの思いを発信するために行った一連のプログラムである。外国ルーツを持つ講師のワークショップを通じて、外国にルーツを持つ児童・生徒がロールモデルとしてのプログラムや発表を考案した。このプログラムを通じて、外国にルーツを持つ若者世代と強いつながりを持つことができたとも述べられていた。プログラムに参加した子どもは、自分の体験と自分の多文化的要素についてより深く理解することができたという意見もあった。つまり本研究の成功事例の条件の一つである自己の文化的背景の認識に該当する例といえる。

次に特定非営利活動法人浜松NPOネットワークセンター(2010)は、「わかものたちの多文化共生全国交流会2010」を開催し、全国のわかものリーダーの大学生・社会人を浜松に招聘して、当事者の視点や経験を元に課題を共有し、映像による全国発信を図った。その結果、外国

ルーツの若者34名が2日間のワークショップに参加した。高校と大学に進学した外国ルーツの若者が、困難を越えて、そこまで辿り着くことができた人たちであるが、それでもなお、進学・就職や国籍選択、アイデンティティなどで様々な壁に直面していることも、共通課題として明確になった。また、アイスブレイク、ネットワークの構築、経験と悩みの共有などの成果を得ることができたと述べられていた。つまり、この事業は高校と大学に進学した外国ルーツの若者がロールモデルになり、同様の立場の外国ルーツの児童生徒の多文化共生に知見を与える研究といえ、本稿の成功事例に当てはまる事業といえる。

3つめの財団法人とよなか国際交流協会(2010)は、未来を拓く多文化子どもエンパワメントプロジェクト「多文化な子どもがつくる子どもまち『たぶんかミニとよなか』」の事業を行った。外国にルーツをもつ子どもたちによる子どものまちづくり「たぶんかミニとよなか」と子ども会議の開催によって、外国ルーツを持つ子どもの間の交流を進めることができたことが本事業の成果として示されていた。また、子どもたちが積極的に次のイベントに興味を持つことになり、自分の多文化的背景に肯定的なイメージを持つことになったことも示されていた。また、大学生ボランティアも、外国ルーツを持つ子どもと多文化共生についてより深く理解と経験をすることができたことが明らかになった。つまり外国ルーツを持つ児童生徒・学生が中心となり多文化イベントを開催することによって自己の多文化背景が多文化共生に有意義な役割があることを認識できおり、その意味でこの事業も本稿に定義した成功例に当てはまるといえる。

最後に神戸市教育委員会(2016)は、外国にルーツを持つ子どもの未来共育プロジェクトという事業を行った。その中で、ロールモデル事業である「先輩から高校と高校入試について話を聞こう」、「年末お楽しみ会」、「事例発表会」、「子どもを見守る支援者のための人権研修会」などを開催した。これらのプロジェクトは下の世代の中学生に非常に響き、彼らが熱心に話を聞く姿が印象的だったことが示されていた。つまり、この事業も外国ルーツを持つ先輩がロールモデルとしての主体的な役割を担い、ほかの外国ルーツを持つ子どもにプラスの影響を与える存在であることを示しており成功事例の一つに当たる。

以上、本稿における成功事例について具体的に考察してきたが、成功事例の研究が外国ルーツを持つ子どもの多文化共生において彼らが少数派の立場でありながら受け身ではなく、主体的に多文化共生社会での役割を担うことを可能にするヒントを提示している点が共通点である。例えば、バイリンガルな児童生徒の積極的な学習支援への社会

参加の意義(野山・桶谷, 2016)、民族意識の持つ可能性と限界(金, 2009)、中華学校の中華系学生と日本人学生との連動からの対等多文化共生の実践(陳, 2009)、ニューカマー1.5世の帰属意識の変容(三浦, 2014)などは、すべてこれからの日本の多文化共生社会構築への重要な研究である。つまり成功事例を研究していくことで、新たな角度から外国ルーツを持つ子どもの多文化共生の多様な問題の解決に繋げていくことが可能であると考えられる。それらの成功事例を中心にしていく研究は今後の多文化共生社会構築に重要な役割を果たしていくだろう。

CLAIR事業集の分析を加えたことで、実際の外国ルーツを持つ子どもに関する事業を分析し、多文化共生の成功例である生徒がロールモデルになる事業も確認できた。追跡調査がされていないため、成功事例に関する事業の成果自体はまだはっきりしていないが、CLAIR事業集の分析より、多文化共生の成功事例である生徒が模範例として、学校と地域での多文化共生促進の役割を担うことが可能であることが示唆されている。よって、日本の学校に通う外国ルーツの生徒の学校での多文化共生成功事例に関する更なる研究の必要性和意義を示している。

結論

本稿は、文献調査の形で、外国にルーツを持つ児童生徒の学校での多文化共生の成功事例が彼らの多文化共生における積極的な役割や貢献と関係していることを示した。外国にルーツを持つ児童生徒はマイノリティの立場に固定される傾向があり多文化共生においても支援される側や適応する側が暗黙の前提となることが研究上も多い。今後の多文化共生社会では少数派と多数派、適応する側と受容する側などが固定化されずお互いが様々な立場を転換し相互転換的互助関係(金, 2009)を基調として共生することが望まれる。その意味で、本研究で提示した「成功事例」研究は外国ルーツを持つ児童生徒が多文化共生における固定化されやすい役割ではなく対等な共生関係を担う主体的な役割を様々な形で提示しているといえる。そしてその一つが、彼ら自身があとに続く外国ルーツを持つ児童生徒の指針としてロールモデルの役割を担うことである。

最後になるが、本稿では文献調査に基づき、日本国内の学校に通う外国ルーツの生徒の学校での多文化共生成功事例研究の今後の必要性や意義を示すことにより、今後の成功事例研究に繋がっていくことを望む。今後、外国にルーツを持つ児童生徒の成功事例の研究を進め、彼らの多文化共生における主体的役割の様々な可能性を明らかにしていきたい。

参考文献

- Amanda Gills-Furutaka (2009): 日本の学校における人種差別によるいじめについて. 京都産業大学教職研究紀要 **4**, 17-40.
- 陳 天璽 (2009): 中華学校に通う日本の子どもたち. 文化人類学 **74**(1), 156-175.
- CLAIR一般財団法人自治体国際化協会: 多文化共生事業事例集 (CLAIR助成事業). <http://www.clair.or.jp/j/multiculture/shiryoudigigyo-genre.html>. (2021.10.25 検索).
- 榎井 縁 (2013): ニューカマーの子どもたちのいまー“地域の取り組み”から「見える」ことー. 異文化間教育 **37**, 47-62.
- ゴロウィナ クセーニヤ・吉田 千春 (2017): 就学前児童への外国人親の母語の継承における社会心理的要因在日外国人母親によるナラティブを中心に. 言語文化教育研究 **15**, 92-108.
- 法務省出入国在留管理庁 (2021): 令和2年12月末現在における在留外国人数について. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E5%9C%A8%E7%95%99%E5%A4%96%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E7%B5%B1%E8%A8%88&layout=dataset&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&tclass1=000001060399&stat_infid=000032104292&tclass2val=0&metadata=1&data=1.html (2021.10.25 検索).
- 星野洋美 (2008): 日系ブラジル人との共生を模索する. 日本学習社会学会年報 **4**, 3-9.
- 稲田素子 (2012): 帰国生徒の受け入れにおける公正さをめぐってー実績のある受け入れ高校を事例にー. 異文化間教育 **36**, 40-56.
- 稲津秀樹 (2010): 「多文化共生」政策現場における意図せざる結果としての〈ナショナルな規範の言説〉の構築. 関西学院大学先端社会研究所紀要 **4**, 53-70.
- 池田尚登 (2018): 多様化が進む福岡市立小中学校における多文化共生の学びと育ち. 国際教育 **24**, 110-114.
- 井上晴美 (2021): 中国帰国者一世・二世・三世の中国語に対する意識調査. 人文×社会 **1**(1), 57-105.
- 一般財団法人自治体国際化協会: 多文化共生事業事例集 (CLAIR助成事業) <http://www.clair.or.jp/j/multiculture/shiryoudigigyo-genre.html> (2021.11.15 検索).
- 磯部 香 (2021): 多文化共生と就学前教育. 日本家政学会誌 **72**(5), 295-300.
- 角田 仁 (2012): 多様化する夜間定時制高校ー外国につながる生徒をめぐる公正さの概念の変遷ー. 異文化間教

- 育 **36**, 26-39.
- 金 兌恩 (2009): 多民族・多文化教育と新たな共同性の構築大阪府立小中学校の「民族学級」を事例に. ソシオロジ **53**(3), 91-107.
- 金 命貞 (2010): 実現可能な多文化共生とは. 異文化間教育 **32**, 11-23.
- 金南咲季 (2016): 地域社会における外国人学校と日本の公立学校の相互変容過程—コンタクト・ゾーンにおける教育実践に着目して—. 教育社会学研究 **98**, 113-133.
- 金 志唯 (2020): 外国につながる家庭とその子どものことば・アイデンティティ 特に日本語を母語とする子どもに着目して. 全国大学国語教育学会第138回春期大会(オンライン)研究発表要旨集 **138**(0), 45-48.
- 神戸市教育委員会 (2019): 外国にルーツを持つ子供の未来共育プロジェクト. <http://www.clair.or.jp/j/multiculture/3kobecity.pdf> (2021.10.25 検索).
- 公益財団法人浜松国際交流協会 (2009): 多文化教育ファシリテーター養成とプログラム開発事業～「多文化なわたしあなたみんな」. <http://www.clair.or.jp/j/multiculture/shiryou/docs/16.pdf> (2021.10.25 検索).
- 小島祥美 (2008): 外国人の子どもの教育権—岐阜県可児市の事例から. 国際保健医療 **23**(1), 3-8.
- 小山儀秋 (2015): 子ども・家庭・地域を変える多文化共生による学校づくり(実践交流の広場). 教育學雑誌 **51**, 73-78.
- 栗原真孝 (2015): 日本における外国籍児童生徒を対象とする地方教育政策の実施状況. 比較教育学研究 **50**, 3-23.
- 劉 麗鳳 (2017): 外国にルーツを持つ子どものいじめ経験と教師の指導方法への示唆—中国帰国者三世の事例にもとづいて—. 教育學雑誌 **54**, 103-114.
- 李 度潤・瀬田史彦 (2014): 「多文化共生」を重視した地域づくりという観点からの自治体外国人住民政策に関する研究. 都市計画論文集 **49**(3), 1011-1016.
- 松尾知明 (2012a): 文化的多様性の実践と教師の力量形成—外国人集住地域における中学校教師の実践—. 異文化間教育 **35**, 50-65.
- 松尾知明 (2012b): 日本における多文化教育の構築. 社会科学教育研究 **116**, 45-56.
- 松尾知明 (2013): ニューカマーの子どもたちの今を考える—日本人性の視点から—. 異文化間教育 **37**, 63-77.
- 松尾知明・杉原由美 (2016): 日本型多文化共生社会に向けた学びのデザイン—カリキュラムマネジメントの視点から—. 異文化間教育 **44**, 82-97.
- 三浦綾希子 (2014): 二つの「ホーム」の間で—ニューカマー1.5世の帰属意識の変容と将来展望—. 異文化間教育 **40**, 18-33.
- 宮島 喬 (2009): 「多文化共生」の問題と課題—日本と西欧を視野に—. 学術の動向 **14**(12), 10-19.
- 森茂岳雄 (2009): 多文化教育のカリキュラム開発と文化人類学: 学校における多文化共生の実践にむけて. 文化人類学 **74**(1), 96-115.
- 二井紀美子 (2015): 日本の公立学校における外国人児童生徒教育の理想と実態. 比較教育学研究 **51**, 3-14.
- 野入直美 (2014): アメラジアンの子どもの育てること—日本人の母親によって経験された相互行為—. 異文化間教育 **39**, 33-50.
- 野元弘幸 (1994): 外国人労働者およびその子どもたちの学習権保障. 教育学研究 **61**(3), 242-249.
- 野々山和宏 (2013): 研究動向把握のための分析方法に関する覚書—学際的領域の研究動向把握に向けて—. 国立弓削商船高等専門学校紀要 **35**, 22-35.
- 野山 広・桶谷仁美 (2016): CLD児童・生徒の言語環境の整備と日本型多文化共生社会—社会参加という観点から—. 異文化間教育 **44**, 18-32.
- 奴久妻駿介 (2014): 日本における外国人児童生徒「不就学」の実態調査: 都道府県教育委員会への質問調査より. 多文化関係学 **11**, 87-98.
- 岡田真理紗 (2020): 外国人増加への期待と不安. 放送研究と調査 **70**(8), 78-87.
- 大橋春美 (2011): 文化間移動とキャリア形成—中国帰国者二世という経験から—. 異文化間教育 **33**, 15-27.
- 御館久里恵 (2011): 外国にルーツを持つ子どもの支援活動に参加する渡日経験者の語り—かれらのライフコースと支援活動における当事者性—. 異文化間教育 **33**, 115-126.
- 相良好美 (2020): 千葉県における地域日本語支援活動と子ども・若者支援への展開—『あなたの町の日本語教室』を手がかりに—. 基礎教育保障学研究 **4**, 35-53.
- 佐藤郡衛 (2011): 異文化間教育学における「公正さ」の問い直し—3報告を踏まえて—. 異文化間教育 **34**, 52-63.
- 渋谷真樹 (2013): ルーツからルートへ—ニューカマーの子どもたちの今—. 異文化間教育 **37**, 1-14.
- 総務省 (2020): 多文化共生の推進に関する研究会報告書. https://www.soumu.go.jp/main_content/000718726.pdf (2021.12.20 検索).
- 末藤美津子 (2011): 外国につながる子どもたちへの教育支援—多文化共生社会の構築をめざして—. 東京未

- 来大学研究紀要 **4**, 9-16.
- 末藤美津子 (2017): 多文化共生を目指した「チーム学校」の取り組み—カリキュラム・マネジメントの視点から—. 東京未来大学研究紀要 **10**, 61-69.
- 孫・片田 晶 (2018): 「差別」に挑む子ども、「同化」を問題にする教師—「多文化共生」論への接続に向けた在日朝鮮人教育言説の再読—. フォーラム現代社会学 **17**, 33-47.
- 高橋史子 (2016): 「文化」の適応と維持から見る日本型多文化共生社会—ニューカマー児童・生徒を教える教師へのインタビュー調査—. 異文化間教育 **44**, 33-46.
- 高橋詩穂 (2020): 音楽による多文化共生教育に関する一考察. 学校音楽教育実践論集 **4**, 89-90.
- 高橋朋子 (2013): 中国帰国児童の主体的な関係性の構築を目指して. 異文化間教育 **37**, 15-31.
- 高山和孝 (2017): 日本における多文化共生をめぐる視座—外国人受け入れをめぐる経験と課題—: 課題研究「多文化共生教育の国際比較」. 国際教育 **23**, 113-119.
- 武 一美・齋藤 恵 (2019): 移動経験のない大学生は「複言語で育つ子ども」とどう向き合ったか. 言語文化教育研究 **17**, 317-338.
- 竹田美知 (2005a): 国際結婚から生まれた子どもの国籍選択とその影響要因国際結婚を考える会の場合. 日本家政学会誌 **56(1)**, 3-13.
- 竹田典子 (2005b): 日本の公立学校に通う外国人児童生徒への心理的支援についての研究. 鳴門教育大学学術研究コレクション学位論文要旨. https://naruto.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=21396&item_no=1&page_id=13&block_id=40 (2021.10.25 検索).
- 竹ノ下弘久 (1998): 多文化教育とエスニシティ在日韓国・朝鮮人集住地区を事例に. 社会学評論 **49(4)**, 531-548.
- 田中稲子 (2017): 子どもの貧困—成育環境に及ぼすその影響と対策—外国籍等の子どもの貧困問題にみる多文化共生への課題. 学術の動向 **22(10)**, 34-38.
- 徳成晃隆 (2018): 「多文化共生」の学びと育ち—福岡市の外国人児童生徒支援教育—公開シンポジウム「多文化共生の学びと育ち」. 国際教育 **24**, 99-109.
- 特定非営利活動法人浜松NPOネットワークセンター (2010): 「わかものたちの多文化共生全国交流会 2010」の開催. http://www.clair.or.jp/j/multiculture/docs/23-8_sizuoka.pdf (2021.10.25 検索).
- 塘利枝子 (2015): 生涯発達の視点を踏まえた日本における外国にルーツを持つ人への支援—保育・教育・子育ての視点から—. 異文化間教育 **41**, 76-94.
- 坪内雅治 (2008): 日本における外国人児童の教育問題. 日本教育学会大会研究発表要項 **67**, 88-89.
- 内田 良 (2013): グローバル化時代の教育と職業: 移民の青少年におけるキャリア形成をめぐる. 教育学研究 **80(1)**, 86-90.
- 上原美穂 (2005): 外国籍児童生徒の学校適応へ高校進学ガイダンスが果たす意義: 長野県における「日本語を母語としない子と親のための高校進学ガイダンス」を通じて. 人間関係学研究 **12(1)**, 1-12.
- 上野顕子 (2020): 外国につながるのある子どもたちと家庭科教育. 家族関係学 **39**, 19-27.
- 上野加代子 (2020): 多文化社会と児童虐待問題. 家族関係学 **39**, 5-13.
- 上野葉子・石川由香里・井石令子・田渕久美子・西原真弓・政次カレン・宮崎聖乃 (2008): 長崎市における多文化保育の現状と展望. 保育学研究 **46(2)**, 277-288.
- 宇都宮裕章・南浦涼介・山西優二・ヤン ジョンヨン・佐藤慎司 (2016): 「多文化共生」と多様性教育に何ができるのか. 言語文化教育研究 **14**, 3-32.
- 蕭 閔偉・城所哲夫・瀬田史彦・佐藤 遼・李 度潤 (2017): 外国人集住都市における多文化共生のまちづくりの現状と課題に関する一考察愛知県豊橋市の南米系外国人市民向けの行政と市民団体による多文化共生事業を中心に. 都市計画論文集 **52(1)**, 55-62.
- 山田千明 (2015): 現場と共に動いていく異文化間教育について考える—就学前教育と初等教育の接続の立場から—. 異文化間教育 **41**, 32-46.
- 山本薫子 (2016): 外国人住民の居住をめぐる問題の諸相. 日本不動産学会誌 **30(2)**, 61-65.
- 矢沢悦子・高橋悦子 (2015): 実践報告大和プレススクール「にほんごひろば」—小学校入学前の多様な言語背景を持つ子どもたちへの就学前教育・保護者支援—. 異文化間教育 **41**, 16-31.
- 結城 恵 (2011): 日本における多文化共生教育の研究動向と実態. 音楽教育学 **41(1)**, 38-44.

Addressing the Importance of Researching on Students with Foreign Backgrounds
Who are Successful in Intercultural Coexistence in Japan:
A Bibliographic Research on Papers that Address the Issue of Intercultural Coexistence
for Foreign Students in Japan

Jiang ZIXUAN^{*1} and Jiro SAKAI^{*2}

*1 Graduate School of Education, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus),
2-14-2 Minami Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-0022, Japan

*2 School of Education, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus),
2-14-2 Minami Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-0022, Japan

Abstract : There has been an increasing number of research on foreign students' intercultural communication and coexistence in Japan. However, a large portion of such researchers are focusing on the existing problems and difficulties towards building a coexistence society for foreign children and students. This could mean that there is only little research focusing on foreign students who are relatively successful in coexisting with the Japanese society. This paper will conduct a bibliographic research on papers that address the issue of intercultural coexistence for foreign students in Japan, and propose the importance of researching on the relatively successful foreign students. As a result, instead of having a stereotypical position of needing support, the examples of interculturally coexisting foreign students in this research have achieved coexistence with equality, while also bearing multiple essential roles in achieving such coexistence for the community.

(Reprint request should be sent to Jiang Zixuan)

Key words : Students with foreign backgrounds in Japan, Intercultural coexistence, Intercultural education

青年期の知的障害における癇癢の要因 — 視機能の発達に着目した実践的検討 —

立松英子

東京福祉大学 社会福祉学部 (伊勢崎キャンパス)

〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

(2021年11月29日受付、2022年1月20日受理)

抄録：癇癢は、定型発達においては言語発達に伴って減弱するといわれているが、視機能の発達との関係も疑われる。本研究では、閉じた円を描く以前の視覚-運動機能の評価を意図した独自の課題“Task of Birds (TOB)”の発達の意義を明らかにした上で、知的障害のある青年の癇癢や強いこだわりの要因について、認知発達の観点から検討した。TOBは、鳥の絵の欠けた部分を補完する課題である。知能検査の類似の課題との比較により、3歳前半で通過することが確認され、結果の下位分類には発達の順序性が認められた。青年の描くTOBは、目立つ部分にのみ注目するタイプで欠けた部分の表象には至らず、言語発達も、無シンボル期から表象的思考期へと認知の質が大きく変化する段階を示していた。評価に従い働きかけの指針を学校や放課後等デイサービスの職員と共有したところ、激しい行動障害の減弱が認められ、癇癢と視機能との関係も示唆された。

(別刷請求先：立松英子)

キーワード： 癇癢、視覚-運動機能、言語発達、シンボル機能の芽生えの段階

緒言

1 視機能の弱さと行動との関係

近年、限局性学習症 (Specific learning disorder: SLD) や発達性協調運動障害 (Developmental coordination disorder: DCD) をめぐって視機能に関する研究の必然性が認識されている (奥村, 2017; 若宮, 2017)。視機能の問題は読み書きだけでなく、生活動作全般に影響を及ぼす。たとえば、両眼視の弱さに関連して、奥村 (2017) は、「目に見える位置の衣服のボタンのとめ外しが苦手」「下りの階段や高い遊具への昇り降りを怖がる」「距離を測るのが苦手」「見る作業で疲れやすくなる」などを指摘している。しかし、これらは、知的障害のある子どもの日常においては特別な所見ではない。そのためか、知的障害児の視機能の評価は不十分である場合が多い (内山, 2017)。視機能異常の発生率は障害のない子どもに比較して高いといわれる (佐島, 2009) にもかかわらず、療育や特別支援教育の現場において、視力以外の評価を行なう機会は少なく、生活動作の困難に対しては、身辺自立や作業活動の中で、反復運動による向上が期待されているのが現状である。

2 情緒と認知発達との関係

一方、情緒や行動の問題に目を向ければ、よちよち歩き

で手の使い方もぎこちない子どもが癇癢を起こすのは一般的なことである。泣く、叫ぶ、地団駄を踏む、激しく体を揺する、叩く、物を投げる、呼吸を止める、人を押す、噛む、などがその典型的な行動といえる (American Academy of Pediatrics, 2016; Sisterhen & Wy, 2021)。定型発達児では生後18ヶ月から24ヶ月で87%、30ヶ月から36ヶ月で91%、そして、42ヶ月から48ヶ月で59%起こるという報告がある (Potegal et al., 2003)。また、1歳から3歳までの子どもの5%から7%に、週に3回以上、少なくとも15分間続く癇癢が見られるという報告もある (Daniels et al., 2012)。これらは止めようとしても止まらない、いわゆる「手がつけられない」状態になることも少なくないが、5歳頃には目立たなくなり、そこには性差や民族による違いは報告されていない (Sisterhen & Wy, 2021)。つまり、癇癢は養育歴や環境要因というよりも、発達と密接に関連して現れ、年齢とともに減弱する。

前述のように、定型発達児における癇癢の頻度のピークは1歳半から2歳代にかけてである。閉じた円を描き (田中教育研究所, 2003)、描画に目鼻がついてくるのが3歳以降 (小林・伊藤, 2017) という事実を踏まえれば、この時期は、視知覚及び視覚と運動の協応動作も不十分であるといえる。思うように目と手を使えないとき、フラストレーションが起こるのは当然といえよう。

加えて、この時期は言語発達も不十分であり、特定の名称や動作語の理解があっても自発的発信の中心は指さしと身振りであり、発語があるにしても伝達機能に乏しい「オウム返し」が多く、概念形成には至っていない時期である(太田ら, 2015)。Grover (2008)は、「感情を特定するスキルを学ぶにつれ、癇癪の頻度は減っていく」と述べた。このことは、癇癪と言語発達との密接な関係を示唆している。SisterhenとWy (2021)は、「言語の欠如や自閉症のある子どもはより頻繁で攻撃的な行動をもつ。自己表現の困難さと関係するより多くのフラストレーションが加わるからだ」と述べ、障害のある子どもにおいても、癇癪と言語発達とは切り離せない関係にあることを示唆している。

以上のように、癇癪は視覚認知や言語など初期の認知機能と関係がありそうだが、癇癪と視機能との関係に言及する研究はあまり見られない。

3 TOBによる初期の視覚認知機能の評価

若宮(2017)は、「広義の視覚認知機能は、視機能(入力系)、視覚機能(情報処理系)、視覚運動協応(出力系)で成り立っている」と述べ、視覚認知の経路を説明した。このうち、日常場面で観察しやすいのは、視覚運動協応(出力系)である。

立松(2004)は、特別支援学校など発達支援の現場での実施を念頭に、紙とペンの関係に気付いた段階から目で手の運動を調整するに至る過程を対象に、「鳥の絵課題(Task of Birds: TOB)」を開発した。閉じた円を描く以前に焦点を当てているので、本稿では、この課題を通して測る機能を、「協応」を含めず「視覚—運動機能(visuo-motor skill)」とする。

＜TOBの操作法と通過基準＞ TOBは、1枚のシートにより、視覚—運動機能を測る評価法である(図1)。鳥の絵の欠けた部分を補う課題なので、視覚的表象(visual representation)

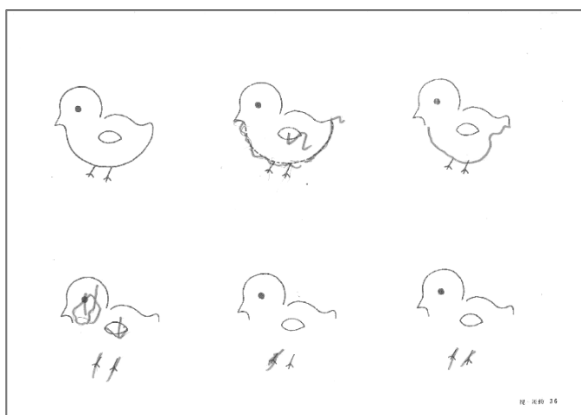


図1. 鳥の絵課題(TOB)

* 上段右端のように始点と終点が結ばれていれば通過だが、判定は下の段の結果で行なう。図1はタイプ②(不通過)

の有無も結果に現れる。上段左端を見本とし、2番目までは鳥の腹の部分を検査者が一緒になぞることによって課題を操作的に伝え、その後、見えない腹の部分の独力で描くように促す。言語指示に制限はなく、「ひよこさんのおなかを上手に描いてね」などは差し支えないが、3番目以降は介助を控え、子どもの手に触れないようにする。

通過基準は始点と終点が結ばれていることである。田中ビネー—知能検査Vの類似の動作性課題である第26問「小鳥の絵の完成」の判定基準にならい、腹の形が丸くなくても通過とする。また、描かれた線と印刷された線との4 mm未満の隙間は許容する。

この研究(立松, 2004)では、言語指示を通してPiagetの認知発達段階を操作的に捉える「太田ステージ評価」(太田ら, 2015)の下位検査であるLDT-R3(3つの丸の比較)と組み合わせ、定型発達児396名を対象に、両者とも2歳後半群から3歳前半群にかけて通過率が顕著に上昇することを示した。すなわち、TOB(図1)では42%から74%へ、LDT-R3(図2)では58%から89%へと通過率は有意に上昇し、その後両者とも6歳までシーリングを辿り、6歳群で98%に達した。

＜TOBの結果のタイプ分け＞ TOBの上段は介助動作の影響を受けるので、下段3つを評価の対象とし、上段左端の見本に最も近いものを採用して6つのタイプに分ける(表1, 左下)。図1は「タイプ②」と呼ぶ、小さな目立つ部分に注目しそこだけを描く、「不通過」のタイプである。

太田ら(2015)は、Piagetの認知発達段階における無シンボル期から表象的思考期への移行期を、Stage II「シンボル機能の芽生えの段階(Emergence of symbolic functioning)」

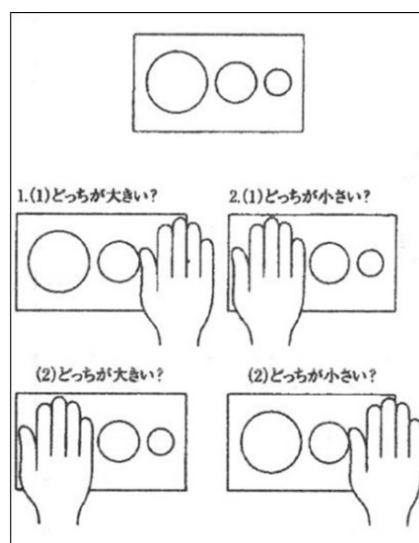
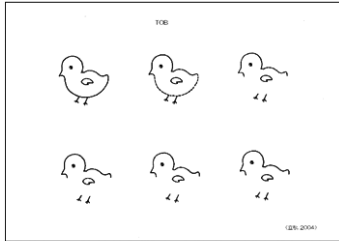
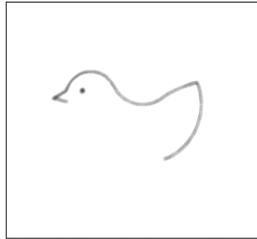
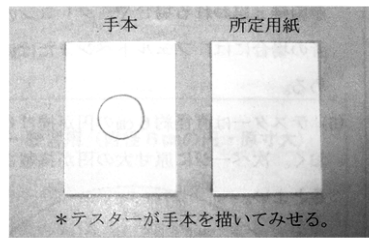
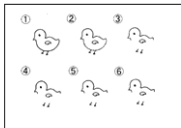
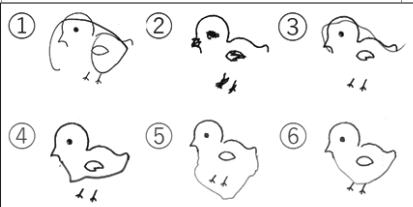


図2. 3つの丸の比較(LDT-R3)

1. (1) - 2. (2) の4問正解で通過

表1. TOBと類似する知能検査の課題（3歳相当）の操作法と判定基準

課題名	鳥の絵課題（TOB）	小鳥の絵の完成	円を描く
出典	立松（2004）pp134-141 立松（2015）pp24-34	田中ビネー知能検査Ⅴ 第26問 操作マニュアルpp122-123 判定マニュアルpp86-89	田中ビネー知能検査Ⅴ 第34問（3歳相当） 操作マニュアルpp137-139 判定マニュアルpp95-99
検査シート			
備考	A4用紙1枚に欠所のある6つの鳥の絵があり、足や羽が描かれています。子どもの状態に応じてサインペンや鉛筆などを使う。	B程度の柔らかい芯の鉛筆を用意する。	直径6cmの円をテスターが描いてみせる。 白紙の描画用紙3枚とクレヨンを用意する。
教示と操作法	 ①は介助して一緒に描き、②は必要に応じて介助して描き、教示動作とする。③以降は独力で描かせる。言語教示は自由に行う。	「これはなんだかわかりますか？」「そうですね。でも足りないところがありますね」「足りないところを描いてちゃんとした小鳥になるようにしてください。」*テスターは、絵の欠けている部分を指でなぞったり「お腹のところが・・・」などと言ってはいけません。	「これと同じものを、この紙に描いてもらなさい」またこれと同じものを描いてください。 *子どもには紙を2回渡して1回以上正答したら通過とする。描いた円が見本の1/2以上小さかった場合は、用紙をもう1枚渡す。
判定基準	下段のみを判定対象とする。始点と終点が結ばれていれば腹が丸くなくても通過とする。描いた線と印刷されている部分の隙間は4mmまで許容する。描き方によって以下の6タイプに分類する①②③は不通過、④⑤⑥は通過のタイプである。 	腹線が正しく補足して描かれていれば正答とする（始点と終点が結ばれていれば、腹が丸くなくても通過である）。描いた線と印刷されている部分の隙間は4mmまで許容する。足や翼を描くのは子どもの自由に任せる。	(1)円と認められる図形であること。多少楕円でもかまわない。 (2)1つの円であること。二重になっていれば誤答とする。 (3)描き始めと描き終わりがきちんと結合されていること。結合部分の隙間は3mmまで許容する。行き過ぎて描かれている場合は、1cm程度なら許容する。 (4)線が途切れてないこと。 (5)大きさは手本の1/2以上あること。 (6)円周上に凹凸や角、直線部分がないこと。多少のゆがみは許容する。

と定義している。定型発達では1歳半から2歳前半に相当するが、視覚-運動機能の発達においても、この時期は殴り描きを盛んに行い、注視や追視の力がつくとともに手の運動が伴って、描画の基礎が育っていく。タイプ②は、注視できる空間の狭さのみならず、視覚が一点に集中すると他に注意が向きにくくなる特性を示している（立松, 2015; p29）。小さなパーツに目が向くため形の認識は不十分であり、「それが何か」はわかって、たとえば、絵を直線で切断したパズル（切片パズル）を正しく組み立てることは難しい段階である（立松, 2019; p30）。

本研究では、(1) 標準化された知能検査の課題に照らしてTOBの通過年齢を確認し、各タイプの順序性を調べて発達評価としての意義を明らかにした上で、(2) タイプ②を描く青年期の知的障害児の癩癩や強いこだわりの要因を、視機能の発達の観点から検討することを目的とする。

【研究1】TOBの発達評価としての意義について

目的

標準化された知能検査における類似の動作性課題とTOBの通過率を比較して通過年齢を確認する。また、定型発達児の平均通過年齢から6タイプの順序性を検討し、TOBの発達評価としての意義を明らかにする。

方法

1 TOBと類似する知能検査の課題の通過率の比較

TOBは、田中ビネー知能検査Ⅴの第26問「小鳥の絵の完成」に類似し、通過基準もそれに準じている。「小鳥の絵の完成」は、3歳相当の課題であるが、同じく3歳相当の動作

性の課題には第34問「(閉じた)円を描く」があり、各課題の操作法や判定基準は表1の通りである。田中ビネー知能検査Ⅴの課題の操作法は同操作マニュアルp122-123とp137-139を、判定基準は同判定マニュアルp86-89とp95-99を、通過率は、同理論マニュアルp92-93を参照した。

2歳4か月から6歳1か月の定型発達児396名(男199、女197;平均年齢4歳3か月)を対象とした先行研究(立松, 2004)のデータを用い、TOBと「小鳥の絵の完成」及び「円を描く」の通過率を独立性の検定(χ^2 検定)により比較した。

2 TOBの下位分類の発達の順序性の検討

TOBの結果の下位分類(タイプ)は、表1「判定」の左列に示した。①は殴り描き、②は小さな、目立つ部分にのみ注目する、③は見えている線のみを辿る、④は始点と終点を結ぶが線が揺れる、もしくは足との間に隙間が生じる、⑤は足を囲む、⑥は見本と同じ完成形である。④、⑤、⑥が通過のタイプであり、欠けた部分の表象が表現されている。

2歳4か月から6歳8か月の定型発達児481名(男243、女238;平均年齢4歳4か月)を対象とした先行研究(立松・太田, 2010; Tatematsu & Ohta, 2012)のデータを用い、各タイプの出現数を年齢別に整理した。さらに、それらの発達の順序性を検討するため、分散分析及びTukey-Kramerの多重比較により、各タイプの平均月齢の差を検討した。

＜倫理的配慮＞ 倫理的配慮は先行研究の際に行い、協力幼稚園や保育所の園長の通知を通して保護者にデータ提供の了解を得ている。

結果

1 TOBと類似する知能検査の課題の通過率の比較

各課題の通過率は、2歳後半でTOB、「小鳥の絵の完成」、「円を描く」の順で高かった(表2)。3歳前半でTOBと「小鳥の絵の完成」の通過率は50%を超え、3歳後半で「円を描く」も50%を超え、この時点でTOBと「小鳥の絵の完成」の通過率はほぼ同じ(75.7%と75%)、「円を描く」はやや低い(64.3%)が、有意差はなかった($\chi^2=0.7833$, Yatesの補正, ns)。

2 TOBのタイプの発達の順序性の検討

表3は、6歳に向かってタイプ①(殴り描き)の出現率が減り、タイプ⑥(完成形)が増えていくことを示している。表4より、タイプ②③④⑥は、隣り合うタイプとの比較で差がなかったことを除き、番号の少ないタイプよりも有意に平均月齢が高かった。タイプ②の平均年齢はタイプ①より低い有意差はなく、また、1歳児のデータがなく、件数も僅か4件(2歳児で2名, 5%、3歳児で2名, 1%)であることから、本データでは順序性の検証は困難である。

表2. 「TOB」「小鳥の絵の完成」「円を描く」の通過率

年齢	2:0～2:5	2:5～2:11	3:0～3:5	3:5～3:11	4:0～4:5	備考
鳥の絵課題: TOB(人数)*1	0	33	66	66	71	
通過人数(%)	0	14 (42%)	49 (74.2%)	50 (75.7%)	63 (89%)	
					4:0-4:11	
田中ビネー知能検査(人数)*2	17	8	18	28	95	
通過人数(%)						
26.小鳥の絵の完成	0	2 (25.0%)	11 (61.1%)	21 (75.0%)	92(96.8%)	*年齢級3歳の課題
34.円を描く	0	1 (12.5%)	7 (38.9%)	18 (64.3%)	75(78.9%)	*年齢級3歳の課題

*1 立松英子 (2004) 知的障害の重い子どもの言語理解と視知覚-運動機能の乖離を捉える簡易指標の検討 - 「3つの丸の比較」と「鳥の絵課題」を使って - . 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科学校教育学研究論集, 10, 135-141.

*2 財団法人田中教育研究所 (2003) 田中ビネー知能検査Ⅴ 理論マニュアルpp92-93. 田研出版

本表自体は、立松・齋藤 (2021) 「太田ステージを通した発達支援の展開」p46に掲載されている。

表3. TOBの各タイプの年齢別出現数

(n=481人)

TOBのタイプ	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
①	21	29	9	2	0	61
②	2	2	0	0	0	4
③	1	7	14	2	0	24
④	11	77	76	50	7	221
⑤	5	31	17	2	0	55
⑥	0	2	36	57	21	116

表4. TOBのタイプ別平均月齢の多重比較

TOBのタイプ (1)	TOBのタイプ (2)	平均月齢 (1)	平均月齢 (2)	平均の差	標準誤差	統計量	P	判定
①	②	41.3	35.0	6.23	4.96	1.26	0.81	
①	③	41.3	49.9	8.59	2.32	3.71	0.00	**
①	④	41.3	52.0	10.70	1.39	7.70	0.00	**
①	⑤	41.3	44.8	3.56	1.79	1.99	0.35	
①	⑥	41.3	63.7	22.44	1.52	14.76	0.00	**
②	③	35.0	49.9	14.82	5.19	2.85	0.05	
②	④	35.0	52.0	16.93	4.85	3.49	0.01	**
②	⑤	35.0	44.8	9.78	4.98	1.97	0.36	
②	⑥	35.0	63.7	28.67	4.89	5.86	0.00	**
③	④	49.9	52.0	2.11	2.07	1.02	0.91	
③	⑤	49.9	44.8	5.03	2.35	2.14	0.27	
③	⑥	49.9	63.7	13.85	2.16	6.42	0.00	**
④	⑤	52.0	44.8	7.14	1.45	4.93	0.00	**
④	⑥	52.0	63.7	11.74	1.10	10.65	0.00	**
⑤	⑥	44.8	63.7	18.88	1.57	12.00	0.00	**

*: P<0.05 ** : P<0.01 (Tukey-Kramer)

タイプ⑤のみ、①②③と比較して平均月齢に差がなく、タイプ④より有意に低い特異なパターンを示した。

考察

①TOBと類似する知能検査の課題の通過率について

田中ビネー知能検査では、50%以上の通過率をもって、該当年齢相当の課題と見なしている(田中教育研究所, 2003)。前述のように、先行研究(立松, 2004)では、TOBの通過率が2歳半から3歳にかけて有意に上がり3歳前半で50%を超えることを示したが、本研究では標準化された知能検査の類似の課題と比較し、同様に、TOBが定型発達で3歳相当の課題であることを確認した。尚、TOBと「小鳥の絵の完成」の通過月齢は3歳前半で、「円を描く」の通過月齢(3歳後半)よりやや低い。

②TOBのタイプの発達の順序性について

TOBの各タイプの平均月齢には順序性が認められ、①②⇒③⇒④⇒⑥の順で高くなるといえた。タイプ①と②の順序性はデータからは検証できないが、描画が殴り描き(scribble)から始まることは、描画研究の歴史からも自明の事実である(山形, 1988; Yamagata, 2007)。件数は僅かだが、タイプ②は2歳児で割合が高く、4, 5, 6歳児には存在しないので、殴り描きの後にこの一点集中の見方が生じることが示唆される。

タイプ⑤は、発達の順序性からいえば特異なタイプである。しかし、6歳児では見られないので、包括的には、発達

の過程で一過性に生じる現象と考えられる。立松(2004)は、このタイプが定型発達の3歳未満で12%、3歳で27%、4歳で21%存在することを確認している。足と腹の空間関係が逆転しており、空間認知の歪みや逆転文字との関係も疑われる。知的障害のある子どもではこの状態に長く留まる可能性が高いので、情緒や行動への影響が懸念される(立松, 2015)。

定型発達児を対象に、TOBの通過年齢と、その結果である6タイプには発達の順序性があることを確認した。このことは、視覚-運動機能を通して認知発達を測る評価ツールとしてのTOBの妥当性を示唆している。

【研究2】タイプ②を描く青年期の知的障害児の癩癩の背景

目的

研究1の結果をふまえ、思春期青年期において激しい行動障害のあった事例のTOBの結果に着目し、癩癩や強いこだわりと認知発達との関係を質的に検討する。

事例の概要

事例は障害児の通所事業所(放課後等デイサービス)を利用している、特別支援学校高等部2年生(16歳)の男児である。ごみや埃など小さな物への執着によって危険を伴う飛

び出しがあり、制止すると癇癇を起し、担任や事業所職員から「見守り」レベルでは対応できないという相談があった。

＜言語発達＞ 太田ステージ評価では、言語発達はStage I -3（言葉の表出はないが明瞭な発声と僅かな指さしあり）、すなわち、無シンボル期の終わり、シンボル機能の芽生え直前の段階であった。学校からは、身振りがなくても「襟をしまって」などの言語指示を理解し行動できる、言葉で尋ねるとなずく、などが報告されたが、家庭では自発的な要求表現はほとんどなく、家族が察して手を差し伸べているとのことだった。

＜視覚－運動機能＞ TOBではタイプ②を描いた。すなわち、ペンと紙の関係は理解した上で、小さな目立つ部分（羽や嘴）にのみ注目して描き、鳥の形を捉えてはいなかった。

＜行動障害の評価＞ 自閉スペクトラム症（Autism Spectrum Disorder: ASD）の診断補助尺度である小児行動質問票改訂版（CBQ-R）（井筒ら，2001）の総得点は、ASDと判断できるカットオフポイントである14点を超え、26点に達していた。家族は激しい行動障害に圧倒されていた。放課後等デイサービスで記入した「行動援護判定基準表」（厚生労働省，2006）では、「てんかん発作の頻度」以外の全て（11項目）で頻度が2点、すなわち、強度行動障害の判定基準を十分に満たしていた。「行動援護」とは、障害者総合支援法第5条の5による福祉サービスの1つで、行動に危険が伴い常に安全管理が必要な人（強度行動障害のある人）の外出を支援する福祉サービスのことである。

＜直接支援者からの報告＞ 学校の担任からの報告は次の通りである。

触覚や嗅覚など近位感覚へのこだわりが強く、「手で耳を覆う」など聴覚過敏も示す。屋外では落ち葉や小枝、たばこの吸い殻への執着があり、危険を顧みずに飛び出していく。制止され、一旦諦めても、屋内に戻ると思い出して再び飛び出していく。教室では紙屑、髪の毛、小さな埃が気になって、引きちぎる、口に入れるなど。女子生徒の頭や胸元にいきなり手が向かうので止めざるを得ないが、力が強いうえに全力で抵抗するので制止は困難である。制止されたときや不安があるときにこれらの行動が増強するようであり、高等部1年次から2年次にかけて、さらに激しくなっている。

放課後等デイサービスの職員からの報告は次の通りである。

エネルギーを発散するために、公園内で走ったり、ボールを使用したりと身体を動かしていたが、落ち葉や枝への執着が強すぎて活動が難しくなった。室内では床に落ちた髪の毛に執着し、拾った毛を口に入れるが、止めるとスイッチが入ったように増強する。帰宅の際事業所の玄関から車に

向かう僅かな隙に、枝や落ち葉を拾いに飛び出していく。一方、「ペットボトルのラベルはがし」などの作業活動では、比較的落ち着いている。

＜倫理的配慮＞ 研究活動への協力や個人情報を公開しない範囲で研究発表や論文化することについて、事例本人の理解と意思表示は難しく、保護者に文書で了解をいただいている。本研究は、科学研究助成による「放課後等デイサービスの専門性向上について」（2019年開始、基盤研究C）に基づく研究の一部であり、研究活動に関しては、東京福祉大学倫理不正防止専門部会の倫理審査で承認されている（受付番号：東福大倫審2020-01号）。

働きかけの指針

認知発達の評価に基づいて、言語理解ではなく状況判断で行動していること、視知覚においては、小さな物に強い注意が向くために、周囲の状況が見えなくなっていることなどを担任や職員と共有した。

したがって、コミュニケーションにおいては、言葉よりも物を見せたり手渡したりする方法を推奨し、本人からも、サイン、指さしを通じて意思の表出を促すことを提案した。

目に飛び込んでくるものに対して行動が起こるので、視覚刺激を制限することにした。飛び出しが起こる、たとえば、放課後等デイサービスの送迎の車から事業所の玄関に向かう際には、ニットキャップを目深にかぶるようにした。

制止しようとする大人の動きで行動が増強する疑いに関しては、ゴミ拾いを仕事にするなどして一定程度許容すること、危険な行動があるときは、対象を視覚から遮断し忘れるように仕向けることなどを提案した。

結果

学校では、危なくない場面では追いかけて待つようにした。すると、一定時間落ち葉拾いをしてから自分で戻ってくるようになった。ゴミ拾いを係仕事とし、専用の袋を持たせたことにより、名前を呼ぶと近づいてきて「仕事」をするようになった。以前は紙屑を手にとると引きちぎって捨てていたことから、周囲からは大きな進歩と評価された。学校で外出する際には刺激が目に入りすぎないように、サングラスを使用することにした。すると、外出時には自らサングラスを手取るようになった。このことから、担任は本人自身も衝動で苦しんでいたのではないかと考えるようになった。

通じているようにみえる言語が通じていないかもしれないと考えた放課後等デイサービスの職員は、「襟をしまって」

というべき場面で「頭を触って」と指示してみた。すると襟をしまおうとしたので、言葉の理解に至っていないことを納得することができた。そこで、作業課題は触覚的な手応えのあるものを中心に、言語指示を控え、材料や道具で課題を伝えるようにしたところ、より安定して取り組む様子が観察できた。

総合考察

Bussら(2018)は、視覚的短期記憶(Visual Short-term memory: VSTM)から視覚的作動記憶(Visual Working Memory: VWM)への発達の移行に着目し、それはおよそ定型発達の2歳を中心として起こる「ドラマチックな」変化であると述べた。言い換えれば、視覚の情報処理において、「チラッとした」「一瞬の」世界から、周囲の状況や前後の文脈の記憶や視覚的表象(visual representation)を伴って情報操作する段階への移行であると考えられる。定型発達のこの時期は、前述のように、言語発達の観点からも無シンボル期から表象的思考期への移行期である。このように、この時期は視覚と言語の発達が密接に関係しながら認知の質が大きく変化するため、子ども自身の心の葛藤も大きいであろう。

知的障害を伴う本事例の視覚認知も、まさにこの段階である。嗅覚や触覚など近位感覚優位の「感覚運動期」(Piaget & Inhelder, 1966)から、急激に視覚に目覚め、「刺激が目飛び込んでくる」状態と考えられる。目立つ部分に瞬時の注意が向くため、まとまった形は記憶に残りにくいといえる。ペットボトルのラベルはがしに落ちていて取り組めるのも、触覚的に明確な応答があり狭い視空間での活動であることと、指先を使う時に手元への注視が促されるなど、発達欲求を満たす活動になっているのではないかと考えられる。

言語発達はやや遅れて、無シンボル期の終わりである。周囲の状況を手がかりになんとか音声言語を理解しようとしても、言語で感情をコントロールすることは困難であろう。

TOBの順序性に基づけば、今後は、小さな目立つ部分に注目するタイプ②の段階から、線を辿るタイプ③の段階へと向かうことが予測される。欠けた部分の表象が現われるのは、タイプ④の段階からである。こうした状態が情緒や行動に影響しないとは考えにくい。強いこだわりは発達欲求の現れと考えれば、制止するよりは認める方向が妥当といえる。

障害の有無にかかわらず、環境の受け止め方は認知発達に依存すると考えられ(太田ら, 2015)、本人の視点から環境を考えるためには、認知発達への理解が必要である。

結論と今後の課題

条件を統制した効果検証ではないが、実践現場で応用可能な発達評価の量的検証を行い、事例を通して癇癢と視機能との関係を質的に検討した。体格が大きくなった青年期の知的障害児においては、社会適応を妨げる行動に注目が集まりがちだが、「本人にとっての見え方」に視点を置くことにより、適切な対応が導き出せたと考える。

TOBのタイプ⑤においても、視知覚の特異性に伴う情緒や行動の問題が懸念される。空間認知の混乱に基づく実践レベルの対応についても、今後事例に基づき検討していく。

本研究においては、研究1, 研究2ともに利益相反はありません。

文献

- American Academy of Pediatrics (2016): Temper Tantrums: A Normal Part of Growing Up. <https://patientedsolutions.saap.org>. (Updated 10/2016, Access date 11/2021).
- Buss, A. T., Ross-Sheehy, S. & Reynolds, G. D. (2018): Visual working memory in early development: a developmental cognitive neuroscience perspective. *Journal of Neurophysiology* **120**, 1472-1483.
- Daniels, E., Mandelco, B. & Luthy, K. E. (2012): Assessment, management, and prevention of childhood temper tantrums. *Journal of American Academy of Nurse Practitioners*, **24**, 569-573.
- Grover, G. (2008): Temper tantrums. In Berkowitz, C. (Ed). *Pediatrics: A primary care approach*. Philadelphia, pp199-201.
- 井筒 節・長田洋和・立森久照・長沼洋一・加藤星花・堤 敦朗 (2001): 広汎性発達障害の診断補助尺度としての小児行動質問票改訂版(CBQ-R)の有用性に関する研究. *臨床精神医学* **30(5)**, 525-532.
- 厚生労働省 (2006): 厚生労働省告示第543号(平成18年9月29日), 別表二.
- 小林重雄・伊藤健次(2017): グッドイナフ人物画知能検査 新版ハンドブック. 三京房.
- 奥村智人(2017): 視機能と学習障害. *発達障害研究* **39(1)**, 49-52.
- 太田昌孝・永井洋子・武藤直子 (2015): 自閉症治療の到達点第2版. 日本文化科学社.
- Piaget, J. & Inhelder, B. (1966): *La Psychologie de L'enfant*. (波多野完治・須賀哲夫・周郷博(訳) 1969 新しい児童

心理学. 白水社)

Potegal, M., Kosorok, M. R., Davidson, R. J. (2003): Temper tantrums in young children: 2. Tantrum duration and temporal organization. *Developmental Behavior Pediatrics* **24**(3), 148-154.

Sisterhen, L. L. & Wy, P. A. W. (2021): Temper tantrums. In: StatPearls [Internet]. <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/books/NBK544286/> (Access date 27/11/2021).

佐島 毅(2009): 知的障害幼児の視機能評価に関する研究. 風間書房.

立松英子(2004): 知的障害の重い子どもの言語理解と視知覚-運動機能の乖離を捉える簡易指標の検討-「3つの丸の比較」と「鳥の絵課題」を使って-. 東京学芸大学学校教育学研究論集 **10**, 135-141.

立松英子・太田昌孝(2010): 空間関係の把握困難と適応行動との関係について-「鳥の絵課題」のタイプ分けに関する分析. 日本児童青年精神医学会第51回研究大会抄録集, p266.

Tatematsu, E. & Ohta, M. (2012): The relationship between cognitive development and behaviors in the process of concept formation-employing the operational evaluation

tools for symbolic functioning and visual-motor skills-. IACAPAP2012 (第20回世界児童青年精神医学会) in Paris. ポスター発表 proceeding.

立松英子(2015): 発達支援と教材教具Ⅲ-子どもに学ぶ、学習上の困難への合理的配慮-. ジアース教育新社.

立松英子(2019): 発達支援と教材教具Ⅳ-「席を立つ」子どもへの認知発達に応じた合理的配慮. ジアース教育新社.

立松英子・齋藤厚子(2021): 太田ステージによる発達支援の展開-子どもの心の世界がみえる. 学苑社.

田中教育研究所(2003): 田中ビネー知能検査Ⅴ マニュアル.

内山仁志(2017): 知的障害児に対する「見る力」の評価について. 人間と文化, 233-239.

若宮英司(2017): LDとDCD、視覚情報処理障害. 児童青年精神医学とその近接領域 **58**(2), 246-253.

山形恭子(1988): 0-3歳の描画における表象活動の分析. 教育心理学研究 **36**(3), 201-209.

Yamagata, K. (2007): Differential emergence of representational systems: Drawings, letters, and numerals. *Cognitive Development* **22**(2), 244-257.

Factors of Tantrum in Adolescent Intellectual Disability: Practical Study Focusing on the Development of Visual Function

Eiko TATEMATSU

Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus),
2020-1 Sannocho, Isesaki, Gunma 372-0831, Japan

Abstract : Tantrum in neurotypical children is said to be alleviated by language development, but its relationship with visual function development is still suspected. In this study, after clarifying the developmental significance of a unique task intended to evaluate early visual perception before drawing a closed circle, the factors of tantrums and strong preoccupation to the fine things such as paper scraps, dusts, a hair by an adolescent man with intellectual disability were discussed in the view of cognitive development. “Task of Birds (TOB)”, which supplements the missing part of the bird picture, confirmed to pass in the age of early 3 years by comparing the passing rate with a similar task in the intelligence test. In addition, developmental order was verified in the subclassification of the TOB’s results. The TOB drawn by the adolescent man with Intellectual disability was a type that focused only on small conspicuous parts and did not reach the representation of the missing part. It indicated the “Emergence of symbolic functioning stage” where the quality of cognition significantly changing such as from Piaget’s non-symbolic period to the representational thinking period. According to these evaluations, the guidelines for supporting were established and shared with school and after-school day service staff. As the result, severe behavioral disorders were alleviated, suggesting a relationship with visual function.
(Reprint request should be sent to Eiko Tatematsu)

Key words : Tantrum, Visuo-motor skill, Language development, Emergence of symbolic functioning

アウトリーチ活動における児童への教育効果の一側面 ー コロナ禍での校内放送 (BGM) の活用を通して ー

赤塚太郎

東京福祉大学 保育児童学部 (池袋キャンパス)

〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-22-1-3階

(2021年11月30日受付、2022年2月17日受理)

抄録：本研究は、校内放送 (BGM) を活用したアウトリーチ活動について実践報告するとともに、その実践が児童にどのような教育的効果を及ぼしたかを、児童が記入した感想を中心に検証し、明らかにすることを目的とした。結果、児童は放送に興味深く聴き、様々な観点で感想を抱いて、自ら進んでその感想を掲示板に記入していた。そこでは、各々の感想に児童同士が関心を示し、対話的活動・交流を営んでいた。また、児童の感想の内容から、音楽を聴いて、感心・感動、発見・理解、イメージの想起についての内的変化が大きく生じていることがわかり、それらを感想に記して、知覚・感受を言葉にすることによって、思考力・判断力・表現力等を育成する言語活動の充実が図られた。それにより、音楽科における「音楽表現の創意工夫」や「鑑賞の能力」にも深く関連する資質や能力が養われた。

(別刷請求先：赤塚太郎)

キーワード：アウトリーチ、児童、教育効果、コロナ禍、校内放送 (BGM)

1. 緒言

はじめに、本稿の研究背景、先行研究、問題と目的を述べる。

1-1. 研究背景

コロナ禍により、学校の様相が一変し、特に音楽の授業においては活動が制限されている。マスクの装着によって息苦しさが生じて、思い切りのびのびと歌ったり、楽器を演奏したりすることは困難さを極め、地域によっては歌唱活動や部活動そのものを控えたりしている。また、文部科学省 (2021) は、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏を、感染リスクの高い教育活動と明確に位置づけ、さらに、学校祭や芸術鑑賞会の中止も相俟って、児童が音楽に触れる機会そのものが減っている。

本研究実施校 (以下、実施校) は、児童数122名、教職員20名の小規模学校で、縦割り活動による児童会活動や清掃活動など、上級生が下級生に掃除の仕方を教える場面が見受けられるような、穏やかな雰囲気包まれている¹⁾。

しかし、そのような実施校も例外なくコロナ禍の影響を受け、音楽の授業では活動の制限を余儀なくされ、令和2年度の学校祭等の学校行事に関しても軒並み中止、一部は代替

行事に変更を強いられた。児童が音楽に触れる機会をいかにして担保し、この状況下で児童の音楽活動を少しでも豊かにするにはどうしたらよいか、困難な局面に直面してきた。

学校生活そのものにおいては、新しい生活様式²⁾が導入され、様々な感染防止対策が講じられる中、給食時は現在も黙食が励行されている。本来、クラスメイトと楽しい雰囲気の中で食事をともにするはずの給食の時間が、一斉に前を向いて、誰とも話すことなく静かに食べ、黙って片付けをするその光景は、まさに沈黙の極みである。また、配膳の関係から放送委員の児童による給食の放送も中断されたことも重なり、コロナ禍によって給食の時間が大きく様変わりしてしまった。このような状況に何らかの策を講じ、給食を少しでも楽しく有意義な時間にしたい、という実施校長の願いのもと、本研究の校内放送 (BGM³⁾) を活用した取り組みが、実施校長自身によって開始された。

放送開始後しばらくして、放送の曲を児童が意識的に聴く機会を設けたい、という相談・依頼を実施校長から受け、筆者は、《うみ》《われは海の子》⁴⁾等の児童が音楽の授業で学んだ夏の歌をピアノ・アレンジ及び録音するに至った。放送時、実によい心持ちで聴いていた児童の様子や、給食の時間がそれまでとは違うリラックスした雰囲気になり、教職員からも好意的な意見があがった等、実施校長を通して筆者は報告を受けた。

その後、音楽の授業で秋の歌を扱う季節になり、古くから歌い継がれている日本の歌を大事にし、児童がより興味・関心を引く曲を提供したいという、実施校長の思いとともに、児童の意識や感性を養うことが放送時のねらい・目的として明確に据えられた。その上で、ピアノで聴いてみたい秋の歌のリクエストを児童から募り、それらの曲をピアノ・アレンジして放送してはどうか、と実施校長の提案があった。その結果、実施校の経営方針の一つ＜心の成長を実感できる活動・自分の思いを表出する活動をつづける＞ことと関連させ、放送を聞いた児童が感想を書き、その感想を児童同士、また演奏者（筆者）と共有し、交流を深めるねらいのもと、本実践のアウトリーチ⁵⁾活動を実施するに至った。

1-2. 先行研究

1-2-1. アウトリーチの概念・定義

アウトリーチの概念は、1990年代後半から事例とともに日本に紹介され、林(2013)は「アウトリーチ(outreach)」という言葉は英語で、「手を伸ばすこと、差し伸べること」という意味をもつ。元来は社会福祉の分野で一種の啓発活動、教育普及活動という意味で用いられ、現場へ出向いて活動するなど、受け手の立場に立った手法を取ることを特徴としている(p.6)」と、アウトリーチ元来の意味を述べている。また、木村・若原(2018)は、アウトリーチが芸術の方面にも伝播してきたことについて、「音楽に於いては「音楽アウトリーチ」として、社会福祉での活動に準じた派生した取り組みとして定着し、現在では一定程度の認知が得られている(p.455)」と報告し、音楽アウトリーチについて概説している。

これまでわが国では、教育の一環として子どもに鑑賞させるオペラを含んだ鑑賞型事業が戦前から行われ、そうした事業は1960年代から国の主導により全国的に広まった(大野, 2021)。

アウトリーチに関する代表的な先行研究において、吉本(2001)は、「日頃、芸術や文化に触れる機会の少ない市民や地域に対して働きかけ、芸術を提供していくことを、広くアウトリーチ活動と呼んでいる(p.3)」と、アウトリーチ活動について説明した上で、アウトリーチ活動では、「完成された作品や公演を鑑賞するのではなく、様々な形で、子どもたちがより身近に芸術を体験したり、アーティストと交流できるようなプログラムが工夫されている(pp.4-5)」と言及し、鑑賞に留まった目的で開催される芸術鑑賞教室や移動音楽教室は、必ずしもアウトリーチ活動に該当しないことを示唆している。また、林(2003)は、アウトリーチ活動について、「芸術家と享受者が対等な立場で芸術を楽しむ

というスタンスと、鑑賞だけではなく、身近に芸術を体験したり、芸術家と交流したりするという視点が、従来とは違う(p.2)」と述べ、鑑賞という形態を重視するか否かで、アウトリーチとしての活動は一線を画すといえる。さらに、津上(2013)は、音楽アウトリーチ活動におけるプログラムの立案と実施について、「出演者ないしは主催者側と聴衆の関係がどのように捉えられ、デザインされているかが決め手なのである(p.33)」と言及し、音楽アウトリーチ活動は提供者と聴き手の相互関係を重視する必要性を論じている。

1-2-2. 近年の動向、浮かび上がる問題点

教育現場におけるアウトリーチ導入の契機は、平成10年に告示された学習指導要領で、総合的な学習の時間の導入及び中学校における和楽器の使用が明記され、これを機に地域の人々や外部の音楽家をゲストティーチャーとして招く機会が急速に増加し、学校教育にアウトリーチが普及したことが挙げられる(林, 2013)。

近年のアウトリーチ活動は、演奏家が学校に赴き、近距離で迫力ある生演奏を披露した上で、児童らと対話したり、児童らが楽器演奏を体験したりするなど、プログラムの一部に参加する事例が報告されている⁶⁾。さらに、芸術文化の振興を基に、創造性豊かな地域づくりを根ざす一般財団法人地域創造(以下、地域創造)によると、自主事業を行う全国の公共ホールの43.8%がアウトリーチ活動を行っていることから、全国各地で積極的にアウトリーチ活動が行われている様子が判る(地域創造, 2020)。しかし、その一方、公共ホールや芸術団体等の提供側の観点でアウトリーチ活動が実施される傾向が顕著であったことから、提案された授業の具体的なイメージを理解するのに時間がかかるとして、訪問先の教員24.5%が課題を提起している(地域創造, 2010)。また、梶田(2011)は、「実施先を尊重したアウトリーチ活動へ舵を切る必要がある(p.35)」、齊藤(2013)は多様なアウトリーチ活動を分類した上で、創造系・協創型⁷⁾のアウトリーチ活動の実践例が少ないことを指摘し、近年のアウトリーチ活動の実施方法や在り方が問われている。

1-3. 問題と目的

学校教育におけるアウトリーチ活動では、教師対子どもという二者の関係ではなく、そこに音楽家が入った三者による、双方向的関係が構築される。これについて、林(2013)は、「音楽家という第三者が入ることによってできる新たな関係には、例えば教師と音楽家、子どもと音楽家といったコミュニケーションが挙げられる。このように学校におけるアウトリーチでは、子ども・教師・音楽家の

三者がいかにコラボレーションするかが鍵となる。(中略)三者が対等な立場で刺激をし合い、場を共有してよかったと思えるような活動が理想であろう (p.7)」と指摘する。さらに、「教師が子どもに体験させたいものと、音楽家が提案するプログラムについて、事前に話し合いをしてすりあわせることが、学校でのアウトリーチを成功させるひとつの鍵であることがわかった (p.11)」とも言及している。

本研究の校内放送 (BGM) の活用とピアノ・アレンジの依頼にあたっては、上述のとおり、まず実施校長のねらい・目的が明確であり、その思いが演奏者 (筆者) と共有され、実施校のニーズに応える形を採った。演奏曲目に関しては、児童からピアノ・アレンジで聴いてみたい秋の歌のリクエストを募った上で、アレンジ・録音・放送に至っている。さらには、放送後に児童らが自主的に感想を記入して掲示板に貼り、他者との対話や意見交換を試みたり、演奏者にそれらの感想が届けられたりして、演奏者と児童との交流を深めたことから、児童・教師・演奏者の三者が相互に関係しながら刺激し合い、一つのものを共有しあった本実践をアウトリーチ活動として位置づけた。

これまで報告された研究において、校内放送の音楽を扱った研究は極めて少なく、校内放送 (BGM) をアウトリーチ活動と位置づけた実践報告や研究は、管見の限り確認できない。

以上のことから、本研究は、アウトリーチ活動として実施した校内放送 (BGM) を活用した取り組み・展開について実践報告するとともに、その実践が児童にどのような教育的効果を及ぼしたかを、児童が記入した感想を中心に検証し、明らかにすることを目的とする。

2. 研究対象と方法

本章では、まず対象者と手続きについて述べ、続いて、通常の給食時の放送プログラムについて概説した上で、本研究に関する実践方法・取り組みについて記述する。

2-1. 対象者と手続き

対象者は、実施校に在籍する全児童 127 名とした⁸⁾。ピアノ・アレンジに対するリクエスト曲及び放送後の感想の記入・提出については、あくまでも児童の自主性を重んじ、記入・提出しない場合でも何ら不利益が生じないことを実施校長が対象者に説明し、記入・提出を強制しないよう、留意した。また、保護者に対しては、学校だよりを通じて研究の趣旨を報告した。本研究は、実施校の学力向上推進・倫理委員会における倫理審査の承認を得た上で、倫理規定に則って行った。

表1. 給食時の放送プログラム

時間	内容
12:15～12:20	校長の一口メモ
12:20～12:35	週ごとのテーマによる音楽
12:35～12:50	オルゴール

2-2. 通常時の給食時の放送プログラム

実施校長による放送は、初回の緊急事態宣言が解除され、学校が再開された令和2年6月から開始された。給食の時間は45分間設けられ、その間、配膳、食事、片付け、歯磨き、の順で進行した。放送にあたって実施校長は、表1. 給食時の放送プログラムで示したように、全体における時間の区切りを念頭に置いた。

まず、冒頭の校長の一口メモの時間においては、食育の観点から給食の献立を紹介した上で、前日やその日にあった校内での出来事、地域の歴史やボランティア活動等の多岐にわたる話題に触れた。また、児童同士の密を避け、一同に会す全校集会の代わりに、この時間を活用したことも、特筆すべき点である。さらに、BGMを流す時間は、約15分ずつで構成された。この構成にあたっては、音楽の変化によって時間の経過を意識することや、音楽によってリラックスした雰囲気を生かし、片付けや歯磨きに際して落ち着いた行動に結びつけるねらいがあった。

2-3. 本研究における実践方法

2-3-1. 秋の歌をピアノ・アレンジにするねらい、目的

上述のように、校内放送 (BGM) の活用には、給食の時間を少しでも楽しく有意義な時間にし、児童の意識や感性を感化する等、様々なねらいがあった。さらに、筆者が秋の歌をピアノ・アレンジするにあたって、ピアノの響きはもとより、アレンジによる曲調の変化を感じさせたい、という実施校長のねらい、目的があった。

2-3-2. 児童からのリクエスト曲

選曲については、筆者と実施校長とで決定するのではなく、児童の希望を尊重する理由から、リクエストを受け付ける形を採用した。リクエスト募集に際し、秋の歌という大まかな括り・示し方なく、それまでの放送や音楽の授業で扱った秋の歌に限定することで、低学年や配慮が必要な子どもに対して思慮し、意見を出しやすくした。また、リクエスト曲を記入する用紙にも考慮し、事前に候補曲を記載し、ピアノによる演奏で聴いてみたい曲に印を記すだけのごく簡単な形式にし、希望曲を書きやすい形にした。さらに、用紙の提出については、児童の自主性を育む観点から、強制的に記入させたり回収したりすることは避け、あくまでも児童が任意で校内ポストに投函する方式を採った。

表2. リクエスト曲の集計結果

回答率98パーセント(124 / 127名)

曲名	作詞者、作曲者	票数
○ちいさい秋みつけた	サトウハチロー、中田喜直	45
○紅葉	高野辰之、岡野貞一	45
○うさぎ	日本古謡	42
まっかな秋	薩摩忠、小林秀雄	41
○赤蜻蛉	北原白秋、山田耕筰	40
○虫の声	文部省唱歌	34
○月	文部省唱歌	28
里の秋	斎藤信夫、海沼実	18
小さな木の実	海野洋司、ジョルジュ・ビゼー	11

リクエスト曲の集計結果及び回答率は、表2の通りである。児童が回答したリクエスト用紙の中には、「授業で歌っている曲がピアノでアレンジされるとどうなるか、楽しみです。」といったコメントが付されているものもあり、児童は意図をもって選曲していることが示唆された。

選曲にあたり、集計結果の上位順とすることを基本としたが、編曲上の都合から、表2における○印記載の計6曲を選曲し、その中で3曲ずつにわけた。ピアノ・アレンジした計6曲は、10月第2週及び11月第1週において各1週間放送され、10月第2週の放送は《ちいさい秋みつけた》《紅葉》《赤蜻蛉》、11月第1週の放送は《月》《うさぎ》《虫の声》によるメドレーであった。

3. 結果

この章では、放送時とその後の児童の様子を述べ、児童が自主的に記入した自由記述の感想の内容から、児童の内的変化とその起因となった興味・関心の対象を分析する。さらに、それらの結果から、本実践による教育的効果を考察する。

3-1. 放送時と放送後の児童の様子

放送時、児童はスピーカーを一心に見つめ、自らリクエストした曲の中から一体どの曲が選ばれ、どのようにピアノでアレンジされるか、強く興味を示しながら放送を聴いていた様子が各担任から実施校長に報告された。また、放送後の廊下で、児童らが感想を語り合っている場面を目にした実施校長は、児童が自主的に感想を書く機会・場所を設けることを発案し、記入した感想を児童自らが貼るための掲示板を校内に設置した。

11月第1週の放送が終わった後、児童は設置された掲示板に感想を書くために積極的に集まっていた。掲示板横には、感想を書きやすくするために付箋を用意し、それを貼ることで、各々の感想に目を通すことが可能になった。その

表3. 児童が記入した感想(抜粋)

・虫の声は、虫の声がしっかり聴こえてくる感じがした
・虫の声を聴いて、ピアノの繊細な音がたくさん耳に入ってきて、落ち着いた気持ちになった
・元々の虫の声の曲は知っていたが、聴いたことのないような曲にアレンジされていた
・月のリズムが好きだった
・月がとてもなめらかで、いい曲だった
・いろいろなところで音色が合わさっていて、綺麗だった
・1つ1つの曲に工夫があって、綺麗な音色が良かった
・穏やかな曲調でとても心地よく、食欲が進んだ
・なめらかな演奏で、ぜひ他の曲も聴いてみたい
・先生のように自分も弾けるようになりたい
・とても豊かな気持ちになった
・すごく綺麗な音色で、穏やかな気持ちになった
・全体的にゆったりとしていて、秋を思わせるピアノだった
・すごくロマンチックだった
・素敵なアレンジにまとめてくださり、ありがとうございます

結果、興味深く他児童の感想を見つめ、児童同士が自然発生的に対話・交流を営んでいた。また、普段、人前ではなかなか意見を発言することが難しい配慮を必要とする児童が、自らの意志で掲示板に向かい、感想を書いていたことは、放送から流れる音楽を聴いて、感じ得た思いを表出したいという気持ちの強さの表れであり、特筆すべき点である。

3-2. 児童が記入した感想

全児童の59パーセント(127中、75人)が感想を記入し、感想の内容を表3に示した。ただし、紙面の都合上、類似した内容のものは割愛し、一部抜粋した感想を掲載する。また、児童が記述した文中において、文法等の語法に誤りがある箇所は、一部加筆・修正した。

児童が記入した感想をデータとして使用し、KJ法の手法を用いて感想文を内容のまとまりにそって分割し、児童の内的変化を分析した。その結果、図1に示したように5つのカテゴリーに分類することができた。最も多かった内的変化は、アレンジに共感する趣旨の記載や、ピアノの演奏について感想を述べた「感心・感動」であった。2つ目に多かったのは、主にピアノの音やアレンジされた曲調についての感想が書かれた「発見・理解」であった。3つ目に多かったのは、《虫の声》の軽快なマーチ風にアレンジされた演奏から、様々な虫が元気よく鳴いている様子を述べたり、《月》ではゆったりとした曲調と曲中において終始なめらかに動く三連符で主旋律を伴奏するアレンジが相まって、穏やかな秋の夜にリラックスしている自身の姿を重ねたりして、演奏を聴いて想像・回顧した内容が具体的に書かれていた「イメージの想起」であった。4つ目に多かったのは、ピアノの演奏に感化され、ピアノのさらなる上達を

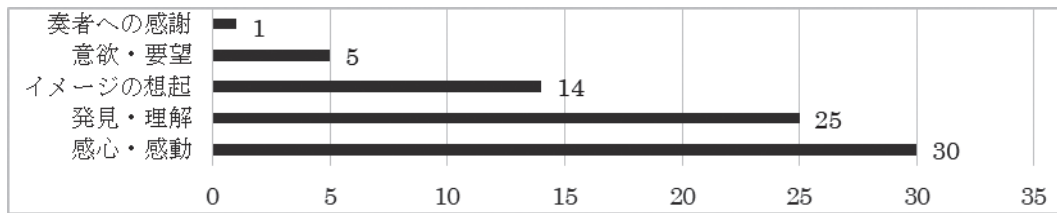


図1. 秋の曲のピアノ・アレンジを聴いた後の、児童の内的変化 (母数: 75人)

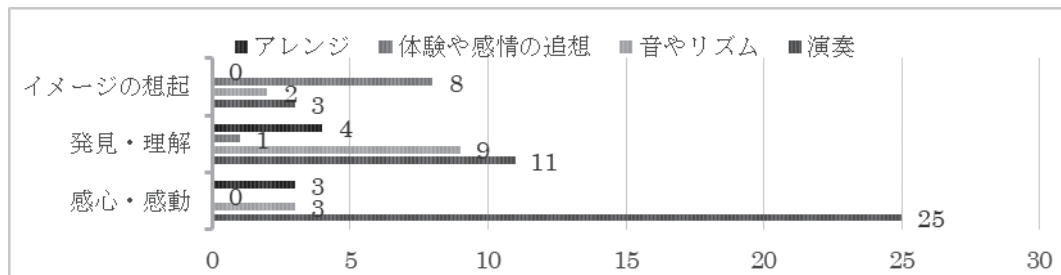


図2. 興味・関心の対象 (母数: 69人)

目指す前向きな思いや、次回の放送を楽しみにしている児童の様子がかがえた「意欲・要望」であった。加えてもう一つの内的変化として挙げられるのが、実施校のためにアレンジ・演奏したことへの感謝やねぎらいの言葉がつけられた「奏者への感謝」であった。

さらに、変化の大きかった感心・感動、発見・理解、イメージの想起について、それを引き起こす要因となった興味や関心の対象を分析した(図2)。感心・感動、発見・理解については、いずれも演奏、音やリズムの順に興味・関心が集まっていたことが判った。一方、イメージの想起については、体験や感情の追想が最も多く、前者には見られない結果となった。曲を聴きながら、これまでの体験を回顧したり、上述のような自身の思いや姿を曲に重ねたりして、それらを具体的に述べて、思いを馳せている様子が浮き彫りになった。

4. 考察

放送時、児童は、自らリクエストした曲がどのようにピアノでアレンジされ、放送されるかに興味を示し、聴きながら様々な観点で感想を抱いていたことが明らかになった。また、感想を書くという行動を自主的・積極的に起こしていたことから、上述した実施校の経営方針を児童がごく自然に実行・反映していたことになる。そして、掲示板に貼られた各々の感想に対して目を通し、互いに興味・関心を示して意見交換していた様子から、対話的活動を営んでいたといえる。これらのことは、平成20年告示の学習指導要領に追加された〔共通事項〕との関連性が見出される。

〔共通事項〕は、子どもの学びの過程において、ねらいを明確にし、子どもたちが思考、判断、表現する一連の過程を重視した学習になるよう、またその一連の過程をどのように創造していくかという部分で大きく関わっている。思考力・判断力・表現力等は重要なものとして位置づけられ、それらを育成するためには言語活動の充実が要になり、音楽科では、どう感じたか、そして何が起きているかということと言葉にすることが大切であり、知覚・感受を話させることによって、思考力・判断力・表現力等を育成する言語活動の充実ということにつながる(白井ら, 2019)。つまり、これらの能力・資質は、音楽科における「音楽表現の創意工夫」や「鑑賞の能力」にも深く関連しており、放送後に児童が感想を記入し、それを児童同士が共有した一連の活動が、上記の能力・資質を育んだことになる。

また、通常の音楽アウトリーチは、鑑賞型・参加型ともに児童らが目の前で演奏者の趣向を凝らした演奏等に触れ、演奏者と聴き手が対等な関係で交流しながら、プログラムが進行する。しかし、コロナ禍における現状では、様々な集会、音楽活動、演奏会等が相次いで中断され、児童が音楽に触れる機会が次々と奪われている。子どもたちの音楽活動を可能な限り止めない手段として、本実践では校内放送(BGM)を活用したアウトリーチ活動を試みた。実施校長から受けた実施校におけるニーズの尊重、児童からのリクエストによって構成された曲目、演奏(放送)後における児童の感想の演奏者への共有、といった一連の流れで実践された本アウトリーチ活動は、生演奏を伴うアウトリーチ活動さながらのものであったといえよう。

5. まとめ・今後の課題

本研究は、アウトリーチ活動における児童への教育的効果の側面を、校内放送（BGM）の活用を通して検証した。論拠した実践は、秋の歌のみであったが、その後もこの実践は継続し、令和2年度末の3月には、実施校卒業生へのはなむけの言葉として教職員からリクエストを受けた計5曲を、令和3年度開始直後の4月には登校時に放送する計3曲を、そして6月には前年度にアレンジした夏の歌をさらに異なったアレンジで録音・放送し、感想の記入においても継続した試みを行っている。このことは、継続的且つ長期的な実施がアウトリーチの効果を高め、継続によって得られる効果を期待する報告があるように（地域創造, 2010）、継続型アウトリーチが望まれている現状に應えるものである。また、二度にわたる夏の歌のアレンジについては、音楽科共通教材曲であることから、授業でもその音源を活用し、原曲や曲調等の違いについて児童らが気づいたことを歌唱・器楽表現に生かし、思いや意図をもった学習活動につなげている。

今後、これらの長期的な実践から得た児童の感想・様子をもとに、実践した取り組みによってどのような教育的効果があったかを考察したいと考える。さらに、令和4年3月に行われる実施校の閉校記念式典において、児童との協働による創作演目を演奏することから、約半年の期間をかけて児童とともに創りあげる創造系・協創型アウトリーチとしての活動の広がり・意義を考えていきたい。

謝辞

本稿は、全国大学音楽教育学会関東地区学会令和2年度第3回研究会の口頭発表『コロナ禍における給食時の校内放送（BGM）を活用した、主体的・対話的で深い学びの実践～秋の曲（月・うさぎ・虫の声）のピアノ演奏と児童の交流～』の内容を一部修正し、まとめたものである。投稿にあたり、上記発表の共同発表者である星野朋子氏から、様々なご助言を頂戴した。紙面を借りて、心からの感謝の意を表す。

注

- 1) 実施校は、令和4年3月をもって閉校となる。
- 2) 実施校における新しい生活様式の具体例として、マスク着用の必須化、話し合い活動におけるフェイスシールドの装着、教材や教具を可能な限り共有しない、活動に合わせた児童同士の間隔の確保、活動ごとの丁寧な手洗い・消毒、健康観察シートの記入及び提出（各家庭における毎日の検温及び健康観察）が挙げられる。
- 3) 広辞苑によると、「舞台・放送・映画の場面や、工場・病院

などの生活空間の雰囲気づくりのために背景に流す音楽」と定義づけされている。

- 4) 曲名の平仮名・漢字表記については、全国大学音楽教育学会編『明日へ歌い継ぐ日本の子どもの歌ー唱歌童謡140年の歩み』（2013）を参照した。
- 5) アウトリーチの定義・概念については、次節で後述する。
- 6) 揚原（2013）、松原（2013）など。
- 7) 齊藤（2013）は、創造系を「創造的な活動を展開しながら、音楽の美しさやよさを味わうことを目的として計画されたアウトリーチ活動（p.35）」、協創型を「演奏家が子どもたちと一定期間をかけ、協働して音楽や演奏をつくっていく取り組み。ある程度の期間継続して、子どもたちと創造的な活動を展開するもの（p.35）」と定義づけしている。
- 8) この児童数は、令和2年度のものである。

文献

- 揚原祥子（2013）：音楽でのコミュニケーションを軸にした試みーNPO法人トリトン・アーツ・ネットワークにおける活動について。音楽教育実践ジャーナル **10**(2), pp.37-43.
- 有村真紀・阪井 恵・山下薫子（2011）：『2011年改訂版 教員養成課程 小学校音楽科教育法』教育芸術社。
- 林 睦（2003）：音楽のアウトリーチ活動に関する研究ー音楽家と学校の連携を中心にー。大阪大学博士論文。
- 林 睦（2013）：音楽教育におけるアウトリーチを考えるー基本的な考え方、歴史的経緯、最近の動向。音楽教育実践ジャーナル **10**(2), pp.6-11.
- 一般財団法人地域創造（2010）：文化・芸術による地域政策に関する調査研究[報告書]。インターネット、https://www.jafra.or.jp/fs/2/4/6/5/5/_/20-21_1.pdf（2021/9/13閲覧）。
- 一般財団法人地域創造（2020）：「2019年度 地域の公立文化施設実態調査」報告書。インターネット、https://www.jafra.or.jp/fs/3/0/8/1/4/_/2019chousaAe.pdf（2021/9/13閲覧）。
- 梶田美香（2011）：転換するアウトリーチー音楽科教育への貢献ー。名古屋市立大学博士論文。
- 木村貴紀・若原真由子（2018）：従来の演奏会に準拠した音楽アウトリーチに於ける演奏会のあり方。北海道教育大学紀要 **68**(2), p.455.
- 松原美保（2013）：地域の芸術家を学校へー音楽教育におけるアウトリーチの実践 小学校の事例から。音楽教育実践ジャーナル **10**(2), pp.52-55.

- 文部科学省 (2021): 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校, 中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について (通知). インターネット, https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf (2021/11/29閲覧).
- 大野はな恵 (2021): オペラ創作型プログラムの歴史的経緯と今日的意義—米国メトロポリタン・オペラ・ギルドの取り組みを例に. オペラ／音楽劇研究の現在—創造と伝播のダイナミズム, 水声社.
- 齊藤 豊 (2013): 音楽の授業におけるアウトリーチ活動の展開—アウトリーチ活動の目的と形態からみた分類の試み. 音楽教育実践ジャーナル **10(2)**, pp.71-79.
- 新村 出 (1976): 広辞苑 第2版補訂版. 岩波書店.
- 津上智美 (2013): 神戸女学院大学のアウトリーチ教育と3大学連携—「コミュニケーションとしての音楽」再発見の試み. 音楽教育実践ジャーナル **10(2)**, p.33.
- 臼井 学・赤坂朋子・石上則子ら (2019): 音楽科教員の養成・採用・研修—その現状と課題. 音楽教育実践ジャーナル **17**, pp.42-55.
- 吉本光宏 (2001): アートと市民・子どもをつなぐ「アウトリーチ活動」—芸術による社会サービスの可能性—. ニッセイ基礎研REPORT **55**, pp.3-5.
- 全国大学音楽教育学会 (2013): 明日へ歌い継ぐ日本の子どもの歌—唱歌童謡140年の歩み. 音楽之友社.

One Aspect of the Educational Effect on Children in Outreach Activities: Through the Use of School Broadcasting (BGM) in COVID-19 Pandemic

Taro AKATSUKA

School of Childcare and Early Childhood Education,
Tokyo University of Social Welfare (Ikebukuro Campus),
1-22-1-3F Minami-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 171-0022, Japan

Abstract : The COVID-19 pandemic has changed the whole situation about schools and the activities there, especially in music lessons, has been restricted. And, because of the cancellation of school festivals and arts appreciation events, the opportunities for children to expose themselves to music have been decreasing. This study focuses on the written descriptions of their impressions about the efforts and developments of the school broadcasting (BGM), which was carried out as an outreach activity. And also, I explored the educational effects of the practices on them through these descriptions. As a result, they listened to the broadcasts with interest, voluntarily posted various descriptions of their impressions on the bulletin board, and showed interests in others' impressions, and then it led to the interactive activities and exchanges. At that time, the broadcasting caused a great deal of internal changes in impression / sensation, discovery / understanding, and image recall. And, the language activities to foster judgment and expressiveness have been enhanced. Consequently, abilities deeply related to "ingenuity in musical expression" and "ability to appreciate" in the music department were cultivated.

(Reprint request should be sent to Taro Akatsuka)

Key words : Outreach, Children, Educational effect, the COVID-19 pandemic, School broadcasting (BGM)

福祉実習コンピテンス取り組みの効果と今後の課題 ー 学生へのアンケート調査及びフォーカス・グループ・インタビュー調査結果の分析から ー

西村明子^{*1}・青木 正^{*1}・谷口恵子^{*2}・馬場さやか^{*3}・水島正浩^{*4}・姜 壽男^{*4}・藤島 薫^{*4}

*1 東京福祉大学 保育児童学部 (池袋キャンパス)

〒170-8426 東京都豊島区東池袋4-23-1

*2 東京福祉大学 心理学部 (王子キャンパス)

〒114-0014 東京都北区堀船2-1-11

*3 東京福祉大学 教務課 (王子キャンパス)

〒114-0014 東京都北区堀船2-1-11

*4 東京福祉大学 社会福祉学部 (池袋キャンパス)

〒170-8426 東京都豊島区東池袋4-23-1

(2021年11月29日受付、2022年2月28日受理)

抄録：本研究は、ソーシャルワーク教育における福祉実習コンピテンス（以下、コンピテンス）の取り組みの効果と課題を明らかにするために実習を履修した学生を対象として、学生へのアンケート調査及びフォーカス・グループ・インタビュー調査を実施し、実習コンピテンス確認テスト（以下、コンピテンステスト）、セルフアセスメントシート（以下、セルフアセスメント）、実習施設概要のレポート作成（以下、施設概要のレポート）等において今後の福祉実習コンピテンスの改善に繋げていくことを目的とした。

アンケート調査では、5件法による自己評価の平均値比較、自由記述からの質的分析法の整理及びインタビュー調査では、逐語録から類型化による内容分析法を用いた。これらを精査した結果、コンピテンスの取り組みの効果は、幅広く知識が深まること、自己理解が深まること、学習の動機付けが高まること等が明らかとなり、実習前に必要な知識の習得の促進を図り実習体験での理解を深めることに繋がったと一定の効果が得られたと判断してよいと考えられた。今後の課題として、コンピテンステストのより専門性に特化した問題作成の検討、セルフアセスメントの評価項目の見直し、実習指導者からの評価欄の設置等が明らかとなった。

(別刷請求先：西村明子)

キーワード：コンピテンス、コンピテンステスト、セルフアセスメント、コンピテンスの効果

緒言

コンピテンシー(competency)は、1970年代にハーバード大学心理学教授のデイビッド・マクレランド(McLelland, D.C.)により提唱された能力評価の概念である。今日、コンピテンシーは、産業界のみならず、教育や看護、社会福祉等の対人サービス分野においても、教育効果の測定や専門職の職業能力の指標として用いられている(橋本ら, 2015)。特に社会福祉士養成課程である大学等においても導入が試みられ、自己コンピテンス・アセスメントの活用(池田, 2005)、コンピテンシー評価項目の検討(藤田ら, 2008)、コンピテンシーに見る社会福祉士養成課程実習生の学修の現状(橋本ら, 2015)、コンピテンシーモデルの検討(種村ら, 2015)等が報告されている。

しかし、学生への具体的な効用や教育上の効果の検証等に関しての研究は、未だ十分ではない。そこで、水島ら(2021.3)は、コンピテンスとして設定したコンピテンステストやセルフアセスメントの結果における実習前後の差異、項目及び相互の関連性、ストレングス認識の変化等に焦点を当て関連性について分析を行った。その結果、セルフアセスメントの分析では、特に基本的姿勢や自己理解、社会スキル等の実習に臨む姿勢の向上の促進、コンピテンステストの分析では学習スキルや生活習慣の向上などの実習前に必要な知識の習得の促進が図られている傾向が示唆され、セルフアセスメント及びコンピテンステスト実施における具体的関連性の一端を見出した。

本研究は、水島ら(2021.3)の研究結果を踏まえ継続調査を行うこととした。福祉実習を履修した同対象学生への

アンケート調査（質問紙調査「実習コンピテンスに関するアンケート調査」及びインタビュー調査「福祉実習コンピテンスに関するフォーカス・グループ・インタビュー」）を行い、コンピテンスが実習にどのように役立ったのか、どのような課題があったのか等、より効果的なコンピテンスの改善につなげていく上での検討課題を明らかにすることを目的として実施した。尚、本研究では、コンピテンスとしてコンピテンステスト、セルフアセスメントに加え「施設概要のレポート」もコンピテンスの枠組みとして設定している。施設概要のレポートは、内容を「実習施設・機関の調査」と位置づけ実習施設・機関の概要記述に加え、実習施設・機関がある地域の特徴を理解するため市町村における福祉計画、人口動態、関連福祉施設、その他関連情報までも含めた調査を行いレポート作成を義務づけ実習前に必要な知識の習得の促進を図っている。よってT大学における「福祉実習コンピテンスとは、実習コンピテンステスト、セルフアセスメントシート、施設概要のレポート作成で構成され、実習前に必要な知識の習得の促進を図り実習体験で理解を深めソーシャルワーカーとして専門的能力の獲得に向けた教育を目指すこと」と定義する。定義を踏まえ、本研究では、水島ら（2021.3）の継続調査であるが施設概要のレポートまでも含めた効果と課題を明らかにすることを旨とする。

研究対象と方法

1-1. 研究対象者

コンピテンスに関するアンケート調査（以下、アンケート調査）は、T大学社会福祉学部・心理学部4年生で、3年次にソーシャルワーク実習を履修した学生110名及び社会福祉学部・心理学部4年生で、3年次に精神保健福祉援助実習を履修した学生32名の合わせて142名を対象とした。ソーシャルワーク実習を履修した学生では、無回答等を除き97名の回収（有効回収率88.2%）、精神保健福祉援助実習を履修した学生では、無回答等を除き20名の回収（有効回収率62.5%）であった。

また、コンピテンスに関するフォーカス・グループ・インタビュー（以下、インタビュー調査）で対象とした学生は、T大学社会福祉学部4年生で、3年次にソーシャルワーク実習を履修した学生2名および精神保健福祉援助実習を履修した学生6名の計8名であった。3年次に実習を履修した学生名簿から無作為抽出により選択し研究協力を得られた学生である。

1-2. 調査方法

アンケート調査の調査期間は、2020年10月19日から11月8日であった。調査方法は、新型コロナウイルス感染症予防への対応からアンケート調査及びアンケート回収についてはオンラインで行いGoogleフォームを使用して実施した。調査項目は、3カテゴリーから構成され12項目のアンケートシートを作成し用いた。アンケートの構成は、①施設概要のレポートについて3項目〔実習配属先について理解が深まった、根拠法や省令などの理解が深まった、地域の環境について理解が深まった〕、実習前学習から必要となる知識を示している。②コンピテンステストについて5項目〔実習に行く自信がついた、勉強する習慣がついた、知識が増えた、自分の課題が明確になった、事例を用いたアセスメントシートの使い方が身についた〕、実習前学習から必要となる能力を示している。③セルフアセスメントについて4項目〔自分の現状をより理解しようと努力した、自分の課題をみつけられた、自分のストレングスに意識を向けることができた、どうなりたいか具体的なイメージを持ち実習に臨めた〕、実習前学習から必要となる社会生活をj示している。回答形式は「全くそう思わない（1点）」から「大いにそう思う（5点）」までの5件法で回答を求めた。尚、アンケート調査票に自由記述欄を設け、自己評価と自由記述欄の記述内容から結果の分析も試みた。

また、インタビュー調査の調査日は2020年12月、調査方法は、新型コロナウイルス感染症予防への対応からオンラインで行い所用時間は1時間30分程度とし、参加者の承諾を得てレコーディングをして記録した。調査はインタビューガイドラインに沿って実施し、調査項目は①実習の感想について、②コンピテンスの効果について、③コンピテンスの改善点について、とした。

1-3. 分析方法

アンケート調査では、ソーシャルワーク実習・精神保健福祉援助実習履修学生へのコンピテンスの12のアンケート項目について、「全くそう思わない（1点）」から「大いにそう思う（5点）」までの5件法から得た回答を記述統計量による平均値比較を検討した。また、福祉実習履修学生のアンケートによる自由記述欄については、3カテゴリー別にコンピテンスの効果を明らかにするために佐藤の質的データ分析法を採用した（佐藤，2008）。尚、統計分析については、「IBM SPSS Statistics 25」を使用した。

また、インタビュー調査では、レコーディングされた記録から逐語録を作成し重要アイテムの抽出、類型化による内容分析法を用いた。内容分析の結果については、表3に示した。

1-4. 倫理的配慮

本研究実施にあたりアンケート調査では、本研究協力への参加は任意であり、不参加により学生が不利益になることはないこと、得られた情報は研究目的以外では使用せず、個々の回答は匿名化し個人が特定されることはない旨を書面にて説明し、アンケートの協力をもって調査の同意を得たものとした。

また、インタビュー調査では、調査に先立ち文章でグループインタビューの目的、方法、日時、個人情報保護について、得られた情報は研究以外には使用しないこと、研究協力は任意であり全ての段階で自由意志により辞退することが保障されていることを示し、更に、調査開始前に口頭で説明し同意について電子媒体で署名を得た。

尚、本研究は、東京福祉大学・大学院倫理規定に基づき、倫理審査を受けて承認を得ている（承認番号 東福大倫審 2019-09号）。

結果

1. ソーシャルワーク実習及び精神保健福祉援助実習履修者アンケート調査の結果

1-1. コンピテンス自己評価による平均値分析

アンケート調査では、ソーシャルワーク実習と精神保健福祉援助実習における12のコンピテンス自己評価項目について、5件法から得た回答を記述統計量による自己評価平均値を検討した（表1）。

「施設概要のレポート」の3評価項目の平均値を見ると、ソーシャルワーク実習は、3.8ポイントから4.2ポイント、精神保健福祉援助実習は、3.6ポイントから4.1ポイントの

評価であった。前者、後者の平均値を比較すると、どの項目においてもソーシャルワーク実習の自己評価平均値が0.2ポイント高かった。特に、3項目の中で自己評価が高かったのは、両実習ともに「実習先の理解が深まった」に集中している。「実習概要のレポート」では、実習施設・機関の運営主体について、実習施設・機関の概要について、実習施設・機関のある地域の特徴について等、実践現場への知識の習得に有効であったと評価している学生が多いと考えられた。尚、両者総合自己評価の平均値は、3.94ポイントであった。

また、「コンピテンステスト」の評価項目の平均値をみると、ソーシャルワーク実習は、3.1ポイントから3.9ポイント、精神保健福祉援助実習は、2.9ポイントから3.8ポイントの自己評価である。両者の比較では、「実習に行く自信がついた」のみ精神保健福祉援助実習の評価が0.1ポイント高いが、他の4評価項目については、ソーシャルワーク実習が、0.1ポイントから0.2ポイント高かった。また、5評価項目の中で自己評価が高いのは、両実習ともに「知識が増えた」に集中している。「コンピテンステスト」では、ソーシャルワーク論・技術、社会福祉制度や施策、社会福祉士専門職としての価値と倫理、障害の理解、アセスメントシートを活用した事例問題等、基本的な知識を身に付けることができアセスメント力が高まったとの評価であった。尚、両者総合自己評価の平均値は、3.52ポイントであった。

「セルフアセスメント」の4評価項目の平均値をみると、ソーシャルワーク実習は、3.8ポイントから3.9ポイント、精神保健福祉援助実習は、3.4ポイントから3.9ポイントの自己評価である。両者の比較では、全ての項目において0.1ポイントから0.4ポイントソーシャルワーク実習の自

表1. ソーシャルワーク実習・精神保健福祉実習履修者の自己評価の平均値

カテゴリー	自己評価項目	ソーシャルワーク実習			精神保健福祉援助実習		
		度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差
施設概要のレポート	実習先の理解が深まった	97	4.26	.845	20	4.05	.945
	根拠法・省令の理解が深まった	97	3.88	.982	20	3.60	1.046
	地域環境の理解が深まった	97	4.06	.955	20	3.80	1.056
コンピテンステスト	実習に行く自信がついた	97	3.45	1.061	20	3.50	1.000
	勉強する習慣がついた	97	3.11	1.117	20	2.95	1.050
	知識が増えた	97	3.92	.943	20	3.80	1.196
	自分の課題が明確になった	97	3.51	.980	20	3.45	1.317
	アセスメント力が高まった	97	3.81	.939	20	3.65	1.309
セルフアセスメント	自分の現状を理解しようと努力した	97	3.98	.901	20	3.75	1.020
	自己課題をみつめられた	97	3.94	1.019	20	3.90	1.119
	自分のストレング스에意識が向いた	97	3.80	1.057	20	3.70	.979
	具体的イメージを持ち実習に臨めた	97	3.89	1.030	20	3.45	1.146

己評価が高かった。また、4評価項目の中で高い評価は、ソーシャルワーク実習は、「自分の現状を理解しようと努力した」3.9ポイント、精神保健福祉援助実習は、「自己課題がみつけれられた」3.9ポイントが高評価であった。「セルフアセスメント」では、実習に臨むための基本姿勢と自己理解について、実習前後の自己への振り返りを繰り返し行うことで、自身を理解し自身の新たな課題発見に役に立ったと評価していると考えられた。尚、両者総合自己評価の平均値は、3.80ポイントであった。

1-2. 福祉実習コンピテンス取り組みについてアンケート (自由記述)による調査結果

(1) コンピテンス取り組みについて効果を得たと感じた点

「コンピテンスの取り組み全体（施設概要のレポート、2回のコンピテンステスト、セルフアセスメント）の効果について自由記述から分析を行った。

定性的コーディング（佐藤, 2008）により、質的機能的に分析を行い3つの項目別に実習コンピテンスの効果を明らかにした。

「コンピテンス取り組みの効果」では、生成されたコード化単位は、7項目だった。また、3つのカテゴリーを抽出した。カテゴリーは、【 】、コードは《 》で表記した。また、アンケートの一部を挿入した際には、（ ）を使用した。3つのカテゴリーは、【実習での理解が深まる】【幅広く知識が深まる】【自己理解が深まる】であった。

尚、抽出されたカテゴリー、コードを表2に示す。

表2. 実習コンピテンス取り組みの効果

項目	カテゴリー	コード	データ（一部）
施設概要のレポート	実習での理解が深まる	職員の話が理解しやすい	・施設について予めまとめておくことで、実習先で職員の方の話も理解しやすかった
		体験に結び付く	・学習したことを実習先での体験と照らし合わせながら、より学びを深めることができた
		心の準備に役立つ	・実習前に実習先を知ることができて心の準備等に役に立った
コンピテンステスト	幅広く知識が深まる	知識が身につく	・テストは、実習前に知識を身に付けられてよかった ・福祉関連の重要事項について覚えた ・知識も増えて勉強になった ・長い時間をかけてじっくりと知識が深まった
		知識の確認に繋がる	・どれくらい知識が身についているのかを確認することができてよかった ・学習したことを実習での体験と照らし合わせながら学びを深められた
		事例検討が役立つ	・事例検討の学習が実習で役に立った
セルフアセスメント	自己理解が深まる	自分自身の課題が明確になる	・実習前の自己の確認になった ・自分の課題が明確になった ・自己理解が深まり課題を明確にして取り組みに繋がられた

①【実習での理解が深まる】

このカテゴリーは、「施設概要のレポート」で明らかになった。《職員の話が理解しやすい》、《体験に結び付く》、《心の準備に役立つ》の3つのコードから構成された。《職員の話が理解しやすい》では、（施設について予めまとめておくことで、実習先で職員の方の話も理解しやすかった）ことが挙げられた。《体験に結び付く》では、（学習したことを実習先での体験と照らし合わせながら、より学びを深めることができた）ことが挙げられた。《心の準備に役立つ》では、（実習前に実習先を知ることができて心の準備等に役に立った）ことが挙げられた。

②【幅広く知識が深まる】

このカテゴリーは、「コンピテンステスト」で明らかになった。《知識が身につく》、《知識の確認に繋がる》、《事例検討が役立つ》の3つのコードから構成された。《知識が身につく》では、（実習前に知識を身に付けられてよかった）、（福祉関連の重要事項について覚えた）、（知識も増えて勉強になった）、（長い時間をかけてじっくりと知識が深まった）等が挙げられた。《知識の確認に繋がる》では、（どれくらい知識が身についているのかを確認することができてよかった）、（学習したことを実習での体験と照らし合わせながら学びを深められた）等が挙げられた。また、《事例検討が役立つ》では、（事例検討の学習が実習で役に立った）ことが挙げられた。

③【自己理解が深まる】

このカテゴリーは、「セルフアセスメント」で明らかになった。《自分自身の課題が明確になる》では、（実習前の自己の確認になった）、（自分の課題が明確になった）、（自己理

解が深まり課題を明確にして取り組みに繋がられた)等が挙げられた。

(2) コンピテンスの取り組みについて学生の望む改善点

実習に向けて適切な能力を高めるために、改善すべきことや課題だと感じたこと、また今後に向けた提案などの意見を求めた。具体的な取り組みの改善に繋がると考えられた要望は、次の3点に集約された。①アセスメント力を高めるために、アセスメントシートを使った事例検討の時間をもっと増やしてほしい。②実習種別ごとの問題を作成して必要な知識に沿ったテストを追加してやったほうがよい。③大きなテストを実習直前にやるのではなく、毎回の授業で小テストを行う方がよい、等の記述がみられた。

2. コンピテンスに関するフォーカス・グループ・インタビューによる分析結果

実習生が体験した「コンピテンス」の取組について、実習にどのように役立ったのか、どのような課題があったのか、

改善点にはどのようなものがあるのかを明らかにすることを目的として、フォーカス・グループ・インタビューを実施した。逐語録をもとにした内容分析法(安梅, 2010)により分析を行い、コンピテンスの効果と改善についてそれぞれの重要カテゴリーとサブ重要カテゴリーおよび重要アイテムを抽出した。重要カテゴリーは【 】、サブ重要カテゴリーは《 》で表記した。

尚、内容分析の結果について、表3に示した。

(1) コンピテンス効果

①【コンピテンステスト】

この重要カテゴリーのサブ重要カテゴリーは《配属施設と必要な知識》、《知識と実践の統合》、《学習動機と相互学習》であった。《配属施設と必要な知識》では、コンピテンステストで学んだ理論や専門用語が実習記録作成に活用され無駄ではなかった。しかし、配属施設に特化した知識を得るには不十分、暗記のみで知識の定着には至らなかったことがあげられた。《知識と実践の統合》では、知識の土台

表3. 福祉実習コンピテンスの効果と改善について

	重要カテゴリー	サブ重要カテゴリー	重要アイテム
コンピテンス効果	コンピテンステスト	配属施設と必要な知識	理論や専門用語を実習記録作成に活用、配属施設に必要な知識が不十分、やって無駄ではない、暗記のみで定着しなかった、最初に答えが欲しい、必要な領域学習は自分で
		知識と実践の統合	知識の土台を作り実習で上乗せ、モデル・アプローチをコミュニケーションで意識、事例から支援計画作成の経験は役立った、実習で支援計画を立案し更に深められた、大学の支援計画は細かいが考え方が役立った
		学習動機と相互学習	実習に行くためのテスト形式で義務感、勉強するきっかけ、解答を見つけるのに必死、他の授業で解答を見つけて感動、宝さがし、友達同士で意見交換など協力、問題の出会い、国家試験対策に役立っている
	施設調査	配属施設理解	事前の施設理解は必要、沿革・法的根拠・利用者など実習に必要な情報理解、実習に必要な不可欠、学生同士の評価
		施設情報	施設によって開示情報量の差、施設関連情報収集(行政など)の苦勞、不足している情報の理解、事前訪問で確認
	セルフアセスメント	自己評価(チェック)	チェックのみの作業、実感・具体性に欠ける、自己評価のみ、役には立っている
		自己評価(ストレングス)	具体的に持っているストレングスと欲しいストレングス、意識づけ、意気込み、自分を見つめ直す、ストレングスがみつからない、自己否定が強いと難しい
		他者評価	実習指導者からの視点・評価、自己評価と専門職の視点による評価、自己肯定感、自身・頑張りにつながる、実習指導者に見てもらっている、次のステップにつながる
コンピテンス改善	実習目的	実習に向かう姿勢	実習に行くという意識、実習コンピテンスの詰め込みで意識改革、実習先に受け入れてもらうという意識
	コンピテンステスト	個別支援計画と領域別知識	個別支援計画のウエイトを重く、配属実習の領域別確認テスト、領域別確認テストを複数選択(配属領域以外)
	セルフアセスメント	自分の言葉	チェック+自分の言葉、自由記述、何ができているのか何ができていないのか、ストレングスを選択、ストレングスを見つけやすくするために事前に性格テスト
		自己評価と他者評価	自己評価と実習指導者からの評価、両方の視点、実習指導者との振り返りで活用、実習指導者のコメント(紙媒体)、自分のストレングスの活用と課題改善

作りに役立ち実習体験で上乗せすることができた、実際に利用者とのコミュニケーションを通してモデルやアプローチを意識することができた。コンピテンステストの事例問題で支援計画の流れを事前に学んでいたので実習で実際に支援計画を立案する時に非常に役立ったがあげられた。《学習動機と相互学習》では、コンピテンステストは実習にいくために課せられている義務感であったが、勉強をするきっかけとなり、仲間と協力しあって解答を探し、問題を出し合い、他の授業で解答を見つけたときには宝探しのようだった。また、後で考えると国家試験にも役立っていることが分かったなどがあげられた。

②【施設調査】

この重要カテゴリーのサブ重要カテゴリーは《配属施設理解》と《施設情報》であった。《配属施設理解》では、事前に施設の法的根拠、利用者理解などを調べて理解することは実習にとって必要不可欠なものという認識であった。《施設情報》は、施設によっては情報量が少なく苦労したが、どの情報がわからないのかを把握することで、事前訪問の時に指導者に質問することができたことがあげられた。

③【セルフアセスメント】

この重要カテゴリーのサブ重要カテゴリーは《自己評価:チェック》、《自己評価:ストレングス》、《他者評価》であった。《自己評価:チェック》では身だしなみや自己管理などに対して機械的なチェック作業になってしまい実感・具体性にかける。しかし、役にはたったという意見があげられた。《自己評価:ストレングス》では、持っているストレングスと欲しいストレングスを選択し書くことによって、自分を見つめ直すことができるとともに、実習に向けての意気込みに繋がって良かったという意見が多く出された。一方で、自己否定が強いとストレングスを自分で見つけるのは難しいという意見もあった。《他者評価》では、セルフアセスメントについて指導者から専門的な視点からフィードバックや評価が欲しい、自分のできているところや頑張るべきところ、変化などをアドバイスしてもらうことで自信につながり、次のステップに向かうことができるという意見があげられた。

(2) コンピテンス改善

①【実習目的】

この重要カテゴリーのサブ重要カテゴリーは《実習に向かう姿勢》であった。コンピテンスを通して、実習を受け入れてもらうという意識を確認し、集中的に準備をして実習に行くという意識改革をすることが大事との意見があげられた。

②【コンピテンステスト】

この重要カテゴリーのサブ重要カテゴリーは《個別支援計画と領域別知識》であった。パートⅠの知識問題については、全般知識のほかに、領域別確認テストの要望が多かった。自分が配属された領域のテストだけでなく、選択で他の領域についてもテストを受けて力をつけたいという意欲的な意見もあった。また、事例から個別支援計画を立案するテストは実習で必ず役立つので、もう少しウエイトを重くしてもいいのではという意見もあげられた。

③【セルフアセスメント】

この重要カテゴリーのサブ重要カテゴリーは《自分の言葉》と《自己評価と他者評価》であった。《自分の言葉》では、チェック項目の部分もできるだけ自分の言葉で書けるようにしたほうが、自分で何ができていて何ができていないのかを具体的に考えることができる。また、ストレングスの選択はこのまま残してほしいが、ストレングスを見つけるのが難しい学生のために、授業の中で自己発見ができるように性格テストなどをしてほしいという意見があげられた。《自己評価と他者評価》では、セルフアセスメントを指導者との振り返りなどで活用してもらい、自己評価と指導者からの評価とコメントを頂き、今後、自分のストレングスを活かしていくこと、また、課題をどのように改善していくかに繋げていきたいとの要望が出された。

考察

本学の社会福祉教育における実習コンピテンス取り組みの導入について検討するために、アンケート調査及びフォーカス・グループ・インタビューを実施し、その効果と課題を明らかにする作業を行った。

1. コンピテンスの効果

1-1. アンケート調査について

(1) コンピテンス自己評価による平均値分析から

「施設概要のレポート」では、ソーシャルワーク実習履修者の総平均値は4.07、精神保健福祉援助実習履修者の総平均値は3.82と数値が比較的高いことが挙げられる。特に指導内容の項目では、「実習先の理解が深まった」の評価が両者ともに高く、実践現場への知識の習得に有効であったと評価する学生が多いと考えられる。「コンピテンステスト」では、ソーシャルワーク実習履修者の総平均値は3.56、精神保健福祉援助実習履修者の総平均値は3.47と、指導内容の項目の評価が全般的に3.50前後であることから、基本的な知識を身に付けることによってある程度、実習に行く自信を得ることができたと評価している学生が多いと考え

られる。しかし、「勉強する癖がついた」の指導内容の項目では、両者ともに平均値が低く、精神保健福祉援助実習履修者では、2.95と2点台であることから、コンピテンステストの理解度を定期的に確認し必要に応じて個別にも学習させるなど、指導方法の工夫が求められる。「セルフアセスメント」では、ソーシャルワーク実習履修者の平均値は3.90、精神保健福祉援助実習履修者の平均値は3.63と比較的高いことが挙げられる。特に指導内容の項目では、「自分の現状を理解しようと努力した」「自己課題をみつけれられた」の評価が高いことから実習に臨むための基本姿勢と自己理解について、実習前後の自己への振り返りを繰り返すことで、自身を理解し自身のあらたな課題発見に役に立ったと評価している学生が多いと考えられる。これらのコンピテンス自己評価による平均値分析の結果から、本研究が目的としていた効果については一定の効果が得られたと判断してよいと考えられる。

(2) コンピテンスの取り組み全体について自由記述の分析から

コンピテンス取り組み全体について自由記述の分析では、各項目から「実習での理解が深まる」「幅広く知識が深まる」「自己理解が深まる」の3つのカテゴリーが抽出された。「施設概要のレポート」では、実習に臨んだ時に職員の話が理解しやすいこと、体験と照らし合わせながらより学びを深めることができ実習での理解が深まったと振り返っている。一方で、実習前に施設概要を整理し理解しておくことは、心の準備にも役立つことも述べられており、レポートが現場実践への具体的なイメージ形成や知識の習得に寄与していると考えられる。「コンピテンステスト」では、福祉関連の重要事項を覚え、幅広く知識も深まったと振り返っているが、もう一方で、事例検討の学習が実習で役に立ったとの意見や現場実習での体験と照らし合わせながら学びを深められたと振り返っており、現場実習を通して知識が確実なものとなったと考えられる。「セルフアセスメント」では、自己理解が深まり課題を明確にして取り組みに繋がれたと振り返っており、大学生活の中で自分自身を見つめる機会を提供した結果が反映されていると考えられる。3つのカテゴリーは、コンピテンスの取り組みと実習経験による効果であるといえる。

1-2. フォーカス・グループ・インタビューについて

「施設概要のレポート」では、施設によって情報量が少なく苦労した半面、どの情報が分からないのかを把握することで、事前訪問の時に、質問することができたと述べて

いる。「コンピテンステスト」では、テスト内容であるモデル・アプローチが、実習での利用者とかかわりの中で、活用することができたとの意見や事例検討の問題については、実習で支援計画の作成に役立ち深めることができたと振り返っている。一方で、コンピテンステストに取り組むことで、学習動機と仲間との相互作用が生れていることも示唆された。「セルフアセスメント」では、身だしなみなど自己評価についてはチェックのみの作業で、実感・具体性に欠けるという意見が多かったが、ストレングスの選択については、自分を見つめ直すことができるとともに、実習に向けての意気込みに繋がって良かったとの意見が多く出された。しかし一方で、自己否定が強いと自分自身でストレングスを見つけることが難しいとの意見も出され授業の中で自己発見ができるような工夫が求められていた。

1-3. 今後に向けた検討課題

アンケート調査及びフォーカス・グループ・インタビューから

実習に向けて能力を高めるために、改善すべきことや課題だと感じたこと、また今後に向けた提案などについては、アンケート調査及びフォーカス・グループ・インタビュー結果から共通する課題が見受けられた。

「コンピテンステスト」では、これまでの共通テストの他に配属された実習種別ごとの問題を作成して必要な知識に沿ったテストを希望する意見が多かった。また、試験の形態については、実習前に行う2回のテストの規模を小さくして毎回の授業で小テストを行った方がよいとの要望もあった。さらに、事例検討から個別支援計画を立案するテストは、アセスメント力を高めるだけではなく実習では必ず役に立つとのことから、もう少しウエイトを重くしてほしいとの要望があった。「セルフアセスメント」では、セルフアセスメントのチェック項目の部分も自分の言葉で書けるようにして欲しいという要望があった。自分でできないことを具体的に考えることができるという理由からである。また、セルフアセスメントを実習指導者との振り返りなどで活用することや、実習指導者からの評価を加えることで自分自身の課題の改善に役立てたいとの要望もあった。これら学生からの要望は、本学の実習コンピテンスの指導に多様な課題が山積していることを明らかにするとともに、これらの多様な課題を改善に繋げるように検討し積極的に取り組んでいくことが、実習に向けた学生の能力向上に必要不可欠であることを明示するものである。

結論

本研究は、ソーシャルワーク実習及び精神保健福祉援助実習におけるコンピテンステスト、セルフアセスメント、施設概要のレポートによるコンピテンスの取り組みについてアンケート調査及びフォーカス・グループ・インタビューを実施し、コンピテンスの効果と課題を明らかにすることを目的として実施した。その結果、コンピテンスの取り組みの効果は、幅広く知識が深まること、自己理解が深まること、学習の動機付けが高まること等が明らかとなり、実習前に必要な知識の習得の促進を図り実習体験での理解を深めることに繋がったと一定の効果が得られたと判断してよいと考えられる。しかし、一方で課題として、コンピテンステストのより専門性に特化した問題作成の検討、セルフアセスメントの評価項目の見直し、実習指導者からの評価欄の設置等の必要性が示された。これらの課題については、研究者間で検討を重ねながら今後の福祉実習コンピテンスの改善に繋げていきたい。

最期に、本研究にご協力を頂いた学生の皆様に心より感謝の意を表します。

参考・引用文献

- 安梅勅江(編著)(2010): ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法Ⅲ 科学的根拠に基づく質的研究法の展開, アイデア創出型グループインタビュー法のポイント. 医歯薬出版, pp72-82.
- 藤田久美・山本佳代子・青木邦男(2008): 社会福祉教育におけるコンピテンシー評価項目の検討. 山口県立大学社会福祉学紀要 **14**, pp65-78.
- 橋本有理子ら(2015): コンピテンシーにみる社会福祉士養成課程実習生の学修の現状と今後の展望. 関西福祉科学大学紀要 **19**, pp59-71.
- 池田雅子(2005): 社会福祉実習教育における学生の自己コンピテンス・アセスメントの活用についてーコンピテンス評価結果の分析を通してー. 北星学園大学社会福祉学部北星論集 **42**, pp49-65.
- 水島正浩ら(2021): 福祉実習コンピテンスの取り組みの成果と今後の課題ーソーシャルワーク実習及び精神保健福祉援助実習におけるセルフアセスメントおよびコンピテンス結果との関連性分析ー. 東京福祉大学・大学院紀要 **11**, pp49-57.
- 佐藤郁哉(2008): 質的データ分析法. 新曜社.
- 種村理太郎ら(2015): 社会福祉士養成教育における実習科目と演習科目との連動を重視したコンピテンシー・モデル(福祉大版)の検討. 関西福祉科学大学紀要 **19**, pp13-25.

Effects and Issues of a Program to Assess Students' Competency for Social Work Field Placement: Analysis of Questionnaires to Students and Focus Group Interview

Akiko NISHIMURA^{*1}, Tadashi AOKI^{*1}, Keiko TANIGUCHI^{*2}, Sayaka BABA^{*3},
Masahiro MIZUSHIMA^{*4}, Soonam KANG^{*4} and Kaoru FUJISHIMA^{*4}

^{*1} School of Childcare and Early Childhood Education, Tokyo University and
Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus),
4-23-1 Higashiikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-8426, Japan

^{*2} School of Psychology, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Oji Campus),
2-1-11 Horifune, Kita-ku, Tokyo 114-0014, Japan

^{*3} Registrar, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Oji Campus),
2-1-11 Horifune, Kita-ku, Tokyo 114-0014, Japan

^{*4} School of Social Welfare, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus),
4-23-1 Higashiikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-8426, Japan

Abstract : The purpose of this study is to find out the effects and issues of a program to assess students' competency for social work field placement which includes conducting tests, fulfilling self-assessment sheets, and writing a report about overview of training facilities. In order to find out those, we conducted a questionnaires and focused group interview for students who had completed field placement.

In the questionnaire, we analyzed by comparing average value of self-evaluation of the five methods, and by utilizing qualitative analysis of the free description. As a result of these analysis, it was considered that the effect of the competence program is that deepening knowledge and self-understanding of students, and increasing their motivation for learning. From this, it is possible to say that the competency program has a positive effect to promote the acquisition of the knowledge necessary for the practical training and to deepen the learning in the practical training experience. We also found out that it is better to make a test dividing more parts in specialized field which fit for each placement, and to add columns that the practical training instructors can evaluate the students' performance.

(Reprint request should be sent to Akiko Nishimura)

Key words : Competency for the social work field placement, Competency test, Self-assessment, Effects of competency

「台湾日日新報」にみるタイと台湾の日本語普及に関する交流 ー 国立台湾図書館での検索から ー

山口雅代

東京福祉大学 教育学部 (名古屋キャンパス)
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-16-29

(2021年11月1日受付、2022年1月20日受理)

抄録：国立台湾図書館にある「台湾日日新報」の中からタイと台湾の日本語普及に関する17の記事を抜き出した。その記事を「台湾からタイへ」「タイから台湾へ」に分け、またそれぞれ内容ごとに3つに分けた。その結果、タイと台湾の間には日本語普及に関する交流があったことがわかった。「台湾からタイへ」では、バンコク日本語学校の学習者が日本に視察に行った帰りに台湾に立ち寄っていたこと、台湾総督府からバンコク日本語学校に教科書が送られていたこと、「タイから台湾へ」では、タイからの留学生がバンコク日本語学校で学んだ後、台湾で日本語教育を受けていたこと、バンコク日本語学校で学んだ学習者が日本に留学する途中で台湾に寄っていたことなどがわかった。これまでのタイの日本語教育史研究においては、日本とタイの二国間のみで考えられていた。しかし、今後のタイの日本語教育史研究には、台湾を見据えた研究が必要であると考えられる。

(別刷請求先：山口雅代)

キーワード：国立台湾図書館、台湾日日新報、台湾総督府、バンコク日本語学校

緒言

1. はじめに

2013年のチェンマイの調査において日本語学校学習者の聞き取りから日系企業で働く台湾人にも日本語を習ったとの証言を得、さらにその台湾人はタイ語も流暢に話せたと述べていた¹⁾。チェンマイにおいて、なぜ台湾出身者が日系企業で働き、日本語を教えに来ていたのだろうか。戦前・戦中のタイの日本に関する資料は、吉川(1994)によると、敗戦直後日本軍が後難を恐れて当時の関係文書を日本でも現地でもすべて焼却してしまい、保存されていないと言われている。チェンマイ日本語学校の資料についても現時点で見つかっていない。そこで、2019年7月30日から8月3日まで台湾に資料を探しに向かった。しかし、チェンマイに関する資料は見つけることができなかったが、タイと台湾間の日本語普及に関する交流の記事を国立台湾図書館にある「台湾日日新報」の中に見出すことができた。先行研究によると、蔡(1996)は、台湾総督府が東南アジアに台湾人を利用して文化工作を推し進めたことについて述べている。玉置(2019)では、タイを重視した台湾総督府は、1940年より、現地商社の人材不足とタイ進出を後押しすることを目的に、台湾人青年を商業(実業)実習生としてバンコクに派遣する事業を始めたことを報告している。「台湾

日日新報」には、玉置(2019)が指摘した台湾からタイへの商業(実業)実習生派遣だけでなく、タイから台湾への留学についての記事も見られる。そこで、先行研究と台湾で発行された「台湾日日新報」から、タイと台湾で日本語普及に関連したどのような往来があり、関係があったのか、見ていく。尚、日本語普及は、日本語を普及するための教育や、政策等も含める²⁾ものとする。

2. 先行研究

蔡(1996)は、1943年に台湾総督府が出版したパンフレット『本島人を利用する華僑工作の具体的方案』について東南アジアに台湾人を利用して文化工作を推し進めてきたことについて述べている。その方案は、政治工作、経済工作、文化社会工作、宣伝工作の4つに分けられ、経済工作を除き、すべて文化政策と関連すると述べている。政治工作では、華僑を監視すると同時に懐柔工作を進め、親日感情を持たせることなどを目的に、中等学校以上を卒業した者に南方語等を解し皇民として意志堅固なる者を詮衡し、華僑工作の要員として現地日本側各種機関に配属させ、有力華僑及団体の懐柔等に当たらせることが記されている。文化社会工作の方策では、台湾人に与えた任務として、華僑に日本語を享受し、彼らの間に広くこれを普及させるようしていた。玉置(2019)は、南洋進出の拠点としての

台湾について、タイを取り上げて検証している。南洋が欧米列強の植民地となる中、タイは日本の南進にとって特別な位置づけで、南進が国策となった1930年代後半に台湾人のタイ進出が本格化したこと、タイを重視した台湾総督府は、1940年より、現地商社の人材不足とタイ進出を後押しすることを目的に、台湾人青年を商業(実業)実習生としてバンコクに派遣する事業を始め、1940年第1回14名、1941年第2回15名、1942年第3回20名を派遣、日本商社や台湾籍民の商社で働かせたことなどに言及している。また、玉置以外にも台湾人を東南アジアへ派遣したとする研究は、中村(1980)や卞(2002)などにも見られる。

タイの日本語教育史研究においては、2012年から2019年まで日タイ言語文化研究会が年に1回論文集を発行し、タイと日本における日本語教育史の構築が進んできている。1926年に設立された日本人小学校において1930年代に日本語教育が始まり、1938年12月に日タイ文化研究所バンコク日本語学校が開校した。バンコク日本語学校は、日語文化学校の松宮一也(1938)が外務省文化事業部の委託を受け、星田晋五と高宮太郎と共に1938年11月に「暹羅文化事業実施並調査報告書」を作成し、設立させた。報告書の中には教科書として『日本語読本』があがっている。しかし、星田と高宮は1939年ごろ喧嘩両成敗として辞め、後任としてタイ大使館武官大佐田村浩から平等通照が派遣されたが、星田は1940年10月後任の平等が来るまでバンコク日本語学校に関わった。北村・ウォラウト(2001)では、星田が1940年5月に第3回暹羅学生旅行団10名の日本国内の見学旅行引率をしていると報告している。この時期、学習者は減っていった。そこで、1941年7月国際学友会から鈴木忍が立て直しのため日本語教師として派遣された。1941年12月8日に日本軍がタイに上陸すると、日本語を学ぶタイ人が増え、1942年9月にバンコク日本語学校2校が開講され、1945年8月に閉鎖されるまで、盛況であった。受入れ側の日本においては、タイからの留学生が増え、1935年12月に国際学友会が設立された。国際学友会についての研究は、河路(2006)が在籍者の名簿を公開するなど詳しい。さらに、河路(2007)は、1942年1月19日付で国際学友会とタイ文部省との間に「泰国学生招致に関する協定」に基づき、1942年度・1943年度にそれぞれ6名(男子4名・女子2名)が来日し、8年程度の長期にわたり日本で教育を受けていることを報告している。

このようにタイの日本語教育史の研究は進んできている。しかしながら、タイと台湾間の日本語普及についての研究は見受けられない。「台湾日日新報」の中には、タイと台湾の交流が多く見られ、タイ人留学生が日本語教育を受けていた記事もある。そこで、「台湾日日新報」の中の

タイと台湾の日本語普及に関する記事を抜き出し紹介する。掲載記事は読みやすさを考慮し、なるべく旧字体を新字体にし、読み取れない漢字は〇〇にし、抜粋する。記事では、泰・泰国とあるが、記事以外ではタイとする。紹介する箇所には下線を引き、注目する箇所には点をつける。

3. 「台湾日日新報」のタイと台湾の日本語普及についての交流記事分類について

台湾には、日本統治時代の資料が多く残されている。特に古い資料で南方政策に関する資料は、台湾研究古籍資料庫(中央研究院台湾史研究所)と台中にある国立公共資訊圖書館に保管されている。今回紹介するのは、国立台湾図書館の「台湾日日新報」³⁾で、キーワードを入力すると検索できる。チェンマイ(清萬)で検索すると、何も出てこなかったが、「泰国」で検索すると、300以上もの記事がヒットした。記事を探すと図1のようにピンでとめられた記事(昭和15(1940)年5月4日(土)朝刊14408号7頁(表1①参照))が出てくる。国立国会図書館でもマイクロ資料や縮印本が見られるが、タイに関する記事は扱いが小さいものだと、見落としてしまう。検索した300以上の記事の中から、日本語普及に関する記事を抜き出したものが、表1である。これら17の記事を「台湾からタイへ」、「タイから台湾へ」の2つに分け、さらに内容ごと3つに分けた(図2参照)。

「台湾からタイへ」では、台湾からタイへの人・物の移動、また日本からタイに帰国途中に寄った場合も含める。人の移動として「1. 実業実習生」と「2. 日本からタイへの帰国途中での台湾視察」、物の移動として「3. 教科書送付」の

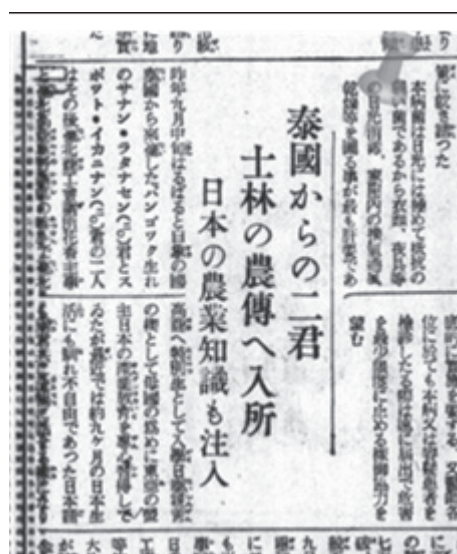


図1. 昭和15年5月4日(土)日刊
(14408号7頁(表1①))

表1. 「台湾日日新報」タイに関する記事

No	日付(昭和) 日・夕刊	記事見出し	号数・頁
①	15年5月4日(土)日	泰からの二君 士林の農伝へ入所 日本の農業知識も注入	14408・7
②	15年6月5日(水)夕	戦時下の日本を見て 国力の強さに驚嘆 泰国学生団の觀察所感	14450・2
③	15年9月27日(金)日	泰国から我国へ 留学生派遣の希望実現?	14564・7
④	15年12月7日(土)夕	台湾の冬は寒い 「糖試」に泰国留学生二人	14634・2
⑤	16年3月13日(木)日	喜びの夢は故国へ 留学生派遣実現?	14729・3
⑥	16年6月9日(月)日	台湾神社頭で有難い体験 タイ国の若人らの感激説	14816・3
⑦	16年6月9日(月)日	蓬莱丸入港	14816・3
⑧	16年6月14日(土)夕	科学台湾に驚嘆 研究標本を筆記する熱心さ 日タイ語学校生徒一行	14821・2
⑨	16年6月25日(水)夕	日本語読本泰国へ 総督府から五百部発送	14832・2
⑩	16年10月9日(木)日	第二回泰国農業練習生来台	14938・2
⑪	17年6月10日(水)夕	泰国留学生廿名 本年中来台決定 日泰親善に一段と拍車	15180・2
⑫	17年7月4日(土)夕	泰国派遣商業実習生 第三回募集	15204・2
⑬	17年9月16日(水)日	日本へ留学の泰国派遣学生 一行八名寄台	15278・2
⑭	17年9月17日(木)日	憧れの盟主日本へ 友邦タイ国から“留学生”七名	15279・4
⑮	17年10月4日(日)日	第三回泰国派遣商業実習生 第一次合格者発表	15295・3
⑯	18年5月5日(水)日	日本農道の把握へ 台湾で励む泰国留学生	15506・4
⑰	18年5月9日(日)日	泰国産業練習生更に修行続行	15500・3

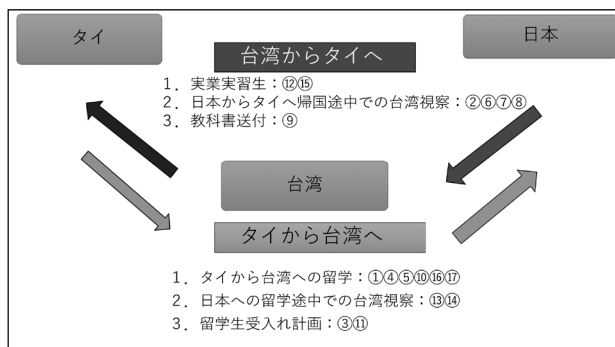


図2. 17の記事の分類と表1の記事番号

3つに分け、それぞれ表1の記事番号を示したのが、以下である。

1. 実業実習生: ⑫⑮
2. 日本からタイへ帰国途中での台湾視察: ②⑥⑦⑧
3. 教科書送付: ⑨

「タイから台湾へ」では、タイから台湾への人の移動で、タイから日本への移動途中に寄った場合を含める。人の移動として「1. タイから台湾への留学」と「2. 日本への留学途中での台湾視察」、日本語教育機関開設などの計画として「3. 留学生受入れ計画」の3つに分け、それぞれ表1の記事番号を示したのが、以下である。

1. タイから台湾への留学: ①④⑤⑩⑯⑰
2. 日本への留学途中での台湾視察: ⑬⑭
3. 留学生受入れ計画: ③⑪

台湾からタイへ

1. 実業実習生

玉置(2019)が示した商業(実業)実習生(以下実業実習生)についての記事が⑫⑮に掲載されている。

⑫ 17年7月4日「泰国派遣商業実習生 第三回募集」

一略一

昭和十五年以来在盤各商社に実業実習生として年々有為なる本島人青年を派遣し数年間実習の上独立せしめると云う方法に依って一方には現地商社の手不足を補い一面に本島人青年の南方発展に資することとして、この事業は盤谷大使館の斡旋に依り円滑に実施せられ昭和十五年度第一回実習生十四名十六年度第二回十五名の派遣を見たのであるが何れもその成績は極めて良好で現地に於ても非常に喜ばれ乍ら一同張切って働いている状態である、本年度は更にこの人数は増加され総数二十名が派遣される事となり

一略一

⑮ 17年10月4日「第三回泰国派遣商業実習生 第一次合格者発表」

督府外事部では曩に第三回泰国派遣商業実習生を募集した処南進熱を反映、二十名に対し千余名の応募があった

一略一

⑫の記事には、実業実習生派遣について現地商社の人手不足を補い南方発展に資するという目的があり、バンコク大使館の斡旋であったこと、昭和15(1940)年第1回14名、昭和16(1941)年第2回15名派遣され、昭和17(1942)年には第3回20名が派遣されることが記されている。また、⑮の記事から昭和17(1942)年に派遣される20名に対し1,000人以上の応募があったとある。このことから実業実習生派遣は人気が高かったと言える。

2. 日本からタイへ帰国途中での台湾視察

昭和15(1940)年6月、昭和16(1941)年6月にバンコク日本語学校学習者が日本への視察旅行後、タイに帰国する途中で台湾に寄った記事が②⑥⑦⑧にあがっている。日泰文化研究所やバンコク日本語学校と記されているが、現在では日タイ文化研究所バンコク日本語学校と表記するのが一般的である。これらを1940年の視察記事②と、1941年の視察記事⑥⑦⑧に分けて見ていく。

② 15年6月5日「戦時下の日本を見て 国力の強さに驚嘆 泰国学生団の観察所感」

泰国学生日本視察団一行十名は日泰文化研究所理事星田信吾氏に引率され約1ヶ月に亙る内地視察をなして帰国の途次四日午前八時基隆入港の西貢丸で寄台した、その一行は親しく見た戦時下日本の力強い姿に驚歎し乍ら左のように視察の感想を語った
—略—

②の記事には、タイ人学習者一行10名が日本での1か月の視察を終え、理事の星田信吾(正しくは晋五)に引率され昭和15(1940)年6月4日(火)8時に西貢丸で台湾基隆に入港したと記されている。1939年にバンコク日本語学校を辞めたとされている星田であるが、その後も理事として残っていたことがわかる。先行研究で北村・ウォラウト(2001)も星田が引率した日本への学生視察について言及していたが、タイへの帰国途中に台湾に寄っていたことは記述していない。

⑥ 16年6月9日「台湾神社頭で有難い体験 タイ国の若人らの感激説」

—略—
八日、月余に亙る内地観光から帰国の途次を寄台し、聖戦五年、意気益々昂る南方基地台湾の実情を視察して両国親善に貢献戦とする盟邦タイ国の学生さん達がある、サライラ・バンダーランシン君を団長とする日タイ語学校(在バンコク)の学生十名(男子六名、女子四名)が

それだ、八日午後四時五十五分台北駅に下車旅の疲労も何のその南方協会の職員二名に引率され —略—

⑦ 16年6月9日「蓬莱丸入港」

【基隆電話】商船蓬莱丸は八日午後二時基隆岸壁についた —中略—

日本の文化視察に赴いたバンコク日本語学校生徒、ケンチャノン・ワンダナチンダ君ほか九名の男女学生たちが東京、大阪、名古屋、横浜、京都など内地主要都市の視察を終へさらに帰国の路すがら台湾視察のため同船で寄台、 —中略—

なほ一行は来る十七日基隆出港の西貢丸で帰国する予定である

⑧ 16年6月14日「科学台湾に驚嘆 研究標本を筆記する 熱心さ 日タイ語学校生徒一行」

友邦日本の躍進振りを見学し懐かしの郷土黄衣の国タイへ一路帰国の途にある日タイ語学校生徒はサテイラ・バンダーランシン君を団長として去る八日来台し、南進台湾の逞しい姿を見学のため台中、台南、嘉義方面に赴き十一日再び来北、台北教育会館別館に滞在、十二日は督府外事部並に南方協会を訪れ愉快的旅を了えた感謝の挨拶を述べそれより台湾情緒豊かな大稻埕を散歩、台湾文化の粋を集めた督府博物館を見学した、十三日も午前九時から一行は祖国の留学生として励んでいる督府農業試験所のスポット・イカニナン君を訪ね同試験所を見学、団長のサテイラ君は筆記すると云う熱心振りで農業日本の科学研究に驚嘆 —略—

上記⑥⑦⑧の記事は、昭和16(1941)年6月8日(日)にバンコク日本語学校学習者10名(男子6名、女子4名)が蓬莱丸で台湾基隆に入港し、6月17日(火)に西貢丸でタイに帰国するまでの台湾での視察について記された記事である⁴⁾。1940年6月に台湾に寄った折には、②の記事でタイから星田に引率されていたが、1941年6月ではタイからの引率がないようで、⑥⑧の記事からバンコク日本語学校のサライラ・バンダーランシン君が団長で、⑥の記事から台湾着後は南方協会⁵⁾職員が引率していることが記されている。⑦の記事には、団長以外にケンチャノン・ワンダナチンダ君という学習者が参加していたことが記されている。⑧の記事で、一行は1941年6月13日(金)9時からタイからの留学生が研修している台湾総督府農業試験所を見学し、スポット・イカニナン君と会っていることが記されている(「タイから台湾へ」[1. タイから台湾への留学]参照)。

3. 教科書送付

1938年11月1日に松宮一也が作成した「日暹文化事業実施並調査報告書」には教科書として『日本語読本』の名前が挙げられている。

⑨ 16年6月25日「日本語読本泰国へ 総督府から五百部発送」

南方共栄圏の友邦泰国日本事情認識は相当白熱化しているがこれに伴って日本語研究熱は新興泰人を煽り、バンコックにある日泰文化研究所経営の盤谷日本語学校への入学者は最近では俄然増加し入学志願者三百名を突破している状況でこれに対する日本語教材並に日本語国定教科書の不足を来しこの程督府文教局迄日本語教授資料五百部の送付依頼があった、文教局では之を外事部二課に依託したが注文の五百部は近くバンコックに送付される事になった

台湾総督府から『日本語読本』500部が日タイ文化研究所バンコク日本語学校に送られている⁶⁾。日本語研究熱がタイで高く、バンコク日本語学校の入学者志願者が増加し、300名以上であり、教材が不足しているとしている。昭和16(1941)年12月8日の日本軍上陸以前に既に日本語を学ぶタイ人が増えていたことがうかがえる。

タイから台湾へ

1. タイから台湾への留学

タイから留学生が来台していたことはあまり知られていない。①④⑤⑩⑬⑭の記事ではタイからの留学生が台湾で日本語教育を受けた後、農業練習生として専門機関で研修を受けていることが記されている。これら6つの記事を次の2つに分けて見ていく。第1回農業練習生の①④⑤の記事と、第2回農業練習生の⑩、第2回、3回農業練習生の⑬⑭の記事の2つに分ける。

① 15年5月4日「泰からの二君 士林の農伝へ入所 日本の農業知識も注入」

昨年9月中旬はるばると白象の国泰国から来台したバンコック生まれのサナン・ラタナセン(20)君とスポット・イカニナン(20)君の二人はその後、台北商工会議所花香主事と台北高商奥野講師の斡旋で台北高商へ特別生として入学日泰親善の楔として母国のために東亜の盟主日本の商業教育を専心習得していたが最近では約九か月の日本生活にも馴れ不自由であった日本語も同君共に流暢に話せる様になり非常な張切方であるが愈々実地訓練の

為に士林農業伝習所へ四日から入所し鋤の戦士として汗みどろになり

—略—

④ 15年12月7日「台湾の冬は寒い 『糖試』に泰国留学生二人」

熱帯農業技術経営技術を先進国の台湾に学ぶ為友邦泰国から選ばれて二人の留学生が台湾に送られてきた、サナン・ラタナセン(22) スポット・イカニナン(21) 両君で二人ともバンコック高等学校の学生でインカニナン君は農業専攻、ラタナセン君は英文学専攻という変り種、昨年九月日泰両国商工会議所の斡旋で台湾に來るとすぐ台北師範付属学校に入学、ここで約四ヶ月間日本語を勉強、それ以来台北市富田町農業試験所で研究生生活を続けていたが、ラタナセン君は希望する糖業研究の為この程台南市竹〇〇の糖業試験所に移り耕種科竹下武雄技師の下で糖業第一科より勉強を始めている、耕種科実験室にラタナセン君を訪ねると国防色の作業服を無造作にひっかけた柔和な感じの青年ははにかみながら

私達の学校でも以前は英、仏、独語が選択語学になっていましたが最近では学校にも日本語科ができたりして迎も日語熱が盛んです、私もこちらに來る前一ヶ月余り日本語を習いましたが英語と違って日本語は仲々六ヶ敷いと思いましたが、台湾は泰国と似たような気候ですが冬は少し寒くて困ります —略—

⑤ 16年3月13日「喜びの夢は故国へ 留学生派遣実現？」

【台南電話】泰仏印紛争は十一日午後四時円満安結を見たが祖国泰の安否を気遣いながら今は糖業研究所に糖業の研究をつづける泰国留学生サナン・ラタナセン(二三)君を農芸化学研究室に訪ねる祖国泰の輝かしい前途と友邦日本の厚誼に感謝の瞳を輝かせながら巧ではあるがあまり難しい日本語の判らぬ同君は村雲技手を通じて喜びを語る —略—

①の記事から、昭和14(1939)年9月中旬にバンコク出身のサナン・ラタナセン(20)君とスポット・イカニナン(20)君の2名が台湾に留学し、約9か月の台湾での生活を日本の生活としている。④の記事では、サナン・ラタナセン(22)君とスポット・イカニナン(21)君が1939年9月日本とタイ両国の商工会議所の斡旋により台湾に來た後、台北師範付属学校で4か月日本語を学び、農業試験所で研究生生活を続け、サナン・ラタナセン君は専門機関である糖業試験所に派遣されていることが記されている。前章⑧の記事「台湾からタイへ」「2. 日本からタイへ帰国途中での台湾

視察」参照)においてバンコク日本語学校一行10名が、1941年6月13日に農業試験所を見学しスポット・イカニナンに会っていた。1940年12月には、スポット・イカニナン君は農業試験所で研修している。また、④の記事で、サナン・ラタナセン君は、バンコクで1か月日本語を学んでいると述べている。どこで学んだかという記述はないが、バンコク日本語学校設立が、1938年12月であることから、バンコク日本語学校で学んだ可能性が高い。⑤の記事でサナン・ラタナセン君の年齢が23才とある。①の記事で20と記載されているが、この時は21であろう。⑤の記事は、フランスに割譲したタイの失地が日本の仲介により、1941年5月に東京でタイ・フランス平和条約の調印がされ、タイに失地が戻り、3月11日には既に円満に安結されたと記され、その喜びを第1回のサナン・ラタナセン君がインタビューに答えている記事である。あまり難しい日本語はわからないと記されている。

⑩ 16年10月9日「第二回泰国農業練習生来台」

台湾商工会議所ではタイ日本商工会議所の依頼により一昨年来タイ国農業練習生の指導養成に着手してきたが七日、バタビア丸にて第二回練習生ピニット・シリセン君(二十六歳)が高商鈴木教授と同伴して来台した

同君は中学校四学第年修業後盤谷日本語学校特別科二期を修了し内務省土木局に勤務して居た者であるが台北では国民学校で日本語を習得の上総督府農業試験所練習生として入所することになって居る

⑪ 18年5月5日「日本農道の把握へ 台湾で励む泰国留学生」

大東亜共栄圏の一翼として共存共栄の契りも固く結ばれた日泰両国の親善は日増しに強固となり、同盟国として大東亜戦完遂に共同の道を歩んできたが今回更に盟主日本の力強き躍進を手本に泰国産業開発第一線の指導者として第三回産業留学生を派遣、日泰親善、産業開発、通商促進に一段の拍車をかけ前の留学生サナン、ナラタセン君は留学を了え、目下泰国の農業指導者として日本の農業精神を基底とし、新興泰国の興隆に力を尽くしているが今回更に台湾商工会議所に依り第三回練習生としてスッチャイ・イエオーバーツ君(二六)、シニット・シリシーン君(二六)を招致、泰国興隆に、農業開発に資せんとして全般協力、躍進日本の力強き錬成の中に孜々として勉学しているが、スッチャイ君及シニット君は昭和十七年九月渡台、第一師範付属第一国民学校に日本語を修了、スッチャイ君は目下台南糖業試験所に入所、甘蔗の育成栽培と製糖業及製糖副産物の研究に邁進してい

る、シニット君は綿作栽培研究に嘉義市農事試験に入所している、スッチャイ君は新興泰国の頼もしき姿を動作に現しつつ流暢なる国語で左の如く語る

泰国では共栄圏の盟主として、日本に対する研究及び日本語は仲々盛んで毎日三時間がこの為に振り当てられている、母国に於ても自分は一生懸命やって来たが未だ未熟である、今回の泰国の留学生として日本に來た喜びも聖戦下に於ける日本の充実振り余裕綽々とした生活を見て日本の国力に対する讃嘆の辞を何に依って表現して良いやら判らない、泰国もピブン首相統裁下に泰国一致して米英撃滅に邁進している、今回第三回の練習生として当地に参り泰国産業の開発に全力を傾注、留学中の成果を遺憾なく發揮共栄圏のために働く心算である

と心強き言葉で述べ、又台南商工会議所本理事は左の如く語る

台湾商工会議所主催としてスッチャイ、シニット両君の渡台を見たが、スッチャイ君は高等学校を三年、更に大学に通ったインテリ青年で此の前途有望な青年たちを日本へ留学させる事に付いては洵に邦家の為に慶賀に堪えない所である、一中略一

今後も産業留学生が更に、第四、第五回として日本農業技術進得に渡台する事になっているが及ばず乍ら全力を尽して日泰親善、泰国産業開発に貢献したい心算である

⑫ 18年5月9日「泰国産業練習生更に修行続行」

泰国産業練習生として台北市に於て夫々実習を続けていた、ピニット、スッチャイ、クチョートの三君は今回首尾よく実習を習得したので更に希望の学課を先行することとなり台湾商工会議所が当該官衙と交渉の結果、其諒解を得、夫々その箇所に修業を続けることになった、即ちピニット君は農業試験所で一般農業を修得の上今回嘉義農業試験支所に入って綿業の専攻をなし又スッチャイ君は台北第一師で国語及び日本の生活状態並に日常の作法を修習、国民学校卒業程度の実力を得更に進んで糖業試験所で糖業を研究、クチョート君は同じく台北第一師で規程の課目を修得し農業試験所で一般農業に関する知識経験を研究することになり目下夫々その場所で懸命に勉学にいそしんでいる

⑩の記事は、台湾商工会議所がタイ日本商工会議所に依頼され、一昨年である昭和14(1939)年からタイ農業練習生の指導養成を行ってきたこと、タイ内務省土木局勤務であった第2回の農業練習生ピニット・シリセン(26)君が

台湾に来る前に、バンコク日本語学校特別科2学期を終え、昭和16(1941)年10月7日に来台し、台北の国民学校で日本語を学んでいることが記されている。山口(2016)は、特別科について日本留学を目指す者や日本留学が決まっている者が学ぶとしている(p.123)。⑩の記事では、サナン、ナラタセン君としているが、第1回留学生のサナン・ラタナセン君と思われる。昭和18(1943)年5月の時点で既にタイに帰国し農業指導者として活躍していることが記され、第3回練習生としてスッチャイ・イエオーバーツ(26)君、シニット・シリシーン(26)君2名が昭和17(1942)年9月に来台し、第一師範付属第一国民学校で日本語を学び、その後、それぞれ専門の研究機関に配属されていることが記されている。タイで日本研究や日本語が盛んで、毎日3時間学んだ様子や、台湾に来たことを日本に来たと認識している。また、受け入れ側である台湾商工会議所も日本へ留学させる認識であり、第4・5回もタイから台湾に留学生を受け入れる計画があった。⑪では、第2回のピニット・シリセン(26)君と第3回スッチャイ・イエオーバーツ(26)君、さらにクチョート君が実習を終えたことが記され、それぞれの研究機関に派遣されることが記されている。クチョート君についていつ台湾に来たのかの記述がないが、第3回である可能性が高い(「3. 留学生受け入れ計画」⑪記事参照)。スッチャイ・イエオーバーツ(26)君は台北第一師で、クチョート君も台北第一師で規程の科目を終えた後、農業試験所に派遣されることが記されている。ここでも、留学生も受け入れ側も日本への留学という認識であったことが読み取れる。

これら①④⑤⑩⑪⑬⑭の記事から、タイからの留学生として、第1回は1939年9月来台のサナン・ラタナセン君とスポット・イカニナン君の2名、第2回は1941年10月来台のピニット・シリセン君1名、第3回は1942年9月来台のピニット・シリセン君、スッチャイ・イエオーバーツ君で、クチョート君も第3回と考えられるが、いつ来台したか記述がない。しかし、第3回はこれらの3名であろう。

2. 日本への留学途中での台湾視察

⑬⑭は、国際学友会へ留学するタイ人が台湾へ寄った記事である。河路(2007)は1942年の招致タイ留学生を6名としている。その招致タイ留学生が、日本に来る前に台湾に寄っている。

⑬17年9月16日「日本へ留学の泰国派遣学生 一行八名寄台」

国際学友会の招聘を受け日本に留学する盟邦泰国派遣のセイナコン・スクトラクン(十六)君外七名の男女留学生

一行は打合せのため帰国する大使館書記官相磯嘉雄氏に伴われ日本への留学途上寄台した

⑭17年9月17日「憧れの盟主日本へ 友邦タイ国から “留学生”七名」

国際学友会の招聘を受け泰国より派遣された盟邦泰国の日本留学生一行七名はバンコック駐在大使館書記官相磯嘉雄氏に伴われ日本への留学途次寄台したが相磯書記官は次の如く語る

留学生は男四名女三名でみなバンコック出身です、あちらでは中等程度の学校を卒業した優秀な人物揃いで年齢は十五、六歳程度の元気盛んな真面目な人達ばかりです、一同は東京に行きしっかり勉強するんだと、大変な張り切り方です、一中略一、留学期間は男子七年女子四年で今の処どの学校に入学するか決定して居ません

又一行の年長者であるピソムダムロン・ナハスバスチさん(二三)は東京駐在泰国大使館員某氏の夫人で一略一

⑬の記事ではセイナコン・スクトラクン(16)君外7名の男女留学生一行とし、⑭でも日本留学生一行7名となっている。一名はタイ大使館員夫人であるピソムダムロン・ナハスバスチ(23)さんである。この1名を除くと河路(2007)が述べたように6名である。セイナコン・スクトラクン(16)君は、河路(2006)の名簿ではティナーコン(Thinakon Suktrakun)となっており(p.481)、河路(2007)では15才とし、進学先として福岡高等学校をあげ、1944年7月30日福岡の海岸で事故死した(p.80)ことを報告している。

3. 留学生受け入れ計画

台湾での留学生受け入れ計画についての記事が③と⑪にあがっているので、見ていく。

③15年9月27日「泰国から我国へ 留学生派遣の希望 実現？」

新興泰国より友邦日本へ青少年の留学生を是非派遣したいと云う事を最近同国文部省より日本商工会議所へ依頼して来ている、この留学生派遣は日泰親善の一助そして計画されたもので新興の意気に燃える白象の国の青少年に我が日本の優秀なる産業技術を修得させ将来の泰国産業戦士として活躍させようとするものである、同国側の計画としては盤谷日本商工会議所並に日本文化研究所の斡旋で毎年四、五十名の留学生を日本内地に派遣農業、工業、

商業等の技術並び実務を約三ヶ年に亘って修得させ様と云うもので台湾にも派遣される様である、同留学生派遣に就いて台北商工会議所花香書記長は次の様に語った

日泰文化、経済提携として新興泰国の留学生派遣を日本に依頼して来たので当方でも大に尽力するつもりでいるこの留学生派遣は昨年九月以来台北の農業試験所で農業実習をやっているスポット・インカニサン並にサナン・ラタナーセンの両君の成績良好なのに顧みて計画された様に思える台湾は台湾としての方法で行く積りだ、在留期間は三年ぐらいであるが人員は十名位になるだろう、然し将来は二十名位にしたいと思っている、身体強健、意思堅固な泰国中学校三年以上の学力を有する二十歳前後の泰国青年が来る、勿論日本語を教えなければならぬし寄宿舎も設け在る程度日本的指導を行う考えである、一略一

⑩ 17年6月10日「泰国留学生廿名 本年中来台決定

日泰親善に一段と拍車」

東亜の盟主日本への憧憬を抱いて潮路はるばる支那泰国からの留学生は既に商議所の斡旋で二名の来台を見ているが、督府外事部では日泰親善、文化提携の見地から東亜の指導国として先進日本の文化技術の共栄圏進出に当たり之が尖兵ともなるべき留学生の誘致について豫て折衝中の所、回国に於ける日泰文化協会の斡旋に依り督府の経費負担で新に三名の留学生が来台することに決定、引続き本年度内には本島に男女合せて二十名の泰国留学生を見る事になった、之等は専門学校各種試験所等に本島の熱帯的特殊事情に基く糖業農業等各種研究に専念することになっているが既に厦門から督府に対する小学校教員、警察官の教養依託、広東省留学生の派遣等友邦中国からの留学生来台と相俟って文化を通して共栄圏内の親善強化に一段の拍車をかけるものとして多大な期待がかけられて居り督府外事部では今後に於ける之等留学生の増加趨勢に鑑み学寮設備の計画を進めている。

上記③の記事では、バンコク商工会議所や日タイ文化研究所が日本に毎年、4、50名留学生を送っている⁷⁾ように、台湾にも派遣しようという動きがあり、寄宿舎も設けようとしていた記事である。第1回のタイからの留学生であるスポット・インカニサン君とサナン・ラタナーセン君が優秀であることから、昭和15(1940)年時点で10名の受け入れの施設整備の計画があったことが記され、将来的に20名の受け入れ計画があったことがわかる。⑩の記事で日タイ文化協会斡旋により台湾総督府の経費負担で3名の留学生が決定とある。これは、第3回の留学生を指したものと思

われる。「タイから台湾への留学」でみた⑦の記事では、クチャート君がどのような経緯で台湾に来たのかわからなかったが、この⑩の記事の中に昭和17(1942)年6月に3名の留学生が来台することに決定とあることから、スッチャイ君とシニリット君とクチャート君3名が第3回のタイからの留学生であると考えられる。さらに、20名のタイから留学生を受け入れることになったことが記されている。③の記事では、1940年からタイ人留学生10名の台湾への受け入れが計画されていたが、⑩の記事では10名の来台についての記述がないことから、1942年6月時点で施設整備は実現されていないと言える。

考察・結論

1. 考察・結論

「台湾日日新報」の記事の中からタイと台湾の日本語普及に関連した17の記事を、「台湾からタイへ」「タイから台湾へ」の2つに分け、さらにそれを内容ごとに3つに分けて見てきた。その結果、多くのことが読み取れた。

「台湾からタイへ」では、「実業実習生」「日本からタイへ帰国途中での台湾視察」「教科書送付」の3つに分けた。「実業実習生」では、1940年に14名、1941年に15名がタイに派遣され、さらに1942年に20名の派遣に対し、1,000名の応募があったことから、その人気の高さが読み取れた。「日本からタイへ帰国途中での台湾視察」では、1940年6月と1941年6月にバンコク日本語学校学習者が日本への視察後に台湾視察を行い、1940年の視察では星田晋五に引率されて台湾視察を行っていたこと、1941年の視察では、タイからの留学生が研修している農業試験所を見学し、タイ人留学生に会っていたことがわかった。「教科書送付」では、1941年6月時点でバンコク日本語学校への入学者が多く、教材が不足したため、台湾総督府がバンコク日本語学校へ『日本語読本』を500部送っていた。

「タイから台湾へ」では、「タイから台湾への留学」「日本への留学途中での台湾視察」「留学生受入れ計画」に分けた。「タイから台湾への留学」では、タイから農業練習生として第1回1939年に2名、第2回1941年に1名、第3回1942年に3名が台湾総督府の経費で留学していた。タイからの留学生は、台湾で日本語教育を受けた後、専門機関で研修を受けていた。さらに、第4回、第5回も留学生を受け入れる計画であったこと、留学生も受入れ側も台湾への留学は日本への留学だと認識していたことがわかった。「日本への留学途中での台湾視察」では、招致タイ留学生が国際学友会に留学する前に台湾を視察していたことがわかった。「留学生受入れ計画」では、タイからの留学生を将来的に

20名に増やし、日本語教育を行うことや、留学生のための設備を整備する計画があったことが読み取れた。

これらのことから、タイの日本語教育史にとって以下の点で台湾との交流を示すことができたと言える。まず、バンコク日本語学校と台湾の関係については、1940年6月と1941年6月にバンコク日本語学校学習者が日本での視察後に台湾に寄っていたこと、台湾総督府からバンコク日本語学校に教科書が送られていたこと、第2回1941年のタイから台湾に留学した農業練習生が来台前にバンコク日本語学校で日本語教育を受けていたことである。タイと台湾における日本語教育については、タイ人留学生である農業練習生が台湾で日本語教育を受けていたことである。このように「台湾日日新報」から、タイと台湾の日本語普及に関する交流があったことが読み取れた。これまでのタイの日本語教育史研究においては、日本とタイの二国間のみで考えられていた。しかし、今後のタイの日本語教育史研究は、地理的にもタイと日本の間にある、台湾を見据えた研究や南洋全体を含んだ研究も必要であると考えられる。

2. おわりに

本稿は、国立台湾図書館の検索を用い、「台湾日日新報」からタイと台湾の日本語普及に関する記事を抜き出し、タイと台湾において日本語普及に関する交流があったことに言及した。しかし、「台湾日日新報」の記事の紹介になってしまったことは否めない。ただ、タイの日本語教育史を考える上で台湾を見据えた研究が必要であることの提言になったと思う。今後は、これらのさらなる検証が必要であろう。

チェンマイ日本語学校学習者の述べていた台湾人に関しては、蔡(1996)にあったように、台湾総督府が推し進めた文化工作として台湾人を東南アジアに派遣したと考えられるが、それ以上の詳しい情報やチェンマイに関する資料を得ることはできなかった。当初の目的であった、チェンマイ日本語学校の資料については、台湾研究古籍資料庫(中央研究院台湾史研究所)や台中にある国立公共資訊図書館にある可能性もあり、課題として今後はこの2つの機関に残されている資料を調査しなければならないと考えている。

附記

本稿は、2020年11月29日(日)の日本語教育学会秋季大会での発表「戦時下の日本語普及におけるタイと台湾の関係―『台湾日日新報』を中心に―」に加筆・修正したものです。尚、台湾出張は科学研究費19K13240の助成を受け行いました。

注

- 1) 詳しくは、山口(2016)を参照のこと。
- 2) 山口(2016)は、日本語普及の具体的な実施手段である日本語教育を下位に位置づけている。
- 3) 「台湾日日新報」は、1898年6月から1944年3月まで刊行され、台湾の日本統治期において最大規模の新聞であった(丸善雄松堂学術情報ソリューション事業部(2019))。
- 4) 省略した記事の中には、台湾での視察が細かく記述されており、それを表にしたのが以下である(表2)。
- 5) 台湾南方協会は、1939年11月に設立された(台湾日日新報(1941))。
- 6) 2013年10月にバンコクに行った際、タイ王国元日本留学生協会で戦後日本語を学んだ会員から当時使用した教科書『日本語読本』を見せてもらった。その奥付には「中華民國59年4月1日再販」とあった(写真1、2とも2013年10月筆者撮影)。1970年に台湾で印刷された『日本語読本』がタイ王国元日本留学生協会に使われていた。

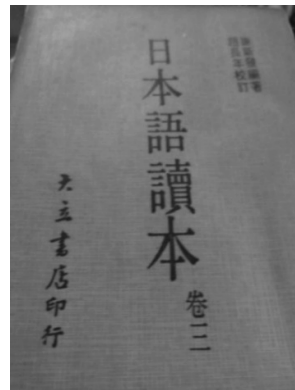


写真1. 『日本語読本』表紙

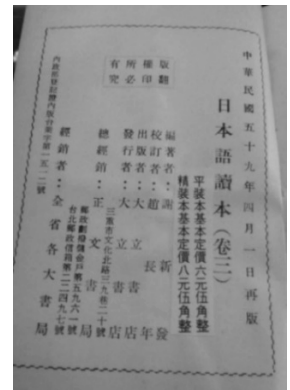


写真2. 『日本語読本』奥付

表2. 1941年台湾視察

月日(曜日)	視察	宿泊
6/8(日)	14:00蓬萊丸基隆着、16:55台北駅着南方協会職員2名引率され台湾神社、18:00教員会館着	教員会館
6/9(月)	9:30台北駅南下、台中下車、芭蕉検査所、農事試験所、台中公園見学	台中
6/10(火)	台南神社、糖業試験所、安平、孔子廟、	?
6/11(水)	嘉義農業試験所、営林所製作所見学して同夜帰北	教員会館
6/12(木)	南方協会、大稻埕を散歩、督府博物館見学	
6/13(金)~	9:00督府農業試験所にスポット・イカニナン君を訪問、台北帝大、工業学校見学	
6/17(火)	基隆から西貢丸でタイに帰国	

7) 河路 (2003) はタイからの留学生を受け入れるために国際学友会が設立されたとし、タイ人留学生について詳しく記している。

文献

卞鳳奎 (2002)：二十世紀前半タイ国における台湾籍民の活動。南島史学 **60**, 19-35.

蔡史君 (1996)：日本の南進における文化工作と華僑政策—「台湾本島人利用論」を兼ねて—。重点領域研究総合的地域研究成果報告書シリーズ：総合的地域研究の手法確立：世界と地域の共存パラダイムを求めて **27**, 京都大学, 57-74.

河路由佳 (2003)：国際学友会の成立と在日タイ人留学生—1932-1945の日タイ関係とその日本における留学生教育への反映—。一橋論叢 **129(3)**, 一橋大学, 301-313.

河路由佳 (2006)：非漢字圏留学生のための日本語学校の誕生。港の人, 神奈川。

河路由佳 (2007)：立体的理解を可能にするオーラル資料と文字資料の併用—1942年度・1943年度のタイ国招致学生事業における在日タイ国留学生に関する調査研究の事例から—。日本オーラル・ヒストリー研究 **3**, 75-97.

北村武士・ウォラウト・チラソンバット (2001)：昭和13年の日本—タイ文化研究所日本語学校設立について—星田晋五の仕事を中心に—。バンコック日本語センター紀要 **4**, 国際交流基金/バンコックセンター, 137-145.
丸善雄松堂学術情報ソリューション事業部 (2019)：台湾日日新報。http://kw.maruzen.co.jp/ln/bn/12-2019-918.pdf (2021年11月22日検索)。

松宮一也 (1938)：日暹文化事業実施並調査報告書。アジア歴史資料館, RefB04011324800.

中村孝志 (1980)：「台湾籍民」をめぐる諸問題。東南アジア研究 **18(3)**, 66-89.

台湾日日新報 (1941)：南方協会再出発へ 設立後一年余の輝かしき使命 全役員一応。総辞職。1941.10.9.夕刊, 14938号1.

玉置充子 (2019)：台湾人の東南アジア進出の歴史的展開—1930～1940年代のタイを中心に—。拓殖大学台湾研究 **3**, 27-53.

山口雅代 (2016)：戦前・戦中のタイにおける日本語普及と諜報工作。大空社, 東京。

山口雅代 (2020)：戦時下の日本語普及におけるタイと台湾の関係—「台湾日日新報」を中心に—。日本語教育学会秋季大会。

吉川利治 (1994)：泰緬鉄道。同文館, 東京。

Exchange on the spread of Japanese between Thailand and Taiwan in “Taiwan Nichinichi Shinpo”: From a search at the National Taiwan Library

Masayo YAMAGUCHI

School of Education, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Nagoya Campus),
2-16-29, Marunouchi, Naka-ku, Nagoya City, Aichi 460-0002

Abstract : Seventeen (17) articles on the spread of Japanese in Thailand and Taiwan were extracted from the “Taiwan Nichinichi Shinpo” in the National Taiwan Library. The articles were divided two groups: “From Taiwan to Thailand” and “From Thailand to Taiwan”. Each group was divided into three parts based on content. Exchanges between Thailand and Taiwan regarding the spread of Japanese language were found as a result. In “From Taiwan to Thailand”, students of the Bangkok Japanese Language School stopped by Taiwan on the way back from visiting Japan. Further, textbooks were sent from the Governor-General of Taiwan to the Bangkok Japanese Language School. In “From Thailand to Taiwan”, international students from Thailand received Japanese language education in Taiwan after studying at the Bangkok Japanese Language School. We also learned that a student who studied at the Bangkok Japanese Language School stopped by Taiwan while studying abroad in Japan. To date, only exchange between Japan and Thailand has been considered in the history of Japanese language education. However, future research on the history of Japanese language education in Thailand will require research with an eye on Taiwan.

(Reprint request should be sent to Masayo Yamaguchi)

Key words : National Taiwan Library, Taiwan Nichinichi Shinpo, Governor-General of Taiwan,
the Bangkok Japanese Language School

特別養護老人ホーム介護福祉士の心身の健康状態と仕事のやりがい・有能感との相関性

山下喜代美・櫻井恵美

東京福祉大学 社会福祉学部 (伊勢崎キャンパス)

〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町 2020-1

(2021年11月29日受付、2022年2月17日受理)

抄録：本研究の目的は、特別養護老人ホームに勤務する介護福祉士の心身の健康状態と仕事のやりがいや有能感との相関性を検討することである。関東圏の特別養護老人ホーム777施設のうち200施設を無作為に抽出し、各施設3名、合計600名の常勤で勤務する介護福祉士を調査対象とした無記名自記式質問紙調査を行った。調査内容は、仕事のやりがい感や有能感、質問紙「健康チェック表THI」を用いた心身の健康状態である。回収率17.0%で、このうち回答に不備があった5名とパート勤務者であった1名を除外した96名が分析対象となった。「抑うつ」と「生活不規則性」は男女とも基準集団に比べ20ポイント以上高く、これらには中等度の正相関があった。仕事のやりがい感や有能感は、神経症、総合指数、生活不規則性と軽度または中等度の逆相関があった。本結果は、特養介護福祉士の心身の健康を維持するための支援として、仕事のやりがいや有能感を高めることも有効であることを示唆している。

(別刷請求先：山下喜代美)

キーワード：特養介護福祉士、質問紙「健康チェック表THI」、仕事のやりがい感－健康相関性、仕事の有能感－健康相関性

緒言

高齢社会の進展とともに要介護（要支援）認定者数は増加している。2019年における介護サービス施設・事業所介護従事者は約185万人（厚生労働省，2021a）であるが、今後の介護サービス量の増加に伴う介護職員の必要数は、2023年度には約233万人、2025年度には約243万人、2040年度には約280万人となると推計されている（厚生労働省，2021b）。国は、介護職員の人材確保として介護職員の処遇改善、潜在介護人材の呼び戻し、新規参入促進として介護福祉士を目指す学生への奨学金制度、ボランティアを行う中高年齢者への入門的研修・職場体験の実施、離職防止・定着促進、生産性向上等を計画的に実施してきた（厚生労働省，2017）。これらの介護職員の量の確保の政策により、介護現場では、介護福祉士資格保有者以外にも、初任者研修修了者、無資格者等が介護職員として介護業務に従事している。今後さらに増大する介護ニーズに対して、サービス提供量の確保と並び、サービスの質的向上が重要な課題である（厚生労働省老健局，2003）といわれているが、介護福祉士は、名称独占の国家資格であるため、同じような業務を無資格者も行っている状況にある。

介護福祉士資格保有者は、介護の質の向上を担う人材であり、事業所の中では中心的な存在になるべきである。同時

に、それに見合うだけの自覚と対価が必要であることは言うまでもない。藤井（2015）は、そもそも資格がなくても介護職員になることはでき、資格があろうがなかろうが従事できる介護業務に差はないと述べており、また介護の専門性に目覚め、専門職として学び成長していきたいと考えている者は少なくないが、そうした職員が報われにくい現状があると述べている。笹谷ら（2007）は、介護福祉士の労働環境を改善していくことは、介護の質を高めることにつながるかと考え、それには介護福祉士の独占業務や資格取得方法の一本化が望まれると述べている。しかしながら、介護福祉士国家試験義務化に向けた状況に鑑みると、2007年に法律で義務化が決定したものの、その後経過措置の延長が繰り返され、2020年2月においてさらに延長が決定された（厚生労働省，2020）。介護従事者の質の向上と量の確保が求められ、未だ法制度における介護福祉士国家試験義務化が実行されない状況において、介護の質の向上を担うべき介護福祉士が、やりがいをもって長く働けるようにするための支援は急務である。

安次富（2011）は、職務満足感、職務継続意識が強い人はストレス反応（症状）が少なく、ストレスを感じないと回答をした者も同様にストレス反応（症状）が少なかったと述べている。また、廣野（2018）は、ストレス対処能力（SOC）の視点から介護職員と仕事満足度について質的研究を行

い、介護職員の有意味感は負担の多い職務であっても他の職員との良好な関係の中で役割を果たし続ける中に、介護職員としての誇りを見出すことがストレス緩和に有効であったと述べている。これらの研究は、無資格者も含めた介護職員を対象としたものが多く、介護福祉士資格を保有する介護職員の状況を表しているとは言い難い。介護分野において介護の質の向上を担う介護福祉士が、やりがいをもって働くための要因をストレスや健康状態から検討することは意義があると考ええる。

そこで本研究は、特別養護老人ホームに勤務する介護福祉士がやりがいをもって働き続けられるようにするための要因を明らかにするための基礎資料として、介護福祉士の心身の健康状態と仕事のやりがいや有能感との相関性を検討することを目的とした。

研究対象と方法

1. 調査対象者と調査期間

全国老人福祉施設協議会会員施設名簿から、関東圏にある特別養護老人ホーム777施設のうち、200施設を無作為抽出し、各施設3名、合計600名の常勤で勤務する介護福祉士を調査対象候補とした。

調査期間は、2020年1月～2020年2月である。

2. 調査方法

調査方法は、郵送による無記名自記式質問紙調査である。研究協力の依頼状と調査用紙を同封し施設長宛てに郵送した。施設長には性別、年齢、経験年数にかかわらず、常勤で勤務する介護福祉士資格保有者3名の選定を依頼した。また3名の選出が難しい場合は、可能な人数でよいことを依頼状に記入した。施設長から選定された介護福祉士には、自由意志に基づいて調査用紙に回答したのち、個別に封入しポストに投函するよう依頼した。調査用紙は無記名とするが、質問紙「健康チェック票THI」の結果を希望する対象者には、結果を郵送するための住所と氏名を記入してもらった。

3. 調査内容

調査用紙は2部構成とした。調査用紙①は対象者の基本属性と仕事のやりがい感と仕事の有能感についての質問で構成した。「仕事のやりがい感」は、「現在の仕事にやりがいを感じていますか」との質問について5件法で回答を求めた。回答の選択肢は、「全く感じない:1点」「感じない:2点」「どちらともいえない:3点」「感じる:4点」「非常に感じる:5点」とした。仕事の有能感は、蘇ら(2007)が特養介護職員

を対象とした仕事の有能感についての探索的研究で作成されたものである。質問項目は、第1因子「業務の達成」3項目、第2因子「能力の発揮・成長」6項目、第3因子「仕事上の予測・問題解決」3項目で構成されており、5件法での回答を求めるものである。質問の具体的内容は以下の通りである。第1因子「業務の達成」は、「仕事の目標は常に達成している」「毎日の業務を十分にこなしている」「与えられた課題をうまく遂行している」。第2因子「能力の発揮・成長」は、「仕事で自分の知識や技術を十分に発揮している」「仕事を通じて自分の能力を伸ばし、成長している」「新たな能力を獲得するため、積極的に挑戦している」「チームの目標を達成できるように取り組んでいる」「チーム内で仕事上の決定をするとき、自分の意見を言える」「チーム内で自分の存在の重要性を認めてもらえるように取り組んでいる」である。第3因子「仕事上の予測・問題解決」は、「仕事上起こりうる状況を予測しながら仕事ができる」「仕事上の問題はだいたい解決できる」「いつもと違うことが起こっても迅速かつ適切に対応できる」である。回答の選択肢は、「全くそう思わない:1点」から「非常に感じる:5点」である。蘇ら(2007)の研究対象者は介護職員を対象としているが、対象者の内訳をみると介護福祉士資格保有者が62.8%を占めているため、本研究対象である特養介護福祉士にも仕事の有能感尺度としてそのまま使用することとした。

調査用紙②は、「健康チェック票THI」(鈴木ら, 2005)とした。この「健康チェック票THI」は、回答者本人の自覚症状、訴え、好み、生活習慣、行動特性などに関する130問の質問で構成されており、本人の「はい」、「どちらでもない」、「いいえ」の3択の回答に対して、それぞれ3, 2, 1点を与え、身体面および精神面、生活面に分類して尺度得点を集計する。これにより、身体面の症状尺度として①多愁訴(だるい・頭重・肩こりなど)、②呼吸器(咳・痰・鼻水・喉の痛みなど)、③目や皮膚(皮膚が弱い・目が充血するなど)、④口腔・肛門(舌が荒れる・歯茎から出血する・排便時に出血するなど)、⑤消化器(胃が痛む・もたれるなど)。精神面では⑥直情径行(イライラする・短気・カッとなるなど)、⑦虚構(欺瞞性・他人を羨む・虚栄心など)、⑧情緒不安定(物事を気にする・対人過敏など)、⑨抑うつ(悲哀・孤独・憂うつなど)、⑩攻撃(積極性・反対は消極的)、⑪神経質(心配性・苦勞性など)。生活面では⑫生活不規則(宵っ張りの朝寝坊・朝食抜きなど)、精神障害との関連では⑬心身症(身体に対するストレスなど)、⑭神経症(心の悩み・心的不安定など)、⑮統合失調症傾向(思考・言動の不一致など)、および⑯総合指数(心身両面の全般的な不調感)の評価が可能である。

4. 分析方法

1) 各質問項目の記述統計量を算出

対象者の基本属性、「仕事のやりがい感」は単純集計をした。調査用紙①の仕事の有能感尺度は、「業務の達成」3項目、「能力の発揮・成長」6項目、「仕事上の予測・問題解決」3項目について、それぞれ該当する質問項目の合計得点を算出後項目数で除した。

調査用紙②の「健康チェック票THI」16の症状項目の尺度得点については、すでに評価が行われた成人男女それぞれ約6千人の基準集団の結果をもとに作成された尺度得点の標準分布（浅野ら, 2005）と照合して、基準集団におけるパーセンタイル値を求め、その数値を症状パーセンタイル値とした。

2) 「健康チェック票THI」による症状パーセンタイル値と仕事のやりがい、仕事の有能感との相関性

「健康チェック票THI」による症状パーセンタイル値と「仕事のやりがい感」、「仕事の有能感尺度」との相関性を求めるため、スピアマンの相関係数(ρ)を求めた。このときの仕事の有能感尺度「業務の達成」、「能力の発揮・成長」、「仕事上の予測・問題解決」は、それぞれの該当する質問項目の合計点を使用した。相関係数が $-0.2 < \rho < 0.2$ は相関性はほとんどない、 $0.2 \leq \rho < 0.4$ を軽度正相関、 $0.4 \leq \rho < 0.7$ を中程度正相関、 $0.70 \leq \rho$ は高度正相関、 $-0.4 < \rho \leq -0.2$ を軽度逆相関、 $-0.7 < \rho \leq -0.4$ を中程度逆相関、 $\rho \leq -0.7$ は高度逆相関とした。

分析にあたり「健康チェック票THI」解析ソフト プラス_03版をNPO国際エコヘルス研究会（伊勢崎市）から購入し、基準集団におけるパーセンタイル値を算出した。また統計処理はエクセル統計2012（社会情報サービス、東京）と、IBM SPSS Statistics 25.0（IBM、東京）で行った。

5. 倫理的配慮

施設長及び対象者宛ての配付文書を通して、研究の目的や意義、協力内容や方法、個人情報の保護、研究協力の自由、研究成果の公表等を説明した。健康チェック票THIには、氏名や住所を記入する欄があるが、自身の健康チェック表THIの結果を希望しない場合は、氏名や住所を記載する必要のないことを明記した。調査への協力が得られる場合は、自由意志に基づいて調査用紙に回答後、個別にポストへの投函を依頼し、調査用紙の返信をもって研究協力の同意を得たものとした。健康チェック票THIの結果を希望する者には、同封した結果返信用宛名ラベルに住所や氏名を記入することとしたが、研究用のデータにそれらを書き写すことはしなかった。

研究の実施にあたっては、東京福祉大学倫理・不正防止専門部会の研究倫理審査を受けて承認を得た（承認番号：東福大倫審2019-08号）。

結果

1. 対象者の基本属性

102名から回答があり（回収率17.0%）、このうち回答に不備があった5人とパート勤務者であった1名を除外した96名を分析対象とした。対象者の属性を表1に示す。平均年齢は38.23（±10.14）歳、平均経験年数は11.84（±6.55）年、平均転職回数は1.0（±1.40）回、1か月の平均夜勤回数は、4.32（±2.11）回であった。

2. 仕事のやりがい感と仕事の有能感

「仕事のやりがい感」は、平均3.56点（±0.88）であった。全体に占める割合では、全く感じない1.0%、感じない9.4%、

表1. 対象者の基本属性

(N = 96)

	n／平均	%／SD
性別		
男性	50	52.1
女性	46	47.9
年齢（平均）	38.23	10.14
経験年数（平均）	11.84	6.55
0.5～5年	16	16.7
6～10年	28	29.1
11～15年	24	25.0
16～20年	18	18.8
20年以上	10	10.4
夜勤回数（平均）	4.32	2.11
0回	10	10.4
1～3回	13	13.5
4～6回	65	67.7
7～9回	7	7.3
10回以上	1	1.1
転職回数（平均）	1	1.40
役職		
あり	47	49.0
なし	49	51.0
特養		
従来型	65	67.7
ユニット型	27	28.1
その他	4	4.2
資格所得方法		
大学	5	5.2
短期大学	3	3.1
専門学校	32	33.3
高校	4	4.2
実務経験ルート	52	54.2

どちらともいえない35.4%、感じる40.6%、非常に感じる13.5%であった。

仕事の有能感尺度の「業務の達成」、「能力の発揮・成長」、「仕事上の予測・問題解決」については、尺度に該当する項目の合計点を算出後項目数で除した。「業務の達成」は平均3.21(±0.72)、「能力の発揮・成長」は平均3.38(±0.57)、「仕事上の予測・問題解決」は平均3.44(±0.54)であった。

3. 「健康チェック票 THI」による症状パーセンタイル値 (男女別)

図1は、症状パーセンタイル値の平均値を男女別に示したものである。男性介護福祉士では、症状パーセンタイル値が基準集団の中央値(50パーセンタイル)より20ポイント以上高かったものは、「抑うつ」72.42と「生活不規則」83.64の2項目で、20ポイント以上低いものはなかった。女性介護福祉士では、症状パーセンタイルが基準集団の中央値(50パーセンタイル)より20ポイント以上高かったものは、「多愁訴」74.24、「目や皮膚」74.78、「消化器」74.85、「情緒不安定」72.24、「抑うつ」72.35、「生活不規則」83.91、「総合指数」73.85の7項目であった。20ポイント以上低かったものは「虚構」29.96の1項目であった。「生活不規則」は男女ともに基準集団よりも30ポイント以上高かった。また、「虚構」は男性では36.04であり、基準集団に比べて男女ともに低かった。

4. 症状パーセンタイル値 経験年数 夜勤回数 仕事のやりがい感 仕事の有能感 の相関性

表2は、症状パーセンタイル値、経験年数、夜勤回数、仕事のやりがい感、仕事の有能感尺度(「業務の達成」、「能力の発揮・成長」、「仕事上の予測・問題解決」とのスピアマンの相関係数(ρ))を示したものである。相関係数(ρ)が1%水準で有意なものには**、5%水準で有意なものには*を記した。

「心身症」、「神経症」、「総合指数」は、それぞれ中程度または高度の正相関があった。「経験年数」は、「消化器」と軽度の逆相関があった。「抑うつ」と「生活不規則性」は中等度の正相関があり、「夜勤回数」と「生活不規則性」は軽度の正相関があった。仕事のやりがい感や仕事の有能感尺度の「業務の達成」、「能力の発揮・成長」、「仕事上の予測・問題解決」と「虚構」には軽度の正相関があった。「仕事のやりがい感」は、「生活不規則性」、「神経症」、「総合指数」などと軽度の逆相関があった。仕事の有能感尺度である「業務の達成」、「能力の発揮・成長」、「仕事上の予測・問題解決」は、それぞれ「生活不規則性」、「神経症」、「総合指数」と軽度または中等度の逆相関があった。「業務の達成」、「仕事上の予測・問題解決」は、「心身症」とも軽度の逆相関があった。

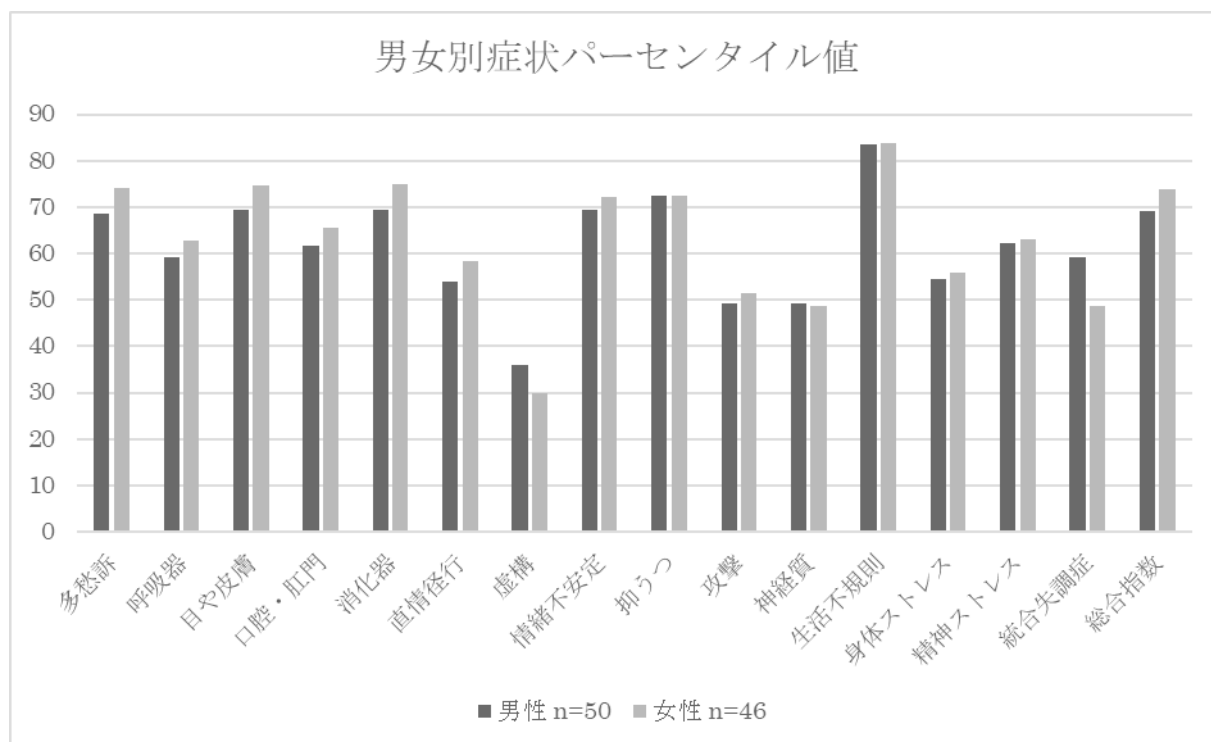


図1. 男女別症状パーセンタイル値

表2. 症状パーセンタイル値 経験年数 夜勤回数 仕事のやりがい感 仕事の有能感 の相関性

	多愁訴	呼吸器	目や皮膚	口とおしり	消化器	直腸経行性	虚構性	情緒不安定	抑うつ	攻撃性	神経質	生活不規則性	心身症	神経症	統合失調症	総合指数	経験年数	夜勤回数	仕事のやりがい感	尺度得点 業務の達成	尺度得点 能力の発揮・成長	尺度得点 仕事上の予測問題解決
多愁訴	1.000	.669**	.650**	.547**	.604**	.439**	-.303**	.638**	.588**	-.479**	.391**	.615**	.656**	.587**	0.053	.850**	-0.009	0.145	-.207*	-.329**	-0.191	-.243*
呼吸器		1.000	.578**	.353**	.642**	.407**	-.238*	.518**	.430**	-.317**	.248*	.408**	.331**	.292**	-0.169	.709**	-0.162	0.103	-.294**	-.284**	-0.161	-0.114
目や皮膚			1.000	.441**	.490**	.349**	-0.186	.585**	.437**	-.355**	.377**	.370**	.325**	0.191	0.118	.711**	-0.039	0.093	-0.121	-.243*	-0.112	-0.161
口腔・肛門				1.000	.375**	.377**	-.235*	.401**	.364**	-0.197	0.159	.422**	0.128	0.183	0.009	.581**	-0.046	0.084	-0.134	-.317**	-0.145	-0.190
消化器					1.000	.329**	-.254*	.459**	.397**	-.339**	.213*	.386**	.394**	.306**	-0.077	.639**	-.217*	0.171	-.313**	-.271**	-0.142	-0.085
直腸経行性						1.000	-.504**	.704**	.689**	-.201*	.468**	.333**	.498**	.700**	0.078	.714**	0.063	0.140	-.268**	-.252*	-.341**	-.263**
虚構性							1.000	-.472**	-.426**	0.143	-0.148	-.330**	-.208*	-.394**	0.161	-.473**	-0.106	-0.160	.245*	.205*	.349**	.269**
情緒不安定								1.000	.782**	-.399**	.615**	.488**	.631**	.734**	.249*	.873**	0.005	0.129	-0.132	-.356**	-.288**	-.327**
抑うつ									1.000	-.316**	.527**	.550**	.557**	.866**	.613**	.820**	0.033	0.066	-.357**	-.357**	-.430**	-.314**
攻撃性										1.000	-.383**	-.280**	-.792**	-.375**	-0.141	-.481**	0.054	-0.076	0.074	0.144	0.105	.254*
神経質											1.000	.252*	.587**	.573**	.281**	.559**	-0.009	-0.021	0.014	-0.138	-0.099	-0.067
生活不規則性												1.000	.359**	.505**	0.134	.662**	-0.101	.280**	-.293**	-.407**	-.295**	-.259*
心身症													1.000	.763**	.219*	.641**	0.037	0.106	-0.073	-.220*	-0.177	-.242*
神経症														1.000	.442**	.706**	0.071	0.124	-.222*	-.258*	-.334**	-.250*
統合失調症															1.000	.201*	0.068	-0.153	-0.143	-0.140	-.233*	-0.149
総合指数																1.000	-0.023	0.155	-.300**	-.407**	-.343**	-.331**
経験年数																	1.000	-0.194	-0.099	0.003	-0.047	0.169
夜勤回数																		1.000	-0.087	-0.168	-0.125	-0.113
やりがい感																			1.000	.306**	.619**	0.197
業務の達成																				1.000	.393**	.487**
能力の発揮・成長																					1.000	.485**
仕事上の予測問題解決																						1.000
-0.2< ρ <0.2: 相関性はほとんどない、0.2 $\leq$ ρ <0.4: 軽度正相関、0.4 $\leq$ ρ <0.7: 中程度正相関、0.7 $\leq$ ρ <0.9を軽度逆相関、0.9 $\leq$ ρ は高度逆相関 ** ρ <0.01 * ρ <0.05																						

考察

1. 「健康チェック表THI」症状パーセンタイル値からみる
特養介護福祉士の特性

健康チェック表THIの16の症状項目についての症状パーセンタイル値が基準集団より20ポイント以上高い項目は、男性では2項目であったが、女性では7項目となった。男女ともに20ポイント以上高い項目は、「抑うつ」と「生活不規則性」であった。「抑うつ」は、悲しく、おもしろくない、憂うつ、元気がない、自信がないなどのこと（鈴木ら, 2005）である。利用者を元気にするために明るく接している介護福祉士を目にすることが多いが、基準集団に比べ20ポイント抑うつが高い結果となった。「抑うつ」と「生活不規則性」の相関をみると $p=0.550$ と中等度の相関がみられ、「生活不規則性」と「夜勤回数」とは軽度の正相関があった。栗原ら（2019）が行った大学生を対象とした研究においても、「生活不規則性」と「抑うつ」は中等度の正相関が認められている。また、中尾ら（2003）は総合病院の看護職員を対象とした研究において、抑うつ状態者が交代勤務者に多くみられたことを報告している。本稿の結果でも生活不規則性と夜勤回数とは軽度の正相関があり、対象者の夜勤回数は、月平均4.32回（ ± 2.11 回）、最も多い者は月10回の夜勤があり、夜勤がない者は10.4%であった。この夜勤業務による生活の不規則さが、抑うつ傾向に少なからず影響していると考えられる。

「虚構」は、基準集団に比べて男性では約14ポイント、女性では20ポイント低かった。「虚構」とは、自分をよくみせたい傾向、自分を偽って虚栄をはる傾向、そのためにうそをいってしまう傾向のことであり50パーセンタイル値がよいとされている（鈴木ら, 2005）。特養介護福祉士の特性としては、自らを良く見せたいや虚栄をはる傾向は低く、またそのためのうそをつかない傾向にある集団であるといえるが、今回の対象者の中では、仕事のやりがい感や有能感と「虚構」には軽度の正相関があったことから、仕事のやりがい感や有能感が高い人は虚構性が高い傾向にあることが示された。本稿における仕事の有能感は第3者からの評価ではなく、自記式質問紙調査でありすべて回答は自己評価となるので、もともとの性格特性が「仕事のやりがい感」や「仕事の有能感」の回答に影響を与えていることが推測できる。一方自己をよく見せたいと思うその自己こそが目標となり、その自己実現に向かって努力する姿勢につながり、それが仕事のやりがいや有能感に少なからず影響を与えているとも考えられる。

2. 心身の健康状態と仕事のやりがい感、有能感との相関性

「心身症」、「神経症」、「総合指数」は、それぞれ中程度または高度の正相関性があった。健康チェック表THIで測定される「心身症」はストレス関連の身体症状の評価、「神経症」は心の悩み・心的不安定の評価、「総合指数」は心身両面の全般的な不調感を評価したものである（鈴木ら, 2005）。身体と精神のストレスは切り離せたものではなく双方に影響していることが知られており（栗原・田所, 1992）、本稿の結果からもこのことが確認された。

「仕事のやりがい感」は、「生活不規則性」、「神経症」、「総合指数」などと軽度の逆相関があった。仕事の有能感尺度である「業務の達成」、「能力の発揮・成長」、「仕事上の予測・問題解決」は、それぞれ「生活不規則性」、「神経症」、「総合指数」と軽度または中等度の逆相関があった。「業務の達成」、「仕事上の予測・問題解決」は、「心身症」とも軽度の逆相関があった。男女ともに基準集団にくらべ20ポイント以上高かった「抑うつ」については、「生活不規則性」と中等度の正相関があるが、「仕事のやりがい感」、仕事の有能感尺度3因子とは軽度または中等度の逆相関が確認された。前述の通り、夜勤による生活の不規則さが「抑うつ」に少なからず影響していることが示唆されるが、仕事に対してやりがいや有能感を感じているものは、「生活不規則性」と逆相関にあり、同様な環境にあってもストレスとしての受け止め方が異なると考えられる。安次富（2011）は、仕事への満足度や仕事継続感が強い場合には、同じような職場環境下においてもストレスの訴えは少ないと述べており、本稿の結果も同様のことが示唆されたといえる。特養介護福祉士にとって夜勤は避けられない勤務形態でもある。そのような中でも心身の健康を維持して働くためには、仕事のやりがいや有能感を感じられるような状況を作り出すことが、抑うつ傾向になることを避けるための手段のひとつであるといえる。

介護職員のストレスは、長期欠勤や離職につながる（老施協, 2008）こと、ヒューマンサービスに関わる労働者の離職意向はケアの質の低下をもたらす（佐藤ら, 2003）ことが報告されている。特養介護福祉士が仕事のやりがいや有能感をもって業務を行えるようにすることで、心身のストレスが軽減され離職を防ぐことができ、かつ介護の質の向上が期待できる可能性があるといえる。仕事のやりがい感では、「感じる」と「非常に感じる」を合わせて54.1%で、半数弱はどちらともいえないか、感じていないという結果であった。この仕事のやりがいを感じていないまたはどちらともいえないと回答した半数弱の特養介護福祉士に対する、仕事にやりがいを感じられるような支援は、特養介護福祉士の心身の健康状態の維持とともに介護の量と質の確保の観点からも重要であると考えられる。

本稿の調査では、調査用紙の回収率は17.0%であり、今回の結果をそのまま一般化できるとは言いがたい。回収率が低かった理由は、健康チェック表THIの質問項目が130問あり、回答を躊躇した者もいるのではないかと考える。この健康チェック表THIの質問数は130問と多いが回答に要する時間は5分程度である。回収率を高めるためには、依頼先に回答に要する時間をわかりやすく明記するなどの工夫が必要であると考ええる。

結論

特養介護福祉士を対象として、心身の健康状態と仕事のやりがい感や仕事の有能感についての調査を行った。仕事にやりがいや有能感を感じている者の方が、健康状態は良好であるとの結果が得られた。介護福祉士資格は、名称独占であるために同様の業務を無資格者も行っている現状がある。そのような中で、特養介護福祉士が仕事のやりがいや有能感を持てるような支援をすることは、彼らの心身の健康維持につながることを示唆された。このことは介護の質の向上と人材の確保の観点からも重要であると考ええる。

利益相反

本稿に関して利益相反はありません。

謝辞

本研究にご協力いただきました皆様に深く感謝いたします。

また、健康調査票THIの調査・分析にあたり、最期までご指導いただきました元東京福祉大学教授 故 栗原久先生に深く感謝いたします。そしてご冥福をお祈りいたします。

引用文献

- 浅野弘明・竹内一夫・笹澤吉明ら(2005):新基準集団における質問紙健康調査票THIの尺度得点・傾向値のデータ分析. 厚生労働省 52, 1-7.
- 安次富郁哉(2011):介護保険施設介護職員の心身健康度. 沖縄国際大学人間福祉研究 9(1), 1-20.
- 藤井賢一郎(2015):介護職員が専門職として働き続けられるために. 保健医療学会論集 25(2), 20-26.
- 廣野正子(2018):特別養護老人ホーム介護職員のストレスと仕事満足度ーSense of Coherenceの視点に注目した質的研究ー. 郡山女子大学紀要 54, 223-238.
- 厚生労働省(2017):「介護人材確保対策(参考資料)社保審

一介護給付費分科会 第145回」. https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000175117.pdf (2019.10.26検索).

厚生労働省(2020):介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置の延長第25回社会保障審議会福祉部会 令和2年7月15日資料2. <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000648682.pdf> (2021.11.11検索).

厚生労働省(2021a):令和元年介護サービス施設・事業所調査の概況. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service19/index.html> (2021.10.14検索).

厚生労働省(2021b):第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について. https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207323_00005.html (2021.10.14検索).

栗原 久・面川幸子・山下喜代美(2019):質問紙「健康チェック票THI」による評価を通した大学生のメンタルヘルス面および身体面の症状間の相関性の検討. 東京福祉大学・大学院紀要 10, 35-48.

栗原 久・田所作太郎(1992):ストレスとは何か. In:ストレスを科学する(日本化学会編). 大日本図書, 東京, pp19-50.

中尾久子・小林敏生・品川汐夫(2003):看護職員における職業的ストレス、生活習慣と精神的不健康度の関連性. 山口県立大学看護学部紀要 7, 25-31.

厚生労働省老健局(2003):介護サービスの質の向上への取組について 全国厚生労働 関係部局長会議資料(平成15年1月22日(水)). <https://www.mhlw.go.jp/topics/2003/bukyoku/rouken/6.html> (2019.10.26検索).

笹谷真由美, 安永龍子, 森田婦美子(2007):介護福祉士の労働環境と就業に関する考察. 奈良佐保短期大学研究紀要 15, 35-46.

佐藤ゆかり・澁谷久美・中嶋和夫他(2003):介護福祉士における離職意向と役割ストレスに関する検討. 社会福祉学 44, 67-77.

蘇 珍伊・岡田進一・白澤政和(2007):特別養護老人ホームにおける介護職員の仕事の有能感 に関連する要因ー利用者との関係と職場内の人間関係に焦点をあててー. 社会福祉学 47, 124-135.

鈴木庄亮・浅野弘明・青木繁伸ら(編著)(2005):健康チェック票THIプラスー利用・評価・基礎資料集. 武田書店, 藤沢.

全国老人保健施設協会(2008):平成20年版介護白書 介護老人保健施設経営の現状と課題 第2章第1節 介護老人保健施設の動向. 59-61.

Correlation between the Physical and Mental health, the Feel of Rewarding, and the Perceived Job Competence of Certified Care Workers in Special Elderly Nursing Homes

Kiyomi YAMASHITA and Emi SAKURAI

School of Social Welfare, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus),
2020-1 San'o-cho, Isesaki City, Gunma 372-0831, Japan

Abstract : Purpose: The purpose of this study was to clarify the correlation between the physical and mental health, the feel of rewarding, and the perceived job competence of certified care workers in special elderly nursing homes. **Method:** A random sampling of 200 facilities out of 777 facilities in the Kanto area was conducted with a self-administered questionnaire delivered by mail targeting a total 600 certified care workers with 3 people per facility. The contents of the survey were the feel of rewarding, perceived job competence, the health checklist THI (Total Health Index) consisting of 130 questions, along with gender, age, and years of experience. **Results:** The collection rate was 17.0%. Of these, 96 people were included in the analysis, excluding 5 who had incomplete responses and 1 who was a part-time worker. “Depression” and “irregularity of life” were more than 20 points higher for both men and women than the standard group. There was a moderate positive correlation between “depression” and “irregularity of life” in the target population. The feel of rewarding and the perceived job competence were mildly or moderately inversely correlated with “neurosis,” “total index,” and “irregularity of life.” **Conclusion:** These results suggest that boosting the feeling of being rewarded and perceived job competence is effective for maintaining the physical and mental health of certified care workers.

(Reprint request should be sent to Kiyomi Yamashita)

Key words : Certified care workers in special elderly nursing homes, Total Health Index (THI), Correlation between the feel of rewarding and health, Correlation between the perceived job competence and health

地域住民・地域組織をつないでつくる住みやすい街づくり — アンケート調査からの報告 —

谷口恵子^{*1}・姜 壽男^{*2}・松川 靖^{*3}・三田真外^{*2}

*1 東京福祉大学 社会福祉学部 (王子キャンパス)

〒114-0014 東京都北区堀船2-1-11

*2 東京福祉大学 社会福祉学部 (池袋キャンパス)

〒170-8426 東京都豊島区東池袋4-23-1

*3 昭和町・堀船地域包括支援センター

〒114-0011 東京都北区昭和町3丁目10番7

(2021年11月29日受付、2022年2月17日受理)

抄録：本研究は、K区A地区といった限定された地域の課題を見出し、住みやすい地域となるためのきっかけをつくることを目的に、地域住民の自治会・町会など地域活動に対する考えを知るためのアンケート調査を実施したものである。回収率は低く、地域の特徴を理解するには限界があるものの、回収率の低さからも地域活動に対する住民の意識の低さが見てとれた。一方、町会・自治会に加入しない最も大きな理由が「活動について知らない」という情報不足からくることもわかった。さらに、「仕事が忙しくなければ」や「街づくりに貢献していると実感できるのであれば」町会・自治会の役員を担うなど積極的に地域活動に関わる意思があることもわかった。地域の中で支えあい、人と人とのつながりがある地域社会にしていくためには、地域に関する情報の伝え方の工夫、そして働き方の改革と言った社会全体で取り組むべき課題があることが示唆された。

(別刷請求先：谷口恵子)

キーワード：地域活動、街づくり、町会・自治会組織

緒言

現在日本は、急速な少子高齢化社会となり、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指す(厚生労働省ホームページ, 2021)ことが重要な課題となっている。さらに、平成29年2月にとりまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(厚生労働省, 2017)の構築の理念が示されて以降、厚生労働省では、本システムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じた関係者間の重層的な連携による支援体制の構築に向けた取組を進めている。本システムの構築に当たり、関係者による

重層的な連携支援体制構築の更なる促進が必要であり、その実行のために「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」が開催されることとなった。このように、少子高齢化を迎えた日本社会の中で、高齢者や生活のしづらさを抱えている障がいのある方も含め、地域で包括的にサポートしていく仕組みづくりが目指されている。

総務省(2018)の自治体戦略2040構想研究会の第二次報告書「2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機」の中で、東京圏は、「入院・介護ニーズの増加率が全国で最も高い。医療介護人材が地方から流出のおそれ」「子育ての負担感につながる構造的要因が存在し、少子化に歯止めがかからないおそれ」など地域特有の危機として挙げられている。このような現状に対して、これからの自治体行政の基本的な考え方を示し、「新たな公共私によるくらしの維持」として「公共私相互間の協力関係」を構築する「プラッ

トフォームビルダー」へ転換し、自治体の中で新しい公共の協力関係の構築を目指すこと、そのために「ソーシャルワーカーなど技能を獲得したスタッフが随時対応する組織的な仲介組織」の必要性について触れている（総務省、2018）。

日本では、江戸時代から五人組など地縁によるつながりを使って地域づくりに取り組んできた歴史がある。自治組織の芽生えを明治期以降の歴史で説明をしている伊藤（2007）によると、区、部落会・町内会、自治会と名称を変えて集落の自治組織は存続し、水利、教育、消防・防犯、祭祀、土木などを担ってきたという。これらの仕事は生活上不可欠なものでありながら、行政と自治組織との境界線上にあり、地方行政機関の財政が確立していない時期に、自治組織の側で実施してきた。このように、現代日本社会の発展において、地域における自治組織は行政の手の届かない部分を担ってきた歴史がある。しかしながら、近年の高齢化社会や産業構造の変化などにより、地縁による活動は大きな転換点を迎えていると言える。「東京の自治の在り方研究会」が33区市町村を対象に調査した報告書（2015年発表）によると、2003年には61%だった自治会加入率は、10年後には54%と7%減少になっていた。社会では、地域でのつながりや地域組織による支えあいの仕組みづくりが求められる中、それらの活動の担い手は減少しているのである。

このような社会情勢の中、東京都 K 区にある A 地区で、2019 年度より、地域包括支援センター、社会福祉協議会が中心となり、生活協同組合、民生委員、町会長、大学が協同で、住んで良かったと思える地域にするためには何をすれば良いのか話し合いを重ねてきた。A 地区は、高齢化率が 32.5%（2020 年 7 月）ありながらも、新興分譲住宅も立ち並び、若い世代の人口流入もある。しかし、町会・自治会組織に若い世代が加わることは少なく、世代間の分離を感じざるを得ず、自治会の運営を担う方々からは「人材不足」という課題が挙がっていた。住んで良かったと思える地域づくりのためにできることは何か、住民のニーズと地域のストレングスを見出し、行政と地域住民が連携をしながら、「住んでよかった」と思える街づくりに貢献したいと思い研究着想に至った。

研究の第一段階として、地域活動に取り組んでいる方々を対象としたインタビュー調査を実施した（2021 年 3 月～5 月）。インタビューは A 地区内の 10 町会（自治会）から、4 人の町会長（自治会長）に加え、地域振興室室長、主任児童委員、生活協働組合班長、消防団団長、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー、地域密着型デイサービスセンター長各 1 名の合計 10 名の方々に実施した。本調査では、町会により、感じている課題やストレングス

に違いが見られたことから、町会を超えた課題解決の仕組みづくりが形成されることで、地域のストレングスをより活かすことにつながっていくことが示唆された。また、よりよい地域づくりに関して今後期待することとして、金子勇のコミュニティ要素モデル（金子、1993）を参考に分析をした結果、「関係（ヒト）」と「行事（イベント）」という二つの要素が多く挙がった。この「関係（ヒト）」と「行事（イベント）」は、住民どうしの関係性があれば行事が実施され、行事を実施すると関係性が形成されるということで、これら二つの要素は近接するものである（平野ら、2001）。そのため、町会を超えたつながりを意識した行事（イベント）を実施していくことが、人材不足などいくつかの町会・自治会の課題解決につながることを考察された（谷口・松川、2021）。この結果を基に、広く地域の方々が、町会・自治会などの地域活動に対して感じていることを明らかにし、町会を超えたつながりをつくるためにできることは何かを見出すことを目的にアンケート調査を実施した。

研究対象と方法

インタビュー調査の結果を受けて、オンラインによるアンケート調査を実施した（2021 年 7 月～8 月実施）。アンケート調査は、A 地区在住者限定のものと、ウェブ調査会社（マイボイスコム株式会社）のモニター調査（K 区在住者限定）の二種類を実施した。モニター調査はあらかじめ登録されたモニターの方にアンケート調査協力を依頼するもので、アンケートを一問回答するごとに、決められた謝金を支払われることとなっている。

A 地区在住者限定のものについては、A 地区の小学校 1 校（315 名）と、生活協働組合の機関紙（A 地区在住者限定、1,583 名）を通して、QR コードを示し協力の依頼をした。

また、アンケート調査実施に先立ち、東京福祉大学倫理・不正防止専門部会にて、倫理的問題がない旨の承認を得ている（東福大倫審 2021-07 号）。

質問項目は表 1 の通りである。

結果

小学校及び生活協働組合を通しての A 地区在住者限定のアンケートは、24 名からの回答を得た。回収率 1.26% と非常に低い数値であった。モニター調査では K 区限定のモニター、689 名にアンケートを配信し、回答数は 612 名、回収率は 88.8% であった。A 地区においては、回収率の低さから地域の特徴を見いだすには限界があるが、アンケート調査の結果からわかったことを示していく。

表1. アンケート調査での質問項目

質問番号	設問文
Q1	Q1. あなたの年齢を教えてください。
Q2	Q2. あなたのお住まいを教えてください。
Q3	Q3. 今のお住まいに住んでから、通算して何年経つか教えてください。
Q4	Q4. あなたの世帯について教えてください。
Q4S2	Q4S2. 同居のお子様(お孫様)の人数と年齢を教えてください。年長のお子様から順に、年齢をご回答ください。
Q5S1	Q5S1. あなた自身の主な職業について教えてください。
Q5S2	Q5S2. あなたの配偶者・パートナーの主な職業について教えてください。
Q6	Q6. あなたはお住まいの地域の活動に参加していますか
Q6S2	Q6S2. 町会・自治会活動の中で良いと思う活動、不要だと思う活動について教えてください
Q6S4	Q6S4. 町会・自治会に加入していない理由を教えてください。
Q7	Q7. 町会・自治会の役員は、地域の様々な課題に取り組む役割を担っています。あなた自身が町会・自治会の役員を担う気持ちはありますか。
Q8	Q8. どのような状況であれば役員を担いたいと思いますか。
Q9	Q9. あなたの住んでいる地域には、困ったときに頼れる人はいますか。
Q9S2	Q9S2. 困った時に頼れる方との付き合いのきっかけは何ですか。
Q10	Q10. あなたの住む地域でのつながりをより強固にしたり、よりよいコミュニティをつくっていくためにあなたが参加したり利用したいと思うものを教えてください。

1. 回答者の世帯構成、在住期間と町会・自治会への加入との関係性

アンケート回答者の世帯構成は、A地区の回答者は、75%が親と子の2世代家族(図1)、K区全域におけるモニター調査(以下モニター調査)では、2世代家族が39%、一人暮らしが30%、夫婦のみが21%であった(図1)。また、在住期間は、A地区の回答者は、5～10年未満が34%、次いで

で10～20年未満が29%、同じく20年以上も29%(図2)、モニター調査では、20年以上が38%で最も高く、次いで10～20年未満の23%(図2)であった。A地区の回答者においては、自治会・町会への加入については町会・自治会に加入している回答者は59%、何らかの地域活動に参加している回答者は15%で、参加していない回答者は26%であった。7割以上の回答者が町会・自治会や地域活動に

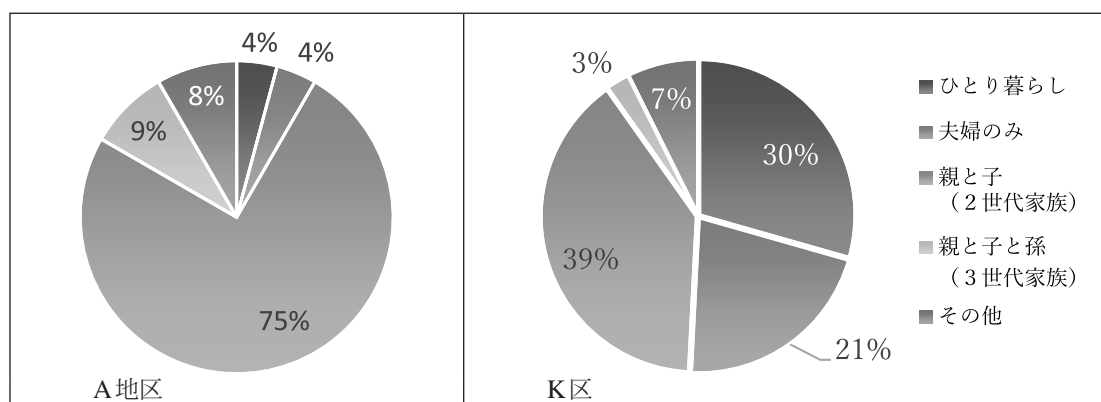


図1. 回答者の世帯構成

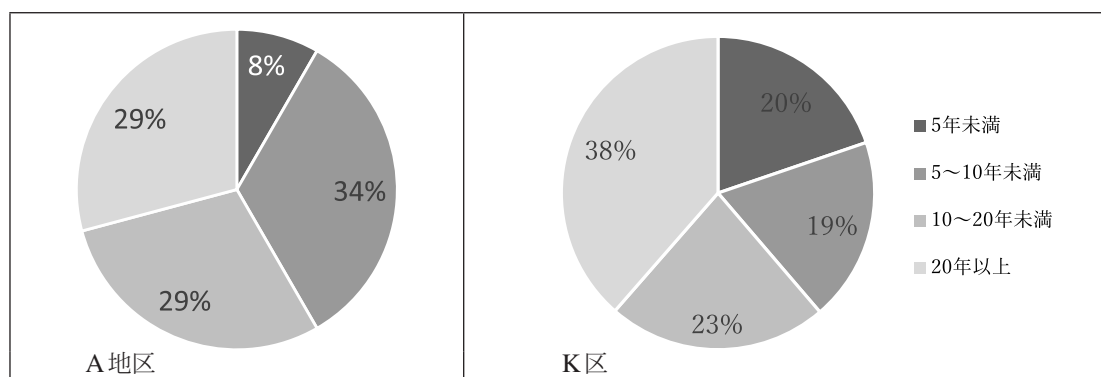


図2. 回答者の在住期間

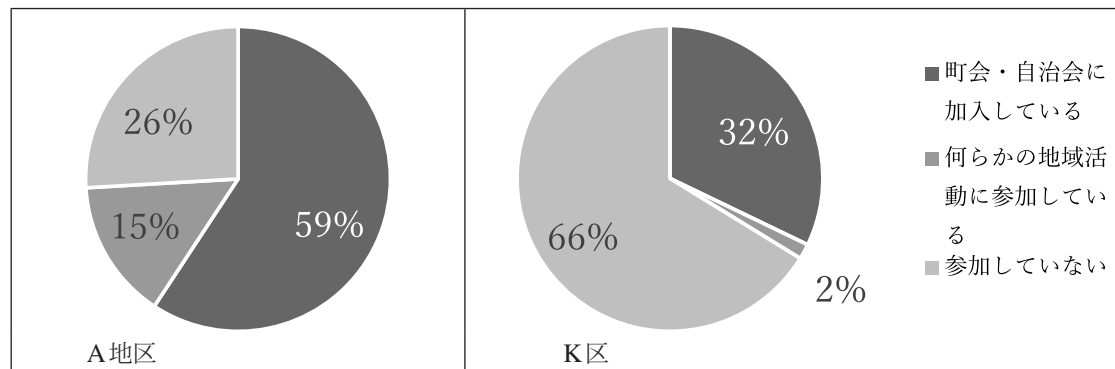


図3. 地域活動への参加状況

参加していることがわかったが、およそ3割の回答者にはそれらのつながりが無いこともわかった(図3)。モニター調査では、町会・自治会に加入しているのが32%、何らかの地域活動に参加しているのが2%、参加していないが66%であり、7割近くの方が地域活動への参加が無いことがわかった(図3)。

回答者の世帯構成及び在住期間と町会・自治会への加入との関係について、A地区では在住期間と世帯構成との正の相関が見られた($r = .537, p < .001$) が、町会・自治会への加入との関係について相関関係は認められなかった(表2)。K区においては、町会・自治会に加入しているかどうかと世帯構成、及び在住期間との間に正の相関がみられた($r = .183, p < .001$)、($r = .186, p < .001$) (表3)。

2. 町会・自治会に対する意識

A地区、及びK区モニター調査ともに町会・自治会に加入しない最も大きな理由が「活動について知らない(情報

表2. 在住期間、世帯構成と町会・自治会への加入の関係(A地区)

Pearson の相関係数			
	1. 在住期間	2. 世帯構成	3. 町会・自治会への加入
1. 在住期間	—	.537**	-.062
2. 世帯構成		—	.226
3. 町会・自治会への加入			—

**、相関係数は 1% 水準で有意(両側)

表3. 在住期間、世帯構成と町会・自治会への加入の関係(K区)

Pearson の相関係数			
	1. 在住期間	2. 世帯構成	3. 町会・自治会への加入
1. 在住期間	—	.195**	.186**
2. 世帯構成		—	.183**
3. 町会・自治会への加入			—

**、相関係数は 1% 水準で有意(両側)

不足)」42.9%、39.0%だった(表4)。また、町会・自治会の役員を担うことについてA地区・モニター調査ともに「担う意思は全くない」がそれぞれ62.5%、77.1%と最も高かった。その中でも「興味はある」との回答をした者がそれぞれ29.2%、19.3%だった。少ないながらも、関心をもってくれている方がいることがわかった(表5)。また、どのような状況だったら役員を担っても良いと思えるかとの問いには、A地区では、「仕事が忙しくなければやりたい」が71.4%、「街づくりに貢献していると実感できるのであればやりたい」が57.1%であった(表6)。モニター調査では「地域とのつながりがつくれるきっかけとなるのであれば

表4. 町会・自治会に加入しない理由

	度数 (A地区)	% (A地区)	度数 (K区)	% (K区)
会費が高い	—	—	19	4.7
参加するメリットが感じられない	—	—	101	24.8
一度参加したら辞められなさそう	—	—	46	11.3
活動について知らない(情報不足)	3	42.9	159	39.0
参加したい内容の活動がない	1	14.3	35	8.6
つきあいがめんどろ	—	—	133	32.6
参加する時間がない	3	42.9	99	24.3
参加すると負担がありそう	1	14.3	91	22.3
その他 具体的に:	—	—	30	7.4
合計	7	100.0	408	100.0

表5. 町会・自治会の役員を担うことについて

	度数 (A地区)	% (A地区)	度数 (K区)	% (K区)
現在役員を担っている	2	8.3	13	2.1
ぜひ担いたい	—	—	9	1.5
興味はある	7	29.2	118	19.3
全くない	15	62.5	472	77.1
合計	24	100.0	612	100.0

表6. どのような状況であれば役員を担いたいと思うか

	度数 (A地区)	% (A地区)	度数 (K区)	% (K区)
知人が一緒に担うのであればやりたい	1	14.3	18	14.2
街づくりに貢献していると実感できるのであればやりたい	4	57.1	50	39.4
仕事が忙しくなければやりたい	5	71.4	47	37.0
子どもの面倒を見てもらえるのならばやりたい	—	—	7	5.5
一つのイベントなど短期限定の活動であればやりたい	3	42.9	28	22.0
地域の人とつながりがつくれるきっかけとなるのであればやりたい	2	28.6	57	44.9
お試し期間のようなものがあればやりたい	2	28.6	27	21.3
その他具体的に	1	14.3	1	0.8
合計	7	100.0	127	100.0

「やりたい」と回答した者が44.9%、「街づくりに貢献していると実感できるのであればやりたい」と回答した者が39.4%であった(表6)。街づくりに貢献していると感じられることで地域活動への参加の意欲が高まることがわかった。

3. 地域の中であるとよいと思うもの

地域の中でつながりを強固にするために役立ったり、利用したいと思ったりするものについて選択肢を用いて聞いた。この選択肢は、インタビュー調査の内容とまちづくりに関する他地域のアンケート調査の項目(四万十市企画広報課, 2012、千葉市市民自治推進課, 2019)を参考に設けた。結果は表7の通りで、K区モニター調査では、「参加したり利用したいと思うものはない」(48.5%)という選択が最も多かった。それぞれの結果で高い数値を示していたものが「コミュニティカフェなど誰もが立ち寄れる場所の設置」で、A地区では20.8%、K区モニター調査では12.6%であった、さらに、防災意識を高める講演会(29.2%、13.9%)は関心が比較的高かった。A地区の回答では最も多かったのが子ども向けイベントや講座で50%の方が選択していた。

考察

回収率の低さゆえに地域の特徴として考察することは難しい、またA地区における調査は、「地域(活動)」より関心のある方がアンケートに答えたと考え、地域活動への参加が7割を超えていることは当然のことと言えるだろう。一方モニター調査(K区対象)においては地域活動に参加していない回答者がおおよそ7割であり、地域活動への関心の低さが見てとれる。「東京の自治の在り方研究会最終

表7. 地域で参加したいと思うもの

	度数 (A地区)	% (A地区)	度数 (K区)	% (K区)
世代間交流の行事	2	8.3	54	8.8
多文化交流の行事	1	4.2	51	8.3
コミュニティカフェなど誰もが立ち寄れる場所の設置	5	20.8	77	12.6
地域のことがわかるホームページの開設	2	8.3	40	6.5
清掃活動(草刈り、ごみ拾い)、植栽づくりなど環境整備活動の実施	3	12.5	53	8.7
高齢者の見守り	4	16.7	53	8.7
介護予防講座の開催	2	8.3	15	2.5
配食サービス	1	4.2	19	3.1
敬老会の充実	—	—	7	1.1
子ども向けイベントや講座	12	50.0	60	9.8
放課後や休日の子どもの居場所づくり	5	20.8	31	5.1
子どもの遊び場づくり	8	33.3	55	9.0
育児講座(親対象)	—	—	14	2.3
防災意識を高める講演会	7	29.2	85	13.9
応急手当などの救命講習会	5	20.8	63	10.3
その他	—	—	2	0.3
参加したり利用したいと思うものはない	2	8.3	297	48.5
無回答	—	—	—	—
合計	24	100.0	612	100.0

報告」(2015)によると2013年度に町内会やPTAといった地縁団体に加入している者は54%という調査結果が出ている。この点について保井(2019)は、「地縁によるコミュニティを不要だと感じているよりは、都市住民の多くが忙しい毎日を過ごし、家庭と職場・学校の往復になってしまっているなかで地域の問題にかかわったり、関心を持ったりする余裕がないという現状認識のほうが正しい(p7)」のではないかと述べている。本調査においても「どのような状況であれば役員を担いたいのか」との問いではA地区限定の調査では「仕事が忙しくなければやりたい」と答えた方が、71.4%、モニター調査では37.0%と高い数値を示していた。このことから、仕事の忙しさや日常生活のせわしなさが地域活動への参加意欲の低さへとつながっていることが考察できる。一方、モニター調査においては、「地域の人とつながりがつくれるきっかけとなるのであれば」役員を担っても良いと考えている方が44.9%と比較的高い数値を示していること、さらに、「地域貢献をしている実感が持てるのであれば」役員を担っても良いと考えている方の割合は比較的高く(A地区では57.1%、K区では39.4%)、

「地域」に関わっていくことに対して前向きな思考があることもわかった。

岡本(2012)は、高齢者の社会活動において、居住年数が5年未満と短いことが、社会参加・奉仕活動への参加の阻害要因となっていることを示した。居住年数が10年以上と長い者は活動が活発であった。ここから居住年数が10年以上の者は、個人活動のなじみの場が蓄積されていたり、会ったり、活動を共にしたりしやすい地理的にも身近な社会関係が豊かな可能性を示唆している。本調査においては、A地区内では在住年数によっての町会・自治会といった地域活動参加への関係が示唆できる結果は見られなかった。これは、A地区においては比較的地域活動に関心の高い者のみからの回答であったことから、在住年数との活動への参加への関係が見られなかったのではないかと考えられる。一方、K区在住者のモニター調査によると、在住年数と町会・自治会参加には有意な相関がみられた。今回の調査は高齢者に限ったものではないことから、高齢者に限らず在住期間の長さが、地域活動参加に積極的になれる要因であることが示唆できた。

また、つながりを強固にするのに役立ったり、利用したりしたいと思うものは何かとの問いには、「コミュニティカフェなど誰もが立ち寄れる場所の設置」が比較的多くの方が回答したものとなった。コミュニティカフェのような目に見えて、立ち寄りやすい場所を行政が中心となつてつくり、人とのつながりや、情報を共有できる場とすることで、よりつながりをつくるきっかけとなりうるだろうことが考えられた。

結論

回収率が低かったことから、地域の特徴を表す結果とはなっていないが、アンケート結果からは地域づくりを考えるためのヒントとなる事柄をいくつか見出すことができた。

K区対象のモニター調査では、地域活動への参加は低かったが、町会・自治会の役員などを担うことに対する関心がある方もおり、「街づくりに貢献していると実感できるのであればやりたい」(39.4%)「地域の人のつながりがつくれるきっかけとなるのであればやりたい」(44.9%)と高い数値を見せた。また、役員など地域活動に参画することについて、「仕事が忙しくないのであればやりたい」(37.0%)と答えた者が一定数いることから、地域における互助の力を活かすためには、働き方からの変革も求められていると言えるだろう。

また、「地域」に関する情報がわかりやすい方法で地域住民に伝わることも大切であることがわかった。地域の

機関紙や、回覧板とは異なる、忙しい子育て世代の方たちにも手軽に情報がいきわたる方法の検討が今後必要である。

「地域をつくる」ことは住民だけの力では限界があり、そこはソーシャルワーカーなど地域づくりを専門に担う者が、住民たちと一緒につながりのある住みやすい地域づくりに貢献することが求められていると言えるだろう。

最後に、A地区限定のアンケートは回収率が非常に低く、地域活動への関心が高いと想定できる者からの回答と偏ったデータになったことは否めない。地域活動への関心が高くとも活動への参加が難しい方からの意見という点においては意義を見出すことができる。しかしながら、地域活動への関心が低い方の意見も大切であり、これらの方たちの考えを知ることを今後の調査の課題としたい。

謝辞

本調査は、快くアンケート協力の依頼を全校児童のご家庭に配布していただいたA地区の小学校や、機関紙を通して配布していただいた生活協働組合の協力なくては実施できませんでした。改めて謝辞を述べさせていただきます。さらにインタビュー調査から本研究に関心を寄せご協力を惜しまずにいて下さる町会・自治会の会長さまたち、地域振興室にも感謝の意を表します。なお、本研究は全労済協会の2020年度研究助成により実施しています。

引用・参考文献

- 平野隆之・宮城孝・山口稔(2001): コミュニティとソーシャルワーク[新版]. 有斐閣, 千代田区.
- 伊藤修一郎(2007): 自治会・町内会と住民自治. 論叢現代文化・公共政策 **5**, 85-116.
- 金子 勇(1993): 都市高齢社会と地域福祉. ミネルヴァ書房, 京都市.
- 厚生労働省ホームページ(2021): 地域包括ケアシステム. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/ (2021.11.28).
- 厚生労働省 これからの精神保健医療福祉の在り方に関する検討会 (2017): これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaiho/kenfukushibu-Kikakuka/0000152026.pdf> (2021.11.28).
- 岡本秀明(2012): 都市部在住高齢者の社会活動に関連する要因の検討ー地域におけるつながりづくりと社会的孤立の予防に向けてー. 社会福祉学 **53**(3), 3-17.

四万十市企画広報課企画調整係(2012):まちづくりに関するアンケート調査 市民意識調査のお願い. <https://www.city.shimanto.lg.jp/gyousei/plan/report/quest.pdf> (2021.07.10).

総務省 自治体戦略2040構想研修会(2018):自治体戦略2040構想研究会の第二次報告書. https://www.soumu.go.jp/main_content/000562117.pdf (2021.11.28).

総務省 東京の自治の在り方研究会(2015):東京の自治の在り方研究会最終報告書. <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/05gyousei/jichiken/pdf/saishuu.pdf> (2021.11.28).

谷口恵子・松川靖・姜壽男・三田外人(2021):地域住民・地域組織をつないでつくる住みやすい街づくりーインタビュー調査からの考察ー. 社会福祉学会第69回秋季大会.

千葉市 市民局 市民自治推進部 市民自治推進課(2019):地域課題の解決に向けてー住民アンケート作成のポイントー. <https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/documents/jumin-anketo-point.pdf> (2021.07.10).

保井美樹(2019):孤立する都市つながる街. 日本経済新聞出版者, 千代田区.

Creating an Attractive City to Live in by Connecting Local Residents and Local Organizations: A Report from Questionnaire Survey

Keiko TANIGUCHI^{*1}, Soonam KANG^{*2}, Kiyoshi MATSUKAWA^{*3} and Masato MITA^{*2}

^{*1} School of Psychology, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Oji Campus)
2-1-11 Horifune Kita-ku, Tokyo 114-0014, Japan

^{*2} School of Social Welfare, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus),
4-23-1 Toshima-ku, Tokyo 170-8426, Japan

^{*3} Showa-machi, Horifune Regional Comprehensive Support Center,
3-10-7 Shouwa-machi Kita-ku, Tokyo 114-0011, Japan

Abstract : The purpose of this study is to find out the problems of K Ward and A district in order to create an opportunity to become more attractive area to live in. We conducted a questionnaire survey in order to know the thoughts of local residents on local activities such as residents' associations and neighborhood associations.

The response rate was low so that there was a limit to understand the characteristics of the area. The low response rate also indicates that a low interest in local activities by the residents. It was found that the biggest reason for not joining the neighborhood association comes from the lack of information that they do not know about the activity. It was also found that "if they are not busy with work" or "if they can feel that they are contributing to their community", they are willing to be actively involved in community activities, such as serving as officers of neighborhood or residents' associations.

It is suggested that in order to create a community where people are connected to each other, there are issues that the society should tackle, such as devising ways to convey information about the community to residents and reforming working styles so that they can have time and room to engage in community activities.

(Reprint request should be sent to Keiko Taniguchi)

Key words : Community activities, Creating city, Neighborhood and residents' associations

東京福祉大学・大学院紀要投稿要領

平成22年4月1日制定

令和4年1月20日第5改定

第1 投稿資格

紀要に投稿することができる者は、本学の教職員、専任教員の指導若しくは協力による共同研究者・本学学生・大学院生、又は学会誌等編集専門部会が適当と認めた者とする。

第2 著作権

紀要に掲載された論文等の著作権は、東京福祉大学・大学院に属する。

第3 投稿原稿

- (1) 原稿の内容は倫理的配慮および研究不正防止への対応が充分になされたものであること。
- (2) 人を対象とした実験・調査では、インフォームドコンセント、個人情報の管理がしっかりとなされていること。
また、本学もしくは所属する学会等の研究倫理審査を受け、承認をうること。
※人を対象とする生命科学・医学系研究及び、人文社会科学研究等において、個人または集団を対象に、その行動、心身若しくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する場合は「研究倫理審査の承認」が必要となる。
該当する論文で投稿時に倫理審査の承認がないものは受け付けない。
- (3) 原稿は和文または英文による原著論文を主とするが、他に総説、解説、報告、資料等を掲載することもある。
ただし、既刊のもの又は刊行物に掲載予定のものは投稿できない。
- (4) 原稿制限字数
 - ① 総説（8000字～16000字程度：英文の場合は32000字程度）
 - ・ある主体に関する研究・調査論文を総括および解説、評論したもの。
 - ② 原著（8000字～16000字程度：英文の場合は32000字程度）
 - ・新しく独創的な研究で、価値ある結果が得られており、当該分野への貢献度が高いと認められるもの。
 - ③ 資料（4000字～16000字：英文の場合は32000字程度）
 - ・調査等のもとになる材料（調査・統計・実験などの結果も含む）で実践や研究に有用な資料
 - ④ 研究ノート（8000字～16000字程度：英文の場合は32000字程度）
 - ・萌芽的研究を含め、将来の基礎となり優れた研究に発展拡大する可能性のあるもの。独創的な研究への端緒となる提言等。
 - ⑤ 短報（4000字～8000字程度：英文の場合は16000字程度）
 - ・速報としての価値のある内容を含む未発表の短い論文に相当するもの。
 - ⑥ 調査報告（4000字～8000字程度：英文の場合は16000字程度）
 - ・新事実発見のため、または既に確立されている理論の検証や修正ならびに事柄の明確のために行われる調査・試験などの報告。対象について十分な分析がなされているもの。
 - ⑦ 実践報告（4000字～8000字程度：英文の場合は16000字程度）
 - ・実践活動に関する報告。
 - ⑧ 解説（4000字～8000字程度：英文の場合は16000字程度、ただし、書評の場合はその半数程度とする）
 - ・特定の分野や主題について解説した記事。
 - ⑨ 事例研究（8000字～16000字程度：英文の場合は32000字程度）
 - ・事例に基づく臨床的・教育的実践から得られた独創的な知見や考察をまとめたもの。
 - ⑩ 学生によるレポート（8000字～16000字程度：英文の場合は32000字程度）
 - ・高い評価を得られた学生執筆のレポート、卒業論文等。ただし、教育上の効果と論文の質担保の観点から、論文執筆過程において指導教員より適切な指導を受けたものに限る。
- (5) 印字原稿はwordでA4版に文字サイズ10.5ポイントでテキスト形式で印字し、和文では40字×40行(1,600字)、英文では12ピッチ、ダブルスペースとする。また、ヘッダー、脚注・引用文献の挿入等の各種word機能は使用しないこと。
- (6) 写真・図・表は原則として総計5点以内とし、それぞれ目安として400字として換算し、原稿制限字数に加算される。

- (7) 投稿に際しては、原稿(表紙・本文)のファイル、原稿に使用した全ての写真・図・表(写真・図等は jpeg に統一し、表等 word 等で作成したものはそのままの形式)のファイルを別に作成し、USB メモリ・CD-R 等の電子媒体に記録したものと、印字原稿 1 部、査読用コピー 2 部を提出する。
- (8) 「書物や論文等を要約しただけのもの」「他人の説を無批判に繰り返したただけのもの」「引用してこれらを並べただけのもの」「証拠立てられない私見だけのもの」「他人の業績を無断で使用したもの(剽窃)」「自己剽窃」等の投稿は認めない。

第 4 原稿の形式

原稿の様式は次の通りとし、順に綴じる。

(1) 表紙

- ① 論文種別、表題、投稿者名、所属、所在地および連絡先(電話・ファックス番号、E メールアドレス)を明記する。
- ② 表題、投稿者名、所属、所在地を英語にて記す。
なお、本学の英語表記は Tokyo University and Graduate School of Social Welfare とする。
- ③ ランニングタイトル(和文では 20 字以内、英文では 40 レター以内)を記す。
- ④ 別刷請求先: 該当する著者名を記す(英文の場合は、Reprint request should be sent to Name of correspondent author)。

(2) 本論文

原稿の 2 枚目から、次のスタイルで記す(論文の種類によってはこの限りでない)。

① 和文論文の場合

和文抄録(400 字以内)、日本語キーワード(3 ～ 6 個)、緒言(はじめに、問題と目的)、研究対象と方法、結果、考察、結論、引用文献、英文抄録(300 語以内)、英語キーワード(日本語キーワードに対応するもの)の順に、見出しをつけ、これらの全てを組み入れて構成・記述する。

緒言: 疑問点(既存の報告の中で疑問に思った点、あるいは明らかになっていない点を示す)を指摘し、何を解決するのかを目的としているのか記す。

研究対象と方法: 緒言で示した目的を達成するために、データを取得するための対象として何を使ったのか、どのような方法で新たなデータを取得して分析したのかを記す。

結果: 得た結果を記す。

考察: 新たに得た結果と既発表論文の内容と比較して、新規の知見(当該論文の意義)を示す。

結論: 何が新たに判明したのか、簡単にまとめる。

② 英文論文の場合

Abstract(300 語以内)、Key words(3 ～ 6 個)、Introduction, Materials and Methods, Results, Discussion, Conclusion, References、和文抄録(400 字以内)、日本語キーワード(Key words に対応するもの)の見出しをつけ、これらの全てを組み入れて構成・記述する。

以下 Introduction から和文論文と同様のスタイルで記す。

(3) 投稿原稿の書式

- ① 和文による原稿は、現代仮名遣いにしたがって平仮名混じり、横書きで、正確に句読点(、。)をつける。
- ② 脚注を使用する場合には、本文中に¹⁾などの表記をしたうえで、引用文献の前に記載する。
- ③ 各分野で認められている省略記号以外は、述語の省略はしない。略語は用いても差し支えないが、初出の場合は省略せず()内に略語を明記する。
- ④ 度量衡は原則として SI 単位系を使用する。

(4) 引用について

本紀要は印刷及びインターネット上で公開・配布されるため、引用に当たっては引用元の著作権や肖像権等を侵害することのないよう十分留意すること。

※国外のものについては各国の著作権法の引用条件を満たすこと。

【引用の条件】※引用とは原則として「文章」である。「図表等」は著作権法上「複製」にあたることがあるので原則として使用しないことが望ましい。

- ① 既に公表されている著作物であること。
- ② 自己の文章が主であり、引用部分との「主従関係」が明確であること。
※主従関係が逆転(引用が多い等)した場合、「引用」ではなく「転載」となる。無断転載は「盗用」「剽窃」となるため、出典を明らかにしても不可。
- ③ 自己の説を正当付けるため等の「必用性」があり、「最小限」に限られること。

- ④ 直接引用する文章は原文のままであること。(著作者には同一性保持権があり、著作者の許諾なしに改編してはならない)
- ⑤ 直接引用を行う部分は「カギ括弧」などにより明確に区別すること。
- ⑥ 出所の明示を行うこと。著作者名、書名(題名)、雑誌名、ページ等を明確に表示する必要がある。引用文献で参照しても、本文中の引用箇所が特定できないときは、適法な引用といえない。
- ⑦ インターネットから引用する場合は慎重に行うこと。基本情報、情報責任の所在が明らかでないもの、書き替えられたり消去されたりする恐れが強いもの(例:ブログや Wikipedia 等)は使用しないこと。許諾が必要な場合は、許諾書のコピーを提出すること。引用する際は著者、発表年、表題、URL、最終検索日を明らかにすること。
※各省庁等行政機関が一般公開しているコンテンツについては、許諾無しでも利用できるものとできないものが混在しているため、利用規約等を十分確認し、必要に応じて許諾を得ること。
- ⑧ 他者が著作権を所有する写真・図・表等をコピーして論文に貼り込む(引用)場合は、原則として著作者の許諾が必要となるため、必要に応じて「インターネット上で無料公開される論文に使用する許諾」を得ること。また、引用図表等の下部に出典を詳細に明記すること。また、改編を加える場合は別途その許諾が必要。(「同一性保持権」及び捏造や改竄防止)
※政府刊行物の一部等のように「本書のデータ、図表を引用・転載する場合は出典を記載すれば可」「加工して利用する場合は出典及びその旨の記載も明記すれば可」の旨が明記されている場合は許諾書不要。ただし、根拠情報を必要に応じて提出すること。
- (5) 引用文献の表記
- ① 文献を引用する際は、本文の引用箇所に著者名と発表年を示す。
(例) 澤口 (2010) は～ もしくは ～と報告されている(澤口, 2010)。
和字の著者2名は「・」でつなぎ、3名以上は第一著者の後に「ら」で略す。欧字の著者2名は「&」でつなぎ、3名以上は第一著者の後に「et al.」で略す。
(例) 2名の著者の場合: 澤口・栗原 (2010) (澤口・栗原, 2010)
Sawaguchi & Kuribara (2010) (Sawaguchi & Kuribara, 2010)
3名以上の著者の場合: 澤口ら (2010) (澤口ら, 2010)
Sawaguchi et al. (2010) (Sawaguchi et al., 2010)
本文引用の表記において、同一著者の同一発表年の文献がある場合には、発表年の後ろに a, b, c をつける。
(例) 澤口・栗原 (2010a) 澤口・栗原 (2010b)
引用文献に記載されている表記をそのまま引用する場合には「 」で引用箇所を括り、掲載されているページ番号を記載する。
(例) 栗原 (2017) は「・・・(本文引用)・・・(p.)」としている。
- ② 引用文献(References)欄は、筆頭著者のアルファベット順で並べ、同一筆頭著者では、著者1名、同2名、同3名以上の順とし、著者2名では第2著者のアルファベット順、3名以上は発表年順に並べる。
雑誌: 著者(発表年): 表題. 雑誌名* 巻数(太字), 頁.
※ 雑誌名は、和文誌は「医学中央雑誌収載誌目録」、欧文誌は「Index Medicus」により略記してもよい。
(例) 澤口彰子・栗原久 (2010): 健康に及ぼす環境の影響. 東京福祉大学・大学院紀要 **1**, 15-25.
Sawaguchi, A. & Kuribara, H. (2010): Stress-induced impairment of the mental health. Bull. Tokyo Univ. Sch. Social Welfare **1**, 27-35.
単著本: 著者(発表年): 書名. 発行所, その所在都市名。
(例) 澤口彰子・栗原久 (2010): 健康科学. 伊勢崎出版, 伊勢崎。
Sawaguchi, A. & Kuribara, H. (2010): Health Science. Isesaki Pub., Isesaki.
分担執筆: 著者(発表年): 表題. In: 編者名(編), 書名. 発行所, 所在都市名, pp. 頁。
(例) 澤口彰子 (2010): 血圧の調節. In: 栗原久(編), ストレスマネジメント. 池袋福祉出版, 東京, pp.75-90.
Sawaguchi, A. (2010): Control of blood pressure. In: Kuribara, H. (ed.), Stress Management. Ikebukuro Welfare Pub., Tokyo, pp.75-90.
インターネット文献: 著者(発表年): 表題 .URL (最終検索日)
(例) 小野智一 (2018): 文献の考察—学術論文の記載について. <http://www.tokyo-fukushi.jp/bunken2018.htm> (2018.6.30 検索)。

(6) 写真・図・表とその説明※引用(複製)する場合は上記「(4) 引用について」も参照

① 写真・図・表の掲載はA4に収まるサイズとする。ただし印刷校正において縮小・拡大される場合がある。

② 写真・図はそのまま印刷できるよう鮮明なものとする。

③ 写真・図・表の番号は掲載順にアラビア数字を使用し、説明に使用する言語は、和文論文では日本語か英語のどちらかに統一し、英文論文では英語とする。

(例) 写真 1. (Photo. 1.)、 図 1. (Fig. 1.)、 表 1. (Table 1.)

④ 写真の使用においてはマスキングする等個人情報の保護に十分配慮する。

⑤ 図をコピーして論文に貼り込み(引用)する場合は③に加え、出典を明らかにする。改編されている場合は、その旨も明記する(どちらも原則として著作権者の許諾を要す)。

(例) 図 1 出典: 栗原著、〇〇出版、p. × × 図 2

(例) 図 1 出典: 栗原著、〇〇出版、p. × × の図 2 を元に著者が手を加え改変

第5 原稿の受付

(1) 投稿者は、以下の書類およびデータをすべて揃え、「東京福祉大学・大学院学会誌等編集専門部会」へ直接又は書留郵便で提出する。

- 原稿(表紙、本文)3部(オリジナル1部、コピー2部)

- 投稿申込書

- 著者チェックリスト

- 本文・構成のチェックリスト

- デジタルデータ(原稿および写真・図・表等)

また、必要に応じて以下の書類も合わせて提出する。

- オークション確認シート(共著者がいる場合)

- ネイティブチェック証明書(本文が母語以外で執筆された場合)

- 所属機関等の研究倫理審査結果通知書等、承認が確認できる書類(人を対象とした研究の場合)

(2) 学会誌等編集専門部会は、原稿・投稿規程の確認後、投稿者に受領書を発行する。

※ ただし、本投稿要領に沿わない原稿等は受付不可とし、返却する。

(3) 原稿の締め切りは毎年5月末日、10月末日必着とする。

※ ただし、掲載に関しては査読結果による。

第6 原稿の取扱い

(1) 原稿の取扱いは、原則として到着順とする。

(2) 原稿の査読は、学会誌等編集専門部会が2名以上の学内外の専門家に依頼する。

(3) 査読の依頼を受諾した者は、原稿を受け取ってから2週間以内に、査読結果を学会誌等編集専門部会に連絡する。

(4) 査読者の意見に従って、投稿者に原稿の修正を依頼することがある。

(5) 掲載の採否は学会誌等編集専門部会で決定し、投稿者に通知する。

(6) 修正依頼後、6ヶ月以内に修正原稿の提出がない場合は、投稿を取り下げたものとする。

(7) 査読結果により再査読が必要となった場合、著者は修正等に関する査読者のコメントに対する回答書(書式自由)と併せて、修正原稿を提出する。

(8) 掲載決定後、重大な誤り等が判明した場合には、掲載が取り消しになることがある。

第7 校正

投稿者による校正は、原則として二校までとし、指定期間内に返却すること。校正に際して、誤植以外の訂正は許されない。

第8 経費の負担

(1) 投稿原稿にカラー写真を含み、カラー印刷を希望する場合は、その経費全額を投稿者が負担する。

(2) 別冊作成の経費は投稿者負担とする。

第9 責任

紀要に発表した論文の内容に関して生じた問題の責任は投稿者が負う。

第10 その他

紀要の編集、その他細部は、学会誌等編集専門部会の協議により決定する。編集の関係で、編集部において原稿を一部変更することがある。

第11 個人情報の保護

- (1) 紀要の刊行に関し、個人情報の秘密やプライバシーの保護については十分に配慮する。
- (2) 個人のプライバシー侵害・名誉毀損の可能性が推測されるようなケースでは、姓名、名称のイニシャル記載は不可とする。
- (3) 個人情報の記載が同意、承認された場合においても、第三者によって問題となることも想定されるので、注意を要する。

研究不正行為防止について

文部科学省による「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」の取りまとめや科学技術・学術政策局に設置された「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議での審議の結果(平成26年2月3日)を踏まえて平成26年8月26日、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が文部科学大臣により制定された。これに基づき、本紀要では以下の行為を禁止する。

1. 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

2. 改ざん

研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

3. 盗用

他の研究者のアイディア、分析若しくは解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

4. 特定不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータ又は調査結果等の捏造、改ざん又は盗用

5. 二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

6. 不適切なオーサーシップ

論文著作者を適正に公表しないこと

＊オーサーシップ(authorship)とは、「原作者」「原著者」の意味。

例として、論文が共著者の合意のないまま投稿され、採択されてしまうなど。

7. 不正行為

研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質又は本来の趣旨を歪め、科学コミュニティにおける正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為

＊研究者は研究データを論文等を発表のときから5年間保存する義務を負い、必要なときは開示しなければならない。

東京福祉大学・大学院紀要における倫理指針

研究者がより円滑に研究を行えることができるように、また研究対象者の個人の尊厳と人権が守られるように、この倫理指針を定める。

この指針は、我が国の個人情報の保護に関する法律や、世界医師会によるヘルシンキ宣言等を踏まえ、研究の実施に当たり、研究対象者に説明し、同意を得ることなど個人情報の保護を原則とする。また、研究にはきわめて多彩な形態があることに配慮して、この指針においては、基本的な原則を示すにとどめる。

一方、研究者等が研究計画を立案し、その倫理的な適否についての判断は、本学倫理・不正防止専門部会によって行われる。

細則

研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更できる。ただし、指針において記載することとされている事項及び倫理・不正防止専門部会の審査を受けることとされている事項については必ず記載しなければならない。

- ・ 研究対象者の選定方針
- ・ 研究の意義、目的、方法、機関、個人情報の保護の方法
- ・ 研究機関の名称（共同研究機関を含む。）
- ・ 研究者等の氏名
- ・ インフォームド・コンセントのための手続（インフォームド・コンセントを受けない場合はその理由及び当該研究の実施について公開すべき事項の通知又は公表の方法）
- ・ インフォームド・コンセントを受けるための説明事項及び同意文書
- ・ 研究に参加することにより期待される利益及び起こりうる危険並びに必然的に伴う不快な状態
- ・ 危険又は必然的に伴う不快な状況が起こりうる場合の、当該研究に伴う補償等の対応
- ・ 当該研究に係る資金源、起こりうる利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり
- ・ 研究対象者からインフォームド・コンセントを受けないで試料等を利用する場合、研究が公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である理由。代諾者を選定する場合にはその考え方
- ・ 資料の保存及び使用方法並びに保存期間
- ・ 研究終了後の資料の保存、利用又は廃棄の方法（他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。）

投稿申込書

東京福祉大学・大学院紀要 学会誌等編集専門部会 殿

下記論文を貴誌に投稿いたします。この論文は他誌に未発表であり、また投稿中でもありません。採用された場合には、この論文の著作権を東京福祉大学に委託すること、また学術リポジトリに要旨及び全文を収載すること、同大学と契約を交わした Web 上に英文あるいは和文の要旨を収載することに同意いたします。なお、本論文の内容に関しては、著者（ら）が一切の責任を負います。

年 月 日

署名 _____ 印 _____

論文表題（必須）： _____

サブタイトル（任意）： _____

ランニングタイトル（必須）： _____

署名： 共著者全員の署名が必要です。欄が足りない場合はコピーして2枚提出してください。

① _____ 年 月 日 ② _____ 年 月 日

③ _____ 年 月 日 ④ _____ 年 月 日

⑤ _____ 年 月 日 ⑥ _____ 年 月 日

論文の種類： ○で囲んでください。

総説 原著 報告 その他(_____)

連絡先： 氏名 _____ (所属 _____)

〒 _____

TEL _____ FAX _____ MAIL _____

料金請求先：（上記と同じ場合は、署名のみで結構です）

氏名 _____ (所属 _____)

〒 _____

TEL _____ FAX _____ MAIL _____

学会誌等編集専門部会記入欄：

論文受付日 年 月 日

論文受理日 年 月 日

受付番号

東京福祉大学・大学院紀要への論文投稿の著者チェックリスト

* 最新版の「投稿要領」を熟読してから、下記の項目にチェックしてください。

投稿要領に沿わない原稿は受付できません。

論文の倫理: ヒトを対象とした研究などは、ヘルシンキ宣言およびこれに準拠した倫理規定に従い実施されていることが必須である

今回の投稿論文は上記に該当する研究か 【 はい Yes ・ いいえ No (いずれかに○をつける) 】

(①の間で「はい Yes」を選んだ場合は次の②の間にも回答すること。)

②所属機関等の倫理審査を受け承認を得られたか【 はい Yes ・ いいえ No (いずれかに○をつける) 】

※ 研究倫理審査結果通知書等、承認が確認できる書類を併せて提出のこと。

タイトルページ

- 【 】 論文タイトルが書かれている
- 【 】 著者名とその所属・所在地がすべて書かれている
- 【 】 著者の所属が異なる場合、右肩に数字(*1)などを付記して区別されている
- 【 】 別冊請求先の著者名が書かれている
- 【 】 20字(英文では40レター)以内のランニングタイトル(欄外表題)が書かれている

抄録ページ

- 【 】 400字(英文では300語)以内の抄録が、改行なしで書かれている
- 【 】 抄録の内容は、研究対象と方法、結果、結論が簡潔に示されている
- 【 】 3〜6個以内のキーワードが書かれている
- 【 】 和文・英文論文とも、和文・英文両方のタイトル、抄録、キーワードが書かれている

本文

- 【 】 紀要投稿要領に従って書かれている。注記がある場合は「引用文献」の前に記載されている
- 【 】 語句を省略する場合は、すでに一般化されているものを除いて、最初に完全形を記し、括弧内に省略形を示している
- 【 】 機器、薬物、動物などを使用した場合、商品名、供給会社名、所在都市名が書かれている
- 【 】 図表の挿入箇所に図表が挿入されている。(諸指定がある場合は赤字で記載されている)
- 【 】 未発表のデータを引用する場合は、本文中に明記している(記載例: 伊勢崎ほか, 未発表データ, Isesaki et al., unpublished data)

引用文献

- 【 】 本文中での文献引用は、投稿要領に従って必要最小限であり、適切に示されている
- 【 】 投稿中の論文は引用されていない
- 【 】 引用文献欄の記載が、投稿要領に従っている
- 【 】 図表を複製(引用)する場合、著作権者の許諾を得ており、必要に応じて許諾書の写しを添付している。

図・写真・表と解説(写真・図・表はそれがないと説明できない等必要最小限で、原則として5点以内)

- 【 】 図等はJPEG形式またはWord等で作成され、文字、数値、記号などが縮小しても明瞭である
- 【 】 必要な場合を除いて、3次元パターングラフは使用されていない
- 【 】 図の番号とタイトル、解説が付記されている
- 【 】 表には上に番号とタイトル、下に脚注が記述されている
- 【 】 カラー図・写真の掲載を希望する際は、その旨が原稿の該当箇所に朱書きで記述されている(希望する場合は、カラー印刷にかかる実費を負担することに同意する)
- 【 】 写真・図・表は本文とは別のファイルで作成し、添付している

※裏面「本文・構成のチェックリスト」につづく

本文・構成のチェックリスト

*「著者チェックリスト」につづいて下記の項目にチェックしてください。

- 「緒言」では研究の目的を明確に述べる
- 「対象および方法」は簡潔かつ適切に記載する
- 「考察」は「結果」に基づいて記載する
- 「結果」は「緒言」の目的に対応し、研究結果の詳細を提供する
- 「引用文献」は読者が確認できるよう適切に記載する(引用した全ての文献を記載。引用していない文献は記載しない。)

総説・解説の場合（「実験技術」、「研修報告」等を含む）

- 【 】 緒言 (Introduction)
- 【 】 結論 (Conclusions)
- 【 】 引用文献 (References)
- 【 】 利益相反はない

原著の場合（「短報」「症例報告」「資料」「調査」等を含む）

- 【 】 緒言 (Introduction)
- 【 】 対象および方法 (Materials and Methods)
- 【 】 結果 (Results)
- 【 】 考察 (Discussion)
- 【 】 結論 (Conclusions)
- 【 】 引用文献 (References)
- 【 】 利益相反はない

報告の場合

- 【 】 緒言 (Introduction)
- 【 】 事例 (Case)
- 【 】 結果 (Results)
- 【 】 考察 (Discussion)
- 【 】 結論 (Conclusions)
- 【 】 引用文献 (References)
- 【 】 利益相反はない

確認日時 年 月 日

著者サイン _____

共著者がいる場合のみ、ご提出ください。
共著者が複数の場合は、一人につき一通ご提出ください。

『東京福祉大学・大学院紀要』オーサーシップ確認シート

この確認は、投稿された論文の共著者のオーサーシップについて、学会誌等編集専門部会が書面で確認するためのものです。

執筆者(共著者含む)は[※オーサーシップの在り方について]をご確認いただき、ご提出ください。

※日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」(2015.3.26公開)。

共著者の方へ [オーサーシップの在り方について]当てはまる項目に✓をつけてください。

- 【 】 本研究の規格・構想、もしくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、または実験・観測データの取得・解析、または論理的解釈やモデル構築など、当該研究に対して実質的に寄与した。
- 【 】 原稿の草稿を執筆したり、重要な箇所に関する意見を表明し、原稿の完成に寄与した。
- 【 】 原稿を承認し、内容について説明できる。

上記3点のオーサーシップを満たしていることを確認し、下記にご署名ください。

【共著者署名】

氏名(自署): _____ (ローマ字)

所属・職位: _____

原稿に寄与した箇所: _____

記入年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

※上記3点のオーサーシップを満たさない関係者は「謝辞」への記載が適切とされています。

第一著者(筆頭著者)の方へ 「共著者のとりまとめについて」下記をご確認の上、ご署名ください。

- 【 】 [オーサーシップの在り方について]を確認した。
- 【 】 提出された全ての共著者にオーサーシップがあることを確認した。

【第一著者署名】

氏名(自署): _____

東京福祉大学・大学院紀要 ネイティブチェック証明書

年 月 日

東京福祉大学・大学院紀要編集 学会誌等編集専門部会長 殿

第一著者名：_____

表 題：_____

上記原稿（タイトル・本文）の和文または英文の表記について、下記ネイティブスピーカーによる確認を行ったことを証明します。

確認者：_____

氏 名：_____

所 属：_____

住 所：_____

電話番号：_____

署名（自署）：_____

* 本文が母語以外の場合は、投稿時に証明書を提出してください。

* 証明書の様式は問いません。上記様式は一例です。

切り取り

編集後記

東京福祉大学・大学院紀要第12巻を上梓いたします。

2020年春先にわが国で新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから、2年が経ちました。この間、大学の授業はZoomによる遠隔授業や、対面とZoomの併用によるハイブリッド授業などになり、また、現場での実習は止むを得ず「学内代替演習」に切り替わったことも再三ありました。コロナ禍は研究活動にも影響を及ぼし、調査活動を延期せざるを得ない等の変更を余儀なくされたのではないかと思います。このような事態は数年前には想いもつかないことでした。いつの時代でも、想定範囲外の事態は生じる可能性があることを思い知らされます。本学の建学の精神は、「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」です。コロナ禍だけでなく、地球環境の変化による自然災害なども近年ではしばしば発生しています。このような事態に遭遇したとき、柔軟な思考力と問題発見・解決能力が求められることが改めて認識されます。

本紀要にご投稿いただきました先生方、ご多忙の中にもかかわらず査読をお引き受けいただきました先生方、編集に際しご支援ご協力をいただきました皆様に感謝申し上げます。次号もどうぞよろしくお願いいたします。

(2022年3月 学会誌等編集専門部会 副部会長 岡野 雅子)

東京福祉大学・大学院 学会誌等編集専門部会

部 会 長 内藤伊都子(編集責任者)

副 部 会 長 岡野 雅子

部 員 新井 雅人

新井 洋輔

河村 明和

熊谷 大輔

澤田 晋一

澁井とし子

先崎 章

長谷川有香

坂 望美

八重樫幸雄

山口 敬雄

須賀三友紀(印刷・事務担当)

古澤 和泉(投稿受付・事務担当)

東京福祉大学・大学院紀要

第12巻 第1-2合併号

編 集／東京福祉大学・大学院 学会誌等編集専門部会

発行所／東京福祉大学

東京福祉大学短期大学部

編集部／〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

TEL: 0270-20-3676 FAX: 0270-20-3696

E-mail: lib@ad.tokyo-fukushi.ac.jp

2022年3月20日 印刷

2022年3月25日 発行

印刷所／高山プレスシステムセンター株式会社